

の罪事は、天つ罪とは睥放、溝埋、種放、頻蒔、串刺、生剝、逆剝、屎戸、こゝだくの罪を天つ罪と法別けて、國つ罪とは生膚斷、死膚斷、白人、古久臈、巳が母犯す罪、巳が子犯す罪、母と子と犯す罪、子と母と犯す罪、畜犯す罪、昆蟲の災、高つ神の災、高つ鳥の災、畜扑し、蟲物をせる罪、こゝだくの罪出む。此く出ば、天つ宣事を以て、大中臣、天つ金木を本打切り、末打斷ちて、千座置座に置き足らはして、天つ菅を本打斷ち、末打切りて、八針に取辟きて、天つ祝詞の大祝詞言を宣れ。此くのらば、天つ神は天、磐門を押披きて、天の八重雲を伊頭、千別に千別きて、聞しめさむ。國つ神は高山の末、短山の末に上りまして、高山の伊穂理、短山の伊穂理を搔別きて、聞しめさむ。此く聞しめして、皇御孫の命の朝廷を始めて、天下四方の國には罪といふ罪はあらじと、科戸の風の天の八重雲を吹放つことの如く、朝の御霧、夕の御霧を朝風、夕風の吹拂ふことの如く、大津邊に居る大船を舳綱解放ち、船綱解放ちて、大海原に押放つことの如く、彼方の繁木が本を燒鎌の敏鎌以て打拂ふことの如く、遺れる罪はあらじと、被ひ給ひ、清め給ふことを、高山の末、短山の末よりさくなだりに落たぎ、速川の瀬にます、瀬織津比咩といふ神、大海原に持出なむ。此く持出往かば、荒鹽の鹽の八百道の、八鹽道の鹽の八百會にます、速開都比咩といふ神、持かか呑みてむ。此くかか呑みてば、氣吹戸にます、氣吹戸主と云ふ神、根の國底の國に氣吹放ちてむ。此く氣吹放ちてば、根の國底の國にます、速佐須良比咩といふ神、さすらひ失ひてむ。此く失ひてば、天皇が朝廷に仕へまつる

官々の人等を始めて、天の下四方には今日より始めて、罪といふ罪はあらじと、高天原に耳振立、聞く物と、馬牽立て、今年六月晦日の夕日の降の大祓に、被ひたまひ、清めたまふことを、四毛國の卜部等、大川道に持退り出て、祓却と宣たまふ。

天平寶字二年正月、群臣を集めて、宴を賜ふ。天皇親から玉幣とて、五色の玻璃玉を以て飾りたる幣を以て、蠶卵紙を掃ひ、金銀彩色の鈿鍬を以て、田を耕やす態をなして、當年の耕織の豊かならんことを祈りたまへり。是れを子、日、宴の始めとす。但し後世の子、日、宴とは名同じうて、實異なり。此時行はれたるものは、その後絶えて復た興らず。小松ひき若菜を祝ふ。後世の子、日、宴は藤原氏擅權の頃に、至りて盛なりき。同年同月また青馬を見る節會あり。これ春は青陽の氣を重んずるがゆゑなり。此式その後中絶せしが、平安時代に至りて、承和年間に再び行はるゝに至れり。子、日、宴、青馬、節會何れも、漢土の故實によりて創めたるものなり。

民間にも、或は月次祓の祭あり、氏神の祭あり、或は春時耕耘の時、田地の神を祭り、秋季收穫の時、新嘗の祭を行ひなとす。氏の長者は其氏の男女を率ゐ、郷の長者は其郷の老幼を集めて、祭祀をなすなり。祭祀を行ふさまは、太古に異ならず、まづ神籬とて、神を立て、神の御座とし、こゝに神靈を請ず、さて神を祭るさまは、大伴坂上郎女が神を祭る歌に

久堅の天の原より 生來し神の命 奥山の賢木の枝に 白香つく木籬取付けて、
齋瓮を思ひ穿居え、 竹玉を繁に貫き垂り、 猪じ物、膝折り伏せ、 手弱女の押日取

懸け、斯くだにも吾は祈らむ

とあるが如し。歌中竹玉を繫に貫き垂りとあるは竹をつぶくど切つて絲に貫きて神に奉つるなり。太古裝飾に用ひたる珠玉にたか玉とて曲玉、三輪玉などと等しく用ひられたるものあり。その後珠玉を裝飾に用ふることを稍衰へ、唯古風を守るべき祭祀に傳へ用ひ、また珠玉を飾りして竹を其形に切りても用ひたるなるべし。押目(湊須比)の太古以來の服なることは既に述べたり。昔は男女ともに用ひたるを、此時代に至りては男の着ることは絶え、女の禮服の如くなりて神を祭るときなどはに被たるものなるべし。

佛會の益々盛なることは當時佛教流行の勢を知らば、言はずとも明らかなるべし。盂蘭盆會は齊明天皇の三年七月に始めて飛鳥寺に行はれ、天平五年に至りて大膳式をして此供養を設けしめらる。維摩會は齊明天皇の三年に藤原鎌足の始めて行ふところ、同六年に始めて仁王會あり。持統天皇の七年に始めて内裏に於て仁王、最勝の二講を設け、爾來永式とせらる。これ最勝會の起原なり。養老四年始めて放生會を置き、神護景雲二年始めて御齋會を大極殿に修せられ、また天平勝寶三年には始めて常樂會を置かる。すべてこれ等の神祭佛會の年中恒例の儀式と定まれるは、次期に於て尙ほ述ぶることあるべし。今はその梗概を言ふのみ。

第七章 歌舞遊戯

舞樂には久米舞、吉志舞等の倭樂あり、唐土三韓の蕃樂あり、また西域、度羅、林邑などの舞樂あり。佛事供養齋會には殊に外國の樂を用ふることは前期に述べたる所にして、此期に於て佛教愈々盛なれば外國の樂も隨うて流行せざるを得ず。

宴會には大嘗會、その外の大儀にトシノホカ豊明せさせたまうて、群臣に酒食を賜ひ、祿を與へらるゝことあり、相撲の戯を觀騎射、走馬を催ほさるゝこともあり。曲水、宴は古よりある所、五月の節、七夕の宴、此時代に行はれぬ。梅花、宴は天平十年に行はれ、蓮葉、宴は寶龜六年に始まる。民間にて私に宴を開きて梅花を賞し、七夕を詠するなどの遊びも少からず。すべてかく人の花鳥を愛する念深くなりゆきては、庭に咲き野に蒸る春秋の花は、嬌嬈が挿頭の爲めに、遊士の蘊の爲めに咲き蒸ると見ゆ。霞たつ春日は梅の花、櫻の枝を髪にさし、杜鵑來なく五月は菖蒲、花橘を玉に貫きて聲とし、九月の時雨の時ほもみぢ葉を折りかざしてぞ遊ぶる。

漢學の流行と共に宴遊に漢詩を詠じ、和韻をなすことあり、和歌は大いに進歩してこれを以て情を現はすこと甚だ巧みなり。天平十四年大安殿に宴せさせたまへる時、六位以下の人琴を彈じて歌うて曰く、

新しき年の始めに斯くしてそ仕うまつらめ、萬代まで。

此時代の童謡は天智天皇の十年に叙任の沙汰ありし時歌うて曰く、

橘は已が枝々成れれども、玉に貫くとき同じ緒いとに貫く。

と、これは神族蕃族氏々多かれども、何れも一君の下にありて其恩を受くることを詠じたるなり。また光仁天皇龍潛の日、寧樂の京に童謠あり、歌うて曰く

葛城寺の前にあるや、

豊浦寺の前にあるや、

をしとよ、

としとよ、

櫻井に白壁しづくや、

よき壁しづくや、

しかせば國ぞさかゆるや、

家ぞさかゆるや、

をしとよ、

としとよ、

葛城寺、豊浦寺共に元興寺の一名なり。光仁帝諱は白壁といひ、うの妃を井上といへり。蓋し帝を位に即かしめば國家泰平ならんと諷したるなり。

また戯謔に歌を作りて人を嘲り誹ることも多し。池田朝臣といふ人、大神朝臣奥守が瘦せたるを嗤りて、

寺々の女餓鬼申さく、大神の男餓鬼賜りて其子播さむ

と笑ひければ、奥守はまた池田朝臣の鼻の赤きを罵りて、

佛造る具朱足らずば、水渟まる池田の朝臣が鼻の上を穿れ

と報へたりき。

歌垣は古へは山上或は市場にて男女相戯れて歌ひ交し、色好むわざをも爲しけんを、此時代に至りては朝廷にてそのさまを摸し、一の遊藝とせられて踏歌といへるものゝ如

くなりぬ。天平六年に聖武天皇朱雀門に御して歌垣を覽たまふことあり、男女すべて二百四十餘人、五品以上の風流なるものの中に雜はり、歌の本末を唱和せり。其歌には難波曲、倭部曲、淺茅原曲、廣瀬曲、八裳刺曲あり、都中の士女をして縦覽せしめ、歡を極めて罷む。同三月葛井、船津、文武生、藏六氏の男女二百三十人、歌垣に供奉す、何れも青摺の細布の衣を著、紅の長紐を垂れ、男女相並ひ行を分ちて徐に進み、歌うて曰く、

乙女等に男立ち添ひ踏みならす爾詩の都は萬代の宮。

その時の歌垣の歌は

淵も瀬も清くさやけし、はかた河、千歳を待ちてすめる川かも

といひ、歌の曲折毎に袂を擧げて節をなせり。

博戯には雙六、圍碁、碁、蒲の類あり、共に海外より傳へたるものなり。持統天皇の三年に雙六を禁せられしが、尙ほこれを弄するもの絶えず。寧樂の朝に至りて盛に行はれ、官人百姓相會して其戯をなし、爲めに家産を失ふものさへ多かりき。されば天平勝寶六年申ねて雙六を禁じ、犯す者を罰せられしが、其後この禁何時となく弛み、平安時代に至りてはまた盛に行はれたり。

蹴鞠も前期よりうち續き、世に行はる。また別に打毬の遊びあり、或は曰く蹴鞠と打毬とは一物なりと、鷹犬を率ゐて山野に禽獸を獵ることも亦多かりき。

第五期 平安時代

紀元一千四百五十四年桓武天皇の延暦十三年より

一千八百四十五年(安徳天皇の壽永四年)に至る

第一章 歴史上の概見

この時代は、延暦年間に始めて帝都の山城に遷りし頃より、源賴朝が幕府を鎌倉に開き、しまでとし、前期に定められたる紀綱の次第に壞れ行きて源平の大亂を醸し、遂に政權の武人に移りしまでの史なり。當時藤原氏の一族盛大を極め、攝政となり、關白となりて大政を左右したるを以て、この時代の朝家の歴史といへば、殆ど藤原氏盛衰史といふに同じかるべし。

抑も藤原氏が鎌足に起りてよりその勢漸く強く、その子不比等が聖武天皇の外祖父となり外舅となりて後は、一門の繁榮益々盛なりき。この時期、清和天皇の世に至りて鎌足六世の孫良房始めて攝政の大任にあたり、その子基經關白の顯職に任せられてより、子孫相襲いで攝政關白となり、朝廷顯要の重職は概ねその子弟に補任し、政權すべて此一門に歸したり。偶々親王諸王の拮抗してこれを權を争ふものありけれども、永く匹敵の位置を保つ能はず、何時しか淪落せざるはなかりき。かくて基經の曾孫兼家に至りて專

恣度なく、眼中また帝王なし。その子道長の時は一門繁榮の極に達しぬ。權家の己が女を后妃に進め、戚家の威を振つて門地を堅むることは、夙くよりの風なりしが、道長は五女を四帝一皇子に納れ、三帝の外祖父となりて、凡そ人の力に爲さるべきことはその意に合はざることなし。自らその威の大きいなるを歌ひけらく。

この世をば我世ぞと思ふ、望月のかけたることもなしと思へば

と、藤原氏の隆盛はこゝに至りて其極に達せしなり。物盛なれば必ず衰へ、盈つればかくる習ひなり。道長の子頼通、教通など權を擅らにせりと雖も、その勢ひ父に及ばず。後三條天皇英邁にましまして藤原氏の擅權を憤り、その勢威をそぎて攝籙の權を王室に収めたまひしかば、積年の繁榮もあはれ昔し語りとなり、たゞ先例によりて攝關の位に在れども、虚坐を充たすに過ぎず。白河、鳥羽、後白河の三皇は脱履の後院宣を以て政令を天下に布きたまひたりき。

斯くて實權は王室に歸したりと雖も、これが爲めに綱紀復た張ること能はず、却りて天下日々に亂れて、遂に太政武臣の手にわたるに至れり。概するに朝政の隆替は藤原氏の盛衰とその軌を齊しくしたりといふべし。さらばこの時代に於て前期に規定せられたる制度の次第に壞れゆき、朝廷の衰へたる所以はいかに。

前期より唐に交はりて何事もその風を學び、漢學と佛教とは相並びて日々に進みたりしが、今この期に到りては愈々隆盛となり、嵯峨天皇は殊に詩文を好ませたまひて、文學

の土彬々として輩出し、皇女さへ詩を作りたまひき。されど世の泰平に赴くに從ひ、人心漸く浮華に流れて、前期の如く道を論じ治を談する明經の科を喜ばず、律令を講習する明法の科もその好みに合ひ難し。人々唯花鳥を詠じ風月を吟する詩文の技に、一生の學問は即ち風流の遊戯三昧のみ。寛平、延喜の朝より和歌もまた盛になりて、日常のすさびにもこれを誦ひ交して、遂には外國の詩文を壓するに至れり。當時詩文といひ、和歌といふも、皆花月を詠じ戀愛を述べべき一技に過ぎず。然るに朝家の公卿大夫皆この末に趨りてその優劣を争ひ、また管絃歌舞に日を送りて、國家の本とすべきところを忘れたるは、殆しとも殆からずや。

佛教のことは尙ほ歎すべし。佛教は前期聖武、孝謙兩帝の世に於て殆ど極盛の度に達したるが、この時代に於て桓武、嵯峨兩帝の世に最澄、空海などの名僧の出で、より、その根は益々固く、上下擧げて佛法に荒み、寺院を建て法師を尊び、宗教的の感信は深く人心に銘して除き去り難し。公私に於て爲す所の過半は誦經法會なり、修法祈禱なり、天災地妖はもとより征討防禦にも、兵を以て抑へんよりは佛験を祈るに如かずとす。そののみならず陰陽道の行はるゝことも亦甚だしく、物忌、方遣などこの道の感信もいと多かりき。』されば精神が日々の所作といふは、詩歌管絃の遊戯、誦經修法の行事を以てその多分を占められ、月卿雲客すべて兵器を執るは賤者の爲すべきこととして、與み疎んじたり。されば世は益々浮華に奔り驕奢に流れてければ、醍醐、村上の二帝勉めてこれを矯めんと

したまひしかども時勢の趨向は如何ともする能はず世を経て君臣の榮華いよく甚だし。かくても尙ほ民庶善く朝廷に懐き都洛邊陲すべて泰平の澤に浴すべしや。前期以來國郡司の貪濁侵漁の弊は日を追うていよく大いに民をしひたげ公を害ひて私利を計り屢々これを制すれども其幣の増すのみにして減するを知らず班田收授の制も何時しか大いに壞れて諸國衰微し貢賦擧らずなりぬ國郡司の私慾は猶ほ許すべし莊園の増加するに至りては遂に朝家を覆さずは止まじ莊園は大化改革の後幾ばくもなくしてその端を發しその後京師繁榮驕侈の風甚だしく皇親上卿はその田祿を以て一家の尊貴を支ふるに足らず私民奴婢を役して山谷森林を開墾し以てその利を占め諸寺諸社もまた田園を領有しその私を豊かにせり斯くの如く諸國の莊園愈々増加するに従うて朝家の歳入は益々減省し延暦の禁令延喜の格式もすべてこの弊を濟ふに効なく狡猾なる百姓は土地を權貴に託し寺院に納めなんどして莊園となじ以て課役を免れ國郡司の命を奉せずして拒捍鬪争を事とせり國司まづこれによりて衰へ、領家莊司其間に利を占め諸國の豪族小を併せ弱を兼ねてその勢益々強くなりぬ後三條天皇政令を正うし記録所を置きて莊園の券契の明かならずして國務に妨げあるものを廢したまひしが膏盲の疾は癒やすこと難く白河帝以後は土地の制益々亂れて國司の知行するところは全土の百が一に過ぎざりき。諸國の豪族は土地を兼併して威勢日々に加はり遂に戈を朝廷に向くるものさへあり。

朱雀天皇の朝東に平將門反旗を翻へせば西に藤原純友これに應じ天慶の亂こゝに起りぬ。この亂は須臾にして止みたれどもこれより諸國の騷擾止まず別きて奥羽は蝦夷蠻民の住みし地とて屢々動亂を生ぜりこれより先き光仁桓武の朝に大伴家持坂上田村麻等の大舉してその叛民を滅せしことありしがその遺族は尙ほ彼地に残りて往々不穩の色を現はし餘習延いて後冷泉の朝に安倍賴時父子の叛あり堀河の朝に清原武衡叔姪の亂ありこれを前九年の役後三年の戦と並ひ稱す。この時に當りて朝廷の大臣大將は歌詠に巧みなれども號令に拙なくよく琴箏を操れども刀劍の技を知らず壯士の武藝に熟したるものを養うて護衛に用ひ征討に向はしめぬ。これ等の武人始めは賤んせられたりしも兵馬の實權を握れりしかばその勢ひ年を追うて強くこれより軍團の制は衰へて弓馬の家起り殊に源平の二族威信を諸國に布きて勢ひ熾に兵を弄し武を玩びて遂に源平の戦ひとなりあはれ朝廷の威嚴も藤原一家の實力と共にあれども無きが如き有様とすなれりける。

内治邊地に洽からざる世にいかで外國を服せしめてその來聘を促がすべき。この時代の始め政紀の未だ弛びざりし頃は韓地渤海の來聘屢々なりしが世を経るに従うて不遇の心を現はし後には邊境を侵すものさへありしほどなれば朝貢もいつしか絶え公けの交通止みて九州地方の商賈が私に航して貿易をなすまでなりき。漢土との交通は嵯峨天皇の前後は甚だ盛にして彼此往來絶えず遣唐使を送り學生をも伴はせて文學

佛教さては工藝技術をも傳へたりしが、その後唐朝漸く衰へて叛亂四方に起り、彼は我に接する暇なく、我も彼に通ずる益なきに至りしかば、寛平六年菅原道眞の奏議によりて遣唐使を止められてよりは、永く公けの交通絶えぬ。その後五代を歴て趙宋新たに漢土を一統したりしかども、使聘修好のことなく、私に吳越の商船の相往來し、僧徒のこれに搭して遊學するものはありしが、濫りに外國と通商することは、公けには禁せられたりき。

第二章 社會の狀態

第一節 社會の組織

大寶考課の制も漸くに壞れて、子は父に襲ぎ、また孫に傳へ、或は兄弟相嗣々習ひにのみ移りゆきしかば、何時しか家々の職とするところ、歴世の官の高下も定まりて、古來氏姓を重んずる風の愈々門閥を尊ぶに至りき。かくて藤原氏はこの時代に至り益々盛にして、累葉攝政關白、大臣、大將の如き榮官は、その家職と定まれるが如し。平氏は桓武天皇の皇子葛原親王に起りて、其孫高望王より代々平氏を稱し、源氏は嵯峨天皇の第六以下の皇子にすべて源姓を賜はりたるに始まりて、清和天皇以來、皇子の儲位の外なるは多く源姓を稱したりき。されど源平二氏は幾世をも經ぬに權要なる地位を奪はれ、子孫武官を以て身を立つるもあり、州郡に潜みてその豪族となるもありき。

公卿大夫といふは唐の制に擬したる名にして、大臣を公とし、三位以上及び參議を卿とし、五位以上を大夫といふ。これらはすべて進んで清涼殿に昇ることを得るが故に殿上人といひ、また月郷雲客と稱す。六位以下は侍といひて、昇殿を得ざれば地下人と名づく。大臣の子息を上達部といひ、また大臣大將の子息の中納言に至るは公達といふ。公達は出仕の始め既に五位に敍せられ清涼殿上に昇ることを得れば、生れながらに大夫の位を具ふるものなり。さるに地下人は三十年の功勞を積み五位以上となりても、猶ほ未だ昇殿を許されざるありて、これを地下の諸大夫といふ。これ等は老功の侍にして却つて位は大臣大將の赤子にも及ばざるものといふべし。公卿の地下を遇するは奴僕に異ならず、されど地下人の中にも土地を領有し家子郎黨を畜へるものは、州郡に出で、絶大の權あり、臣民を待すること恰も公卿が地下に於けるに齊し。地下人が進んで昇殿を許され殿上の交りをなすは無上の名譽にて、天界に昇りたる心地も斯くやらん。權門勢家に生れたる人こそ父祖の庇蔭によりて初めよりさるべき官位をも得れ、それならぬ賤しきものが高きに登らんとするは實に容易のことにあらず。勤勞功績も無事の世には得がたく、よしや功勞ありとて、當時の紀綱弛みて功あるものゝ必ず賞せらるゝとも限らず。請託の風大に行はれ、權門に媚ひ其推薦によりて望める位置を得んとす。されば位官の昇きは大臣大將なを權要の人に心をよせ、其家に參趨し、これに臣事して、も殊擢の榮に預らんとするもの多し。斯く朝臣とも權家の臣とも知られぬ人の多かる

は殊に此時代に見るところなり。
 後宮にて第一の位にあるをきさいのみやといふ、即ち皇后なり。一條天皇の朝、攝政藤原道長らの女彰子を後宮に納る、時に兄道隆の女定子既に皇后たりしかば、そを退くることもならず、已の女をその下に置くことをも欲せずして、彰子を中宮と稱し、皇后と並び立たしめたりき。是より天皇に二人の御妻あり、皇后は弘徽殿に住み、中宮は藤壺に居りて威權をさく、相劣らず。これに次いで天皇の寢席を穢すものを女御更衣といふ、その數に定まりなく、若宮を生みて後はこれを御息所と稱す、幸にして若宮男子にましまし、東宮に立ちたまふことあらば、則ち其母は國母と仰がれん、よしさまではなくとも女御更衣の天皇の御寵愛を蒙むることあらば、親兄弟までも其蔭によりて官位昇進すべし、されば公卿の女子もちたるは、競うて女御更衣に納れんとす。これ當時上流社會に於て専ら行はれたる習ひなりき。女御更衣の進んで閨閣に入るものは、必ず親兄弟または他人の中に衣服調度をととのへ、一切の費用を辨へ進退を監するものあるべし、これを後見といふ。若し後見のたしかなるものなければ、女御更衣の容姿いかに美はしきも、勢ひ自ら軽く人に身しまれて掖庭に立ち難し、すべて後見といふはこれに限らず、年少なる人わけて婦女子には、缺くべからず。若し其父母死して後見の定まりたるものなきときは、親王諸王、さては大臣大將の子なりとも、昨日まで参り仕へし人も、背き去りて淋しく世を送り、遂に邊地に流離してあるかなきかに暮らすもありき。

神社佛寺の權力は此時代に至りて愈々大いになりぬ。當時の人加持祈禱を以て人命を助け、國家を護るものなりと信せしかば、これを執行する神人僧侶をいかで力を盡して尊崇せざらんや。わけて僧侶は上下に敬信せられ、微賤の身を以て玉躰に近づき、後宮に出入し、俗人の絶えて得難き權柄を有せしが、此時代の季、紀綱弛び法令明らかならざるに至りては、愈々強暴となり、殊に延暦寺の僧、真源慈慧大師、緇衣の徒も、田園財産を護し、佛敵を防がんには、兵力を籍らざるべからずとて、専ら惡僧を聚めて、武技を講せしめ、これを衆徒といへり。諸大寺皆これに倣ひしかば、さなきだに暴威を振ひしもの、益々兇暴を逞しうするに至りぬ。就中奈良の興福寺、叡山の延暦寺最も強大にして、南都北嶺と並び稱せられ、三井の園城寺の僧もこれに劣らずして、權を逞うじ、延暦寺と並びて、寺僧、山僧また山法師といふと、唱へられぬ例之ば、興福寺はもと山階寺といひ、藤原氏の氏寺にして、その主張するところは不道のこととも人憚りて争はず、山階道理と名づけて、非も理に通るき。斯くて僧侶は數千人隊をなして、掠奪を事とし、家を焼き人を殺して、若し朝廷武人の制することあれば、延暦寺は日吉の神輿、興福寺は春日の神木を振り動かし、或は祇園、北野の神輿などを動坐せしめ、禁裏攝政の第に至りて、嗾訴し、尙ほ聽かれざるべきは、數千の僧徒、珠數も断れんずばかりに押しもみ、佛敵たらんものは、たとひいかなる貴人なりとも、目前に地獄に陥り、永劫奈落の苦を受けしめたまへと咒诅するに、感信の心深き世にいかでかこれを恐れざらん、辱くも一天萬衆の君さへ地に下りて拜し、速か

にその訴を聴かしめたまひ、或は爲めに朝務を廢して謹慎の意を表し、武人を召して禁衛を命じたまふ。白河法皇歎じて曰く、天下に朕が意の如くならざるもの三ッ、鴨河の水、雙六の采、山法師これなりと。この弊風は世を歴るも止まず、平氏は大いに僧侶の暴戾を壓したりと雖も、已れ須臾にて滅亡し、鎌倉室町兩幕府の頃までも、山法師、奈良法師の神輿神木を動かして上下の人を脅かすことは絶えざりき。

武人の權勢を得たる所以は第一章に於て略ぼこれを述べたり。概するに武人僧徒の相敵視して強弱を争ひ掠奪を事として鬭争を激成したるは、この時代の後半期の社會に於て著しき現象なりとすべし。

第二節 民法

繼嗣、婚姻等の制は、前期に制定せられたる法令の次第に壞れ行きたるものなりといひて足りぬべし。

財産分配の法行はれしが、その多寡は唯財主の意に任するばかりにて、日頃鐘愛せられたるは多くの家屋田園を得然らざるは年長したりとも些少の遺産を受くるのみ。官職家業を子孫に譲るにも定制なし。子女の權は生母の輕重に従ひて高下あり、官職はその母の重き方に譲るを常とす。正嫡相襲の法も多くは行はれずなりて、勢ひある兄弟の次を逐うて譲る風大に行はれ、弟は正しきに從ひて兄の子に譲るもあり、また愛に溺れて己が子に譲るも多かりき。勘當といふことも上下に行はれ、庶民がこれを爲すにはその町の頭を呼び集め、不孝勘當する旨を告げ知らせて、うの人々の列を取る習なりき。

田地邸宅は任意に賣買讓與することを得、また主人死して後、その冥福を祈らんが爲めに家宅を佛堂に作り、また田園を寺院に寄附することも屢々なり。宅地田園等の不動産を賣入れすることは既に前期孝謙帝の朝に禁せられしが、桓武帝の延暦二年に至り京内の諸寺宅地を賣に取り利を廻して本となすものあるよりこれを嚴禁せられ、また嵯峨帝の弘仁中に至りて賣買によりて種々の奸濫をなして利を貪ることを禁じ、制條を設けて路頭に牒示せられぬ、されどもその實また行はれざりき。

婚姻は男女の俗亂るゝに従うて恣まに婚嫁し、また夫の何時しか婦を訪はず、女の隠れて男を避くることもありしが、官にはすべてこれ等の紛擾に拘はらざれば、別に制度として擧ぐべきものなし。なほ婚姻の風俗に就いては、後章に述ぶるを見よ。

第三節 産業

農耕の業は前期の如き著しき進歩を見ずと雖も、初世は猶ほ治政に志篤き帝王大臣擲からざりき。延暦十八年天竺船の參河に漂着したるもの木綿の種を載せたりしかば、これを南海筑紫に播種せしめ、嵯峨天皇の朝には茶を諸國に植ゑしめられ、淳和帝の天長六年に眞峯安世始めて水車を造りしかば、詔して其法を諸國に教へ、仁明天皇の朝には畿内に勸課して蕎麥を種ゑ、諸國に黍、稷、粟、大小豆、胡麻等を種ゑしめらる。また大和の宇陀郡に稻機とて木を構へて穀を乾かす農具ありしを便なりとして諸國にも造らし

められたり。その他この頃農桑を勸められしこと少なからず。その後朝廷の逸樂を事とし政治に荒むに至りては、百姓はたゞ從來の法を守るのみ、世衰へて兵亂起り侵掠の禍屢々なるに及びては、畏怖の間に苟息を旨として世を送りしかば、地方の生産力は甚だ薄くなりき。

貴族的繁榮の世として人々容儀裝飾に邁々たりしかば、美術工藝の進歩は實に著しかりき。桓武天皇の都を平安に移し唐制に倣ひて宮城を營造せられしより、工人多くて、に集まりて技を競ふ中にも、飛驒國より出でたるはその道に堪能なりしかば、飛驒の匠とて世に重んぜられぬ。これより天下宏壯華美を競ひ、王侯貴紳の第宅を營むもの多かりしかば、建築裝飾の術大いに進歩し、器具調度も婉麗の態を盡くすに至れり。陶器に釉薬を施すことも、この時に至りて多く、和泉、尾張、參河備前等製陶の業盛なり。機織その他工藝何れも進歩は同じかりき。天慶の亂起りてより諸國は争擾の巷となり、工技漸く衰へしが、京都は猶ほ奢侈に耽りて華美艶麗を専らとせり。當時室内及び調度を飾るに、詩繪螺鈿を用ふること多く、豊かに金粉を施し珠貝を嵌して光彩燦爛、藤原頼通が作る宇治の鳳凰堂は今に遺存して古へを仰がしめ、陸奥の邊僻にも藤原清衡が建てたる中尊寺ありて寺内を飾るに金梨子地螺鈿を以てしたり。されば髹漆の術の盛なること古今に比なく、これを以て車を飾り笠を塗り、さては衣の袖をも装ふことあり。されど巧妙を衒ひ精緻に誇るも、過ぎては纖弱に流れ壯大の趣に乏しく、あたかも剪綵の花に似たり。

繪畫の術も同じく進歩をなしたり。淳和帝の朝、百濟河成畫を以て世に聞え、宇多醍醐兩帝の頃には巨勢金岡當時の畫伯にして紫宸殿賢聖障子を為かき、その子孫相見、公忠、弘高等皆丹青に妙を得たり。弘高と前後相並びて藤原爲氏、藤原基光などの名手あり、爲氏は宅磨家の祖、基光は土佐家の祖にして大和畫の唐畫以外に光彩を放ちたるは實にこの時代でありとす。されどこれらも後に至りてはまた濃彩の眩ゆきこそあれ活氣の乏しき弊趣からざりき。佛像の彫刻はこの期中頃より多く僧侶の手になれり、其技を天平時代に比するに巧緻なるも精神に乏し、一條、三條後一條帝の頃、康尙及び其子定期最も妙手にして彫刻中興の祖と稱せられ、子孫累世佛師を業とせり、また舞樂の面を刻むに意匠を凝らすものも多かりき。

商業はこの期の初世にあつては興隆の運に就き、桓武天皇以來産業を獎勵し道路を開き、舟車を設けて漕運の便を計り、また屢々錢貨を鑄てその普及を計られしが、民未だ通用に馴れず、租税を納むるにも舊の如く絹布、銀またはその他の土産を用ひしめられたれば、永く錢貨の行はれざりしも亦宜なり。賣買交易には貨幣を以て物價を定むることもあり、一條帝長徳の頃には米一石の價一貫文、麥一斗の價二百五十文、絹一疋の價二貫文なりき。されど實際には代り絹など名づけて絹布、稻類の類を以て物品を購ふこと多かりき。當時商品を陳ぬる場處を肆しやうといひ、貨物を棚に並べ置きて販買する屋舎を店家たな

といひ、諸國の海船輻湊の港には邸家といふありて貨物を停め、これを賣り捌きて手数料を取りたりき。

朝政衰へしより諸國争擾せしかば、盜賊機に乗じて譴起し群をなして富家は素より官廳にも闖入し、吏人を脅かして官物を奪ひ、或は往還の人馬を抑留して負荷を切り落すもの多く、伊勢の鈴鹿に七八十の群盜住みしことあり。海上にも海賊風波に出没して往來の船を侵掠せしかば、朝廷より屢々檢非違使、追捕使等を遣はしぬれども、平定の効を奏せず。殖産通商ともに大いに衰へたり。外國との貿易は遣唐使を廢せられしより亦盛ならず、されど筑紫難波など往來の便なる所には、私に船を醸して三韓に通じ、遠くは漢土へも渡りて珍貴の品を求め、縉紳が華奢の意向に投ずるも少なからざりしが如し。當時西海の要津は筑前の博多にして、近畿にては難波、神崎、江口、河陽、大津等なり。

その頃我國産として著はれしは、阿波絹、越前綿、美濃八丈及び柿、常陸綾、紀伊縹、甲斐斑布、石見紬、但馬紙、淡路墨、和泉櫛、播磨針、吉備の鐵、刀劍、伊豫の工具箱、箆及び鱒、出雲筵及び甘海苔、讃岐圓坐及び釜、上總鞆、武藏鎧、能登釜、河内鍋及び味噌、安藝榑、長門牛、陸奥駒、檀紙及び漆、信濃駒、梨子及び木賊、丹波栗、尾張糴、近江鮎及び餅、若狹鮓及び餅、丹後章魚及び和布、越後鮭及び漆、備前海糠、周防鮭、伊勢鮑、隱岐鮑、山城茄子、大和瓜、飛彈餅及び木材、鎮西の米及び皮籠等なり。外國より輸入するものは多くは香木、珠玉、藥物、錦繡の類にして、沈香、麝香、衣比、丁子、甘松、蒸陸、青木、龍腦、牛頭、鷄香、白檀、赤木、紫檀、蘇芳、陶砂、紅雪、紫雪、金盆丹、銀盆丹、

紫金膏、巴豆、雄黃、可梨勒、檳榔子、銅黃、綠青、燕脂、空青、丹、朱砂、胡粉、豹虎皮、藤茶碗、籠子、犀、生角、水牛、如意、瑪瑙帶、瑪瑙壺、綾、錦、羅、縠、吳竹、甘竹、吹玉等なりき。

第三章 宗教、教育、道德

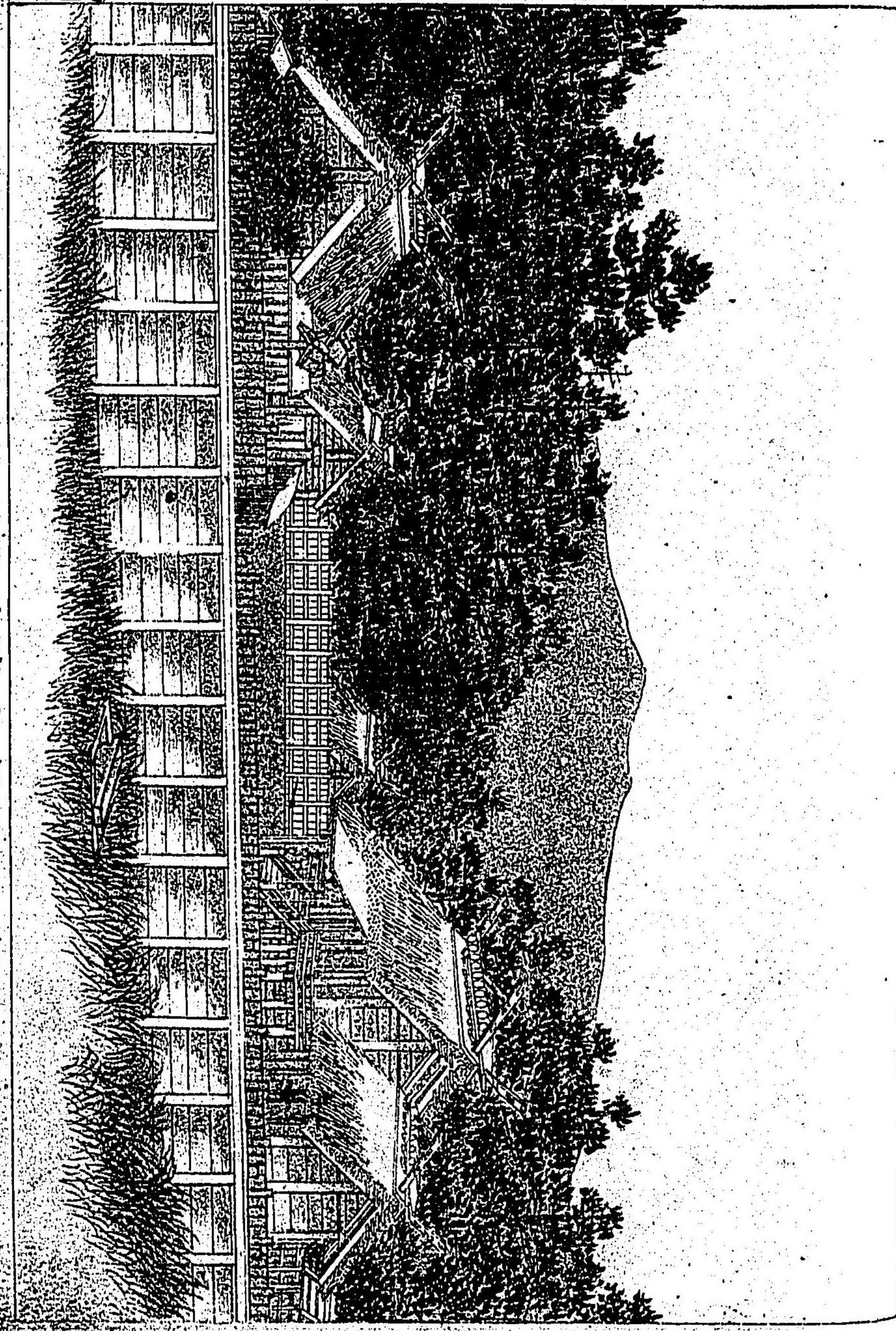
第一節 宗教及び惑信

佛教 前期より隆盛たぐひなかりし佛教はこの時代に至りても旺にして、上流の間は素より下民の間にも益々弘布せられぬ。當時佛教界に於て偉功ありしは最澄、空海の二僧とす。最澄、傳教大師は延暦廿三年遣唐使に従うて入唐して台教の奧義を學び、翌年歸朝して天台宗を弘む。天台宗は聖武天皇の朝に唐僧鑑真これを傳へたりしが時機いまだ熟せずして世に行はれず。最澄に至つて始めて興れり。空海、弘法大師は延暦廿三年に入唐して密教の旨を極め、大同元年に歸朝して始めて眞言の正宗を我國に布けり。嵯峨天皇この二人を信仰したまふこと殊に篤く、二僧も力を教化に盡くせしかば、天台眞言の教これより大いに我國に行はれぬ。最澄は地を山背の比叡山に相し、延暦寺を建てて京城の鎮護となす。嵯峨帝その遺表によりてここに戒壇を建て、其法弟義真を座主となしたまひぬ。これ天台座主の始めなり。最澄の上上に圓仁、慈覺大師あり、義真の高弟に圓珍、智證大師あり。圓珍は三井の圓城寺に遷りしかば、これよりこの寺また朝家の渴仰する所となり、延暦寺と並んで勢ひを競へり。空海は平安九條の東寺に居る。嵯峨帝爲めに

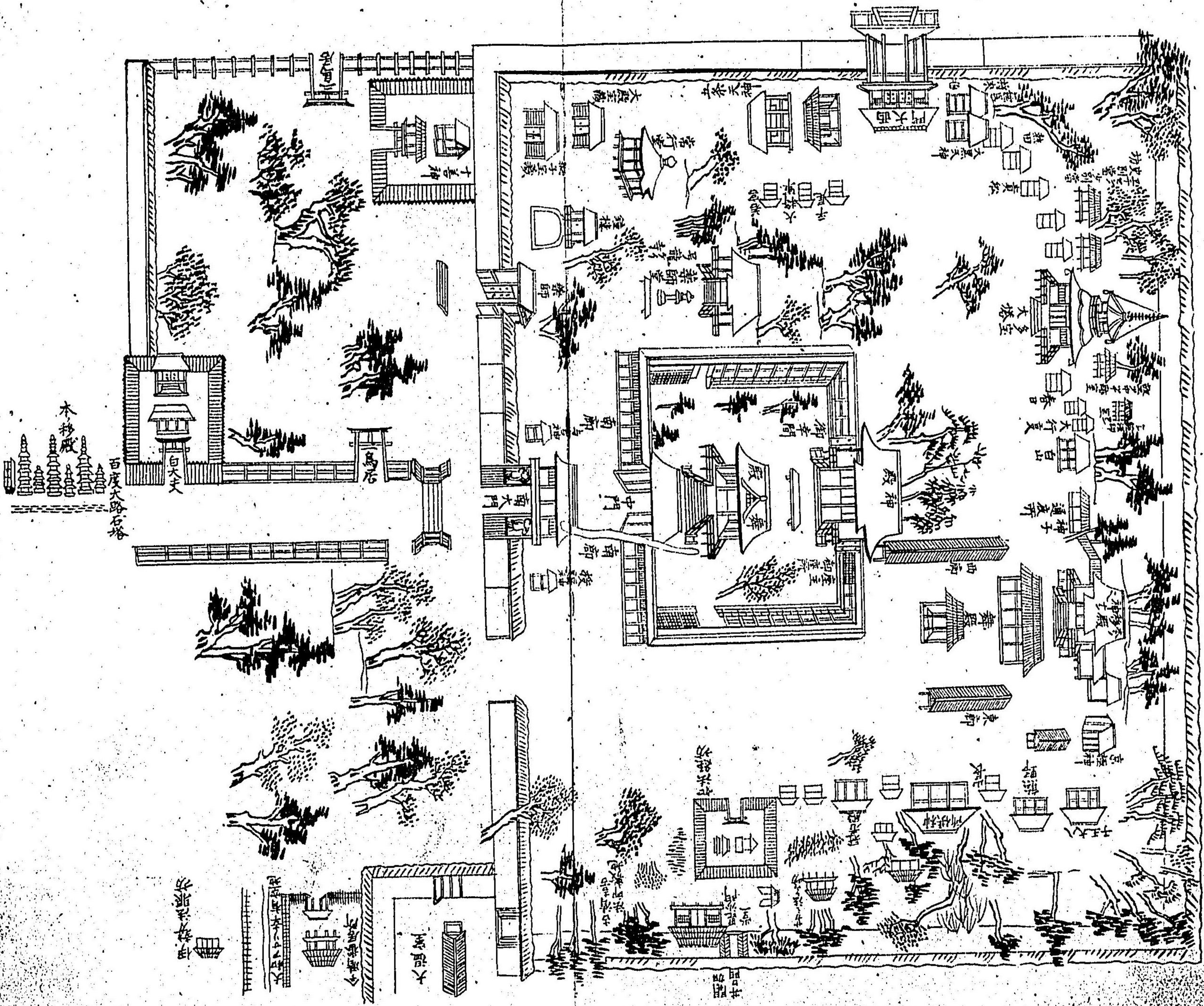
眞言院を建てこれをその長者とす、東寺長者ここに始まる。空海また紀伊國高野山に金剛峯寺を營む、高野山は山間の地なりといへども甚だ盛に、また同國秋來にもこの宗の僧侶頗る衆く、後には大いに勢ひを張るに至れり。斯くて天台眞言の二宗は盛なること、旭日の天に冲るが如く、世人の信仰は草木のこれに嚮ふに似たり。

抑も天台宗は唐にては顯教を修むるのみなるが、我國にては顯密兩教を併せ學ぶ、眞言宗は専ら秘密の教を守れり、而して眞言宗には顯密二教の説主を差別して、その所説の法に優劣あるを主張し、顯教は應身の釋迦如來が衆生の了知し易からんを旨として開顯せるもの、密教は法身の毘盧遮那大日如來が本地身のまゝにて説きし所にして、その旨深奥、功德最も大いなりとす。天台宗は二佛同體の儀を立て、釋迦即ち大日、大日即ち釋迦なりとす。二宗の守るところ斯くの如く異なりと雖も、その法身應身を説きて、本地垂迹の教を信ずるは相同しく、行基が神佛同體なりとして神道を佛教の中に混化したりし説は、この時代に至りて最澄、空海等のために大成せられき。されば東大寺には宇佐八幡宮を請じて伽藍の鎮守となし、常陸の鹿島社には神宮寺を建て、その他諸國の大社に神宮寺の附屬するありて、遂に伊勢神宮にもこれを造るに至れり。藤原家の氏神なる春日社の如きも、もと同家の氏寺なる興福寺の鎮守なりしなるべしといふ。斯くて本地垂迹、神佛一體の説永く世に傳はり、神號と佛菩薩、權現等の稱とを混するに至りぬ。其二三を謂はば、天照大神は本地、大日如來、加茂、住吉の兩神は正觀音、春日の神は釋迦、松尾の神

伊勢國



伊勢宮



山名岩八坂社園和寛の年一和石の図

は毘婆尸神の垂迹といふが如し。後世神を祭るに佛教の祈禱の風を交ふるもこれが爲めなり。初め神社の制は太古高貴の屋制に似て、屋根は茅葺を以て葺き、榑木堅魚木をあげ、柱楹に色を施さず、牀を高くし、神籬を繞らし、門後の鳥居を構ふるのみにして清高簡潔なるものなりしを、神佛同體の説斯くの如く行はれしかば、何時しか佛寺の趣味を混じ、社内に僧房を設け、寶塔鐘樓を建て、社殿をも皆瓦を以て葺き、柱楹に丹塗を施し、神前に燈籠を列ね、佛寺の三門に倣ひて樓門を設け、左輔右弼の二王に代わて隨身を置く(即ち隨身門)もあるに至りぬ。これに反して佛寺にも鎮守の神を祭り、寺内に神祠を建つるを憚らざりき。されども伊勢の内外兩宮のみは千百年の久しきを經るもこれに化せられずして舊態のまゝに今に傳はれるぞ、いともかしてき。西行法師、神宮に詣でたる折によめる。

なにぞこのれはしますか。は知らねども、たゞかしてさになみだこぼるゝ。
性質のいたく異なる神佛二教さへ既に融合したれば、佛教の分派の同異は深く問ふところにあらざるべし。素より名僧碩徳の相敬まりて論議をなし、優劣を争へることありといへども、後世の浄土法華の如く敵視することあらず。延暦園城二寺の鬭諍の如きは教旨の争ひにあらずして勢力の争ひなりき。されば當時の人は嚴に諸宗の間に垣牆を設けず、その務めとするところは、唯かす多く經文を讀誦書寫し、寺院を建立し、佛像を供養し、放生を執行するにあり。また千日の精進、十二年の山籠りなどを爲す者もありて、す

べて、これ等のことを以て最大の功德とし、これがために現世は壽く、未來は極樂に生れんと信じたりき。僧侶の間には殊に難行苦行を修め、五穀を斷ちて食はざるものあり、甚だしきは火定をなすものありき。されば王侯より地下、庶人に至るまで何れも佛教に沈溺したるが中に別けて攝關たる藤原氏は代々崇佛の家にて、新たに巨刹を建立し、また主人の死したる後その家を改めて寺院となすも多く、極樂寺、法性寺、楞嚴院、法興院、淨妙寺、無量壽院など屈指するに遑あらず。白河法皇は殊に佛法を崇信し、前後四たび高野に幸し、八たび熊野に幸し、慶する所の畫佛五千四百七十餘幅、丈六の佛像百廿七軀、等身の佛像三千百五十軀、三尺以下の佛像二千九百三十餘軀、七寶塔廿一基、小塔四十四萬六千六百三十餘基、且つ天下に令して殺生を嚴禁し、鷹隼鷓鴣その他籠鳥を放ち、漁網八千八百餘張を燒かしめ、諸國の貢魚を停め、殿上の臺盤といへども六齋日の如く、釋奠にも素饌を用ふるに至れり。鳥羽法皇も亦これに劣らず、この際に建てられたる佛刹に法勝寺、尊勝寺、最勝寺、圓勝寺、成勝寺及び延勝寺ありてこれを六勝寺と名づけたり。當時財政大いに窮し上下困乏を極めたるに、寺院の爲めには國用を傾けてこれを惜まざりしこと斯くの如し。

斯くの如く上下おしなべて佛教を信じたれば、朝廷の公事の大半は法會供養のみ。法會には誦讀の經に従うて最勝會、維摩會、仁王會等の別あり。當時また盛に行はれたるは法華八講にして、これは延暦十五年僧勅撰の始めて行ひしものなり。法華經八卷を八人にて朝夕二座に講じ、凡そ五日を以て結願とす。また十講、三十講等もあり。供養には招集の僧侶の多きを喜びて七僧を請するより始めて百僧を請するもあり。朱雀天皇は千僧供養、村上天皇は萬僧供養を修したまひたりき。僧侶を請するは皆に葬儀法事のためのみならず、出産疾病にも醫師を招くを忽諾にして、まづ僧侶を聘し加持祈禱を行はしむ。晝夜を撰ばず産婦病者の傍に詰めて誦經せしむるを不斷經といひ、その外別に名僧宿徳を招きて種々の修法を行はしめたり。また祝賀の時にも讀經供養を執行すること多し。高貴の四十の齡を賀するには四十箇所の寺に於て誦經を行はしめ、五十の賀には五十箇寺、六十の賀には六十箇寺に於て法會を爲して長壽冥福を祈らしめ、また功德の爲めなりとて死せざる前より四十九日の法會を行ふものさへありき。

佛教を信するもの、灌頂受戒をうくるはいふに及ばず、全く髪を削りて出家するものも亦世に多し。若し重病を受けたるときは大抵髪を削りて滅罪作善の種とし、年若きも少しく世に恨むことあれば直ちに衣を墨染に更へぬ。また何の不平なきも一人出家すれば九族天に昇るといふ經文を信じ、兄弟の一人惜げもなく黒髪を切り捨つること多かりき。萬乘の君にては清和帝最も篤く佛法を敬し、僧侶の勸めによりて香火の縁を結び、早く天位を遷れて落飾入道し、聲色を斷ちて名山古寺を歴覽したまひ、宇多帝も遷位の後、髪を削り灌頂受戒して佛に歸したまへり、これを法皇の始めとす。花山帝は寵姫を失ひて悲哀に勝へず、妻子珍寶及王位臨命不隨者の佛語を覽て遁志を決し、位を棄てて

祝髪し僧となりたまひぬ。其他歴朝の天子佛に歸依したまはざるはなし。斯く漫りに出家することの行はれたるより、全く凡俗の人にして姿のみ出家のものも世に出できたりき。新發意入道など稱して猶ほ俗務に預かるものあるも、この時代よりのことなり。朝廷に變事あればその前兆として、多武峯の鎌足の像破裂すと傳へたり。この事の始めて現はれしは後冷泉帝の永承元年にして爾來のことあれば藤原氏の長者より祈禱の使を發することゝす。妖星現じ、地盤震ひ、早霖の患、疾疫の災、さては兵亂の起れる毎に禁中または諸國に於て諸寺の僧侶を招きて讀經修法を行ひ、加持祈禱をなして災惡を攘はしめ、もし亂賊の平らぎたるときはこれ誦經調伏の功なりとて、征討の將軍兵士よりは僧侶先づ優賞を賜はれり。されば延暦、興福、圓城などの諸寺は國家鎮護の功に誇り、兵を構へ勢を張りて遂に制すること能はざるに至りしことは既に述べたるが如し。

神道 神道の行はれたることも古へに譲らず、殊に朝儀祭式の如きは敬神の法を守りて太古の風を失はず、大嘗會を始めもろくの儀式には往々法師を忌むことあり。伊勢大神宮の尊崇せられたるはいふまでもなし。延暦遷都已來、加茂の社は新京の城隍神に當れるを以て、これを敬まふこと殊に深く、弘仁九年に嵯峨天皇は有智子内親王を加茂の齋院とし、伊勢齋宮の次に置きたまひ、これより御代の更なる毎に新たに齋宮齋院を立て、怠らるゝことなし。石清水八幡宮は貞觀年中僧行教の神託を奉じて筑紫宇佐より山城男山に遷せし所にして、武勇の神として歸依せらるゝこと篤し、その他の神社にも世に尊崇せられ、其祭典を官より行はるゝもの擲からざりき。

當時伊勢齋宮に忌み詞といふもの内七言、外七言、及び別忌詞あり。内七言とは佛といふことを忌みて「なかこ」中子と稱し、經を「うめかみ」染紙、塔を「あらゝぎ」阿良々岐、寺を「かはらふき」瓦葺、僧を「かみなが」髮長、尼を「めかみなが」女髮長、齋を「かたじき」片膳といふことにて、別忌詞とは堂を「かうたき」香燭、優婆塞を「つのはづ」角等といふなり。加茂齋院の忌詞の中には佛敎に關するものなしと雖も、その社の南邊には境域の外といへども僧侶の居住を禁せられたり。されば神道佛敎は大いに混和したりと雖も、尙ほ伊勢加茂などの大祠の神事の簡古なるを尙ふ所には佛敎を忌みたるを知るべし。また齋宮忌詞の外七言、齋宮忌詞、國祚大祭忌詞には死を忌みて「なほる」直といひ、病を「やすむ」息、泣くを「しほたれ」鹽垂、血を「あせ」汗、虫を「くさびら」菌、打を「なぐ」撫、墓を「つちくれ」塚といふなり。

太古以來清淨を尙ひ、殊に神事には穢に觸るゝことを嫌ひしが、益々萬般に涉りて、出産死亡は素より論なく、葬儀に會し、法會に詣で、或は獸肉五辛を喰ひ、或は灸治を施すなど皆觸穢のこととして知人に接するをさへ憚れり。故にまた官人に觸穢のことあれば參朝せずして、それく定まれる期日の間家宅に籠居す。宮嬪にして懷妊し、或は月經の來れるあれば宿慮に退り下る。これを忌日といふ。當時觸穢に關はる制規は概ね次の如し。

凡觸穢惡事、應忌者、人死限卅日、自葬日產七日、六畜死五日、自葬日產三日、忌限其喫食三日。
凡弔喪問病及到山作所遭三七日、法事者雖身不穢、而當日不可參入內裏。

凡新年賀茂月次神嘗新嘗等祭前後散齋之日僧尼及重服奪情從公之輩不得參入内裏雖輕服人致齋並散齋之日不得參入自餘諸祭齋日皆同此例

凡宮女懷妊者散齋日之前退出有月事者祭日之前退下宿廬不得上殿其三月九月潔齋預前退出宮外

凡甲處有穢乙入其處即乙及同處人皆爲穢丙入乙處唯丙一身爲穢同處人不爲穢乙入丙處同處人皆爲穢丁入丙處不爲穢其觸死葬之人雖非神事月不得參着諸司并諸衛陣及侍從所等延喜神祇式

陰陽道 陰陽道は前期より行はれたりしが延喜以後は漸く道家と釋氏との説を混じ、年を追うて盛にして日月星辰の妖地水火風の變はもとより嫁娶元服喪儀その他すべて瑣々たることまでも皆陰陽師に托して日時吉凶を判せしめ祈禱禳祓を爲すまた甲子辛酉の年を革命革命と稱して朝家には改元あり大歳害氣太陰の三神の相合する年を三合厄と稱し必ず災害ありとし當梁の年は管作を慎めるが如き皆是陰陽道に出でたり初め宇多天皇の朝に賀茂忠行陰陽推歩の術を善くすうの子保憲奇才ありて陰陽頭に任じ天文博士を兼ね聲譽父に勝れり保憲曆道を以てその子光榮に傳へ天文道を以て弟子安倍晴明に傳ふこれより曆道天文道各々専門の業となれり後世賀茂氏の家は幸徳井といひ安倍氏は土御門といへり晴明善く天文雜占を解し鬼神を役使してその術神の如し例之ば花山帝の遜位を天變によりて知り道長の許にて瓜中に毒を辨じ

たる類なり

宿曜の道といふも陰陽道の一類にして廿八宿九曜の行度を勘へて人の運命を察すること修むるなり例之ば子の年に生れし人は貪狼星丑亥の年の人は巨門星寅戌の年の人は祿存星卯酉の年の人は文曲星辰申の年の人は廉貞星己未の年の人は武曲星午の年の人は破軍星とし歳によりて羅喉曜土曜水曜金曜日曜火曜計都月曜木曜の九星を定む各々これに縁佛を附し辰年の人は文珠師利己年は地藏午年は栴檀摩尼未年は夜摩支天申年は觀世音酉年は阿彌陀等とし羅喉曜星は不動明王土曜は聖觀音水曜は彌勒金曜は阿彌陀等とするが如し各々これに従つて其佛を信すれば智福多しといへり

曆術といふも概ね何歳の人は疫に當れり何の日は吉き日なりまた凶き日なりなどいふことを知るを務めとするもの多し世人は何事を行ふにも先づ曆を開きて吉凶を考へ行ふべき日を選び定むることこの頃の習ひなりき日に凶會日歸忌日坎日十死一生道虛日下食日百鬼夜行日等あり例之ば道虛日は毎月六十二十八廿四の諸日にして出行嫁娶移徙加冠著袴等にこれを忌む百鬼夜行日は正月の子二月の午三月の巳四月の戌五月の未六月の辰等にあたる日にして夜行を忌めり其他吉事を行ひ宅神を祭り或は出行乗船等より嫁娶産婦の著帶胞衣を藏め沐浴著衣剃髮をなすに至るまで各々定まれる吉日ありまたこれに對して忌日もあり天火天觸地火龍口等の日には土木の造

作を忌み、天季日には移徙を憚り、卯日、八風日には乗船を忌み、五離日には嫁娶を禁めたり。斯くの如き類を療病服藥の秒時を争ふことにも及ぼして、日の吉凶を撰びてこれをなさしめしに至つては、大いに世に弊害を興へしものといはざるべからず。

惑信、神道佛教のみならず、陰陽道もまた種々の惑信を生じたることは前期より既に然り。この時代に於て流行せる物忌、方違、庚申待などいふ習俗は皆陰陽道より起りしものなり。

物忌は往昔毘羅衛國に桃林あり、その中に一大鬼王住めり、名づけて物忌といふ。この鬼王教へて曰く、若し悪魔鬼畜の害を爲すときは吾名を書して門に立てよ、吾よくこれを驅逐せんといふ俗説に始まり、思ひべき日には桃の板に物忌と記して貼し置くなり。物忌に輕重の別あり、輕きは外出を慎み、或は他行するに小札を造りて冠衣に取り着けて物忌たることを知らずるに止まり、或は官人にては猶ほ禁中に出仕するものあり、重きは晝夜の別なく四方の門を鎖して出入を絶ち、他人に聲を聞かすことをさへ思ひ、若し姿を見せ聲を聞かさば、その虚に乗じて悪魔の襲はんことを恐るればなり。

方違は志す方に行かんとするに其方角、天遊行の方に當れば吉方の家に一泊し翌日行くことあり、また己の住む所の方角塞がることあれば須臾く居を替へてその開くを待つことあり、これを方違といふ。このことは上下ともに行はれて院宮の重きもこれがために屢々居を移させたまひき。また疾病の長く癒わざるは方角の凶なるが爲めなりと

て、居を替ふること屢々行はれたりき。

庚申待といふことも、漢土の俗説に、人の肚中に蟲あり、若し庚申の夜に眠ることあれば、その虚に乗じて天に昇り、其人の罪惡を訴ふるがゆゑにこの夜は睡る可からずといふに基づき、庚申の夜は寢臥するものなく、一家比隣のもの相鳩まり、笑談嬉遊に曉を待つ習ひなり、中には宴飲以て長夜を忘るゝものありき。偶まこの夜寢んとするものは、

しやうげらがねたとてきたか、ねぬものをねたれそとねぬそね、ぬとねたるそといふ誦文を呪して後寢ぬめり。

その他惑信の類一にして足らず、源融の靈河原院を去らず、羅生門にも鬼住み、都大路に迷はし神の誑戒あり、百鬼夜行の妖怪あり、殊に人の疾病に罹りたるは大抵物怪の所爲と信ず、平生これ怨恨ある者の死靈、生靈の來りて讐を報ゆる所にして、別けて虚に乗じて害をなすなれば、疾病婉産の際には別に人をその側に侍せしめ、讀經祈禱によつて當人の物怪をこの側の人に移らしむ、物怪の強きは容易く移らず、移りて後もその恨み罵るさま恰も怨ある者の聲貌に異ならず。三條上皇の眼病に罹りて殆ど盲目の如くなり、たまひしも朝家に怨みある者の死して天狗となり、頸に乗り居て翼を以て眼を覆へるなり、時々その羽ばたきする毎には少しく物をも覽させたまへりと世に傳へたりき。故に世間貴賤に拘らず皆疾病婉産に臨みては醫師を招聘することなく、僧侶巫祝の類のみ數多く呼び集めて祈禱厭攘を行はしめ、その功德によりて物怪を退げんとこそ願

ひけれ。

世人深く陰陽師宿曜師の説くところを信せしより、些變少怪も皆驚怖するに至り、自己の見聞に慣れざる者は、常に傳説または卜筮に徴して吉凶を定む。釜の鳴ること、野干の鳴くこと、怪鳥巢をつくること、の如き瑣々たることも、皆自己の運命に關するものと信せり。これ等の事もまた曆日によりて其吉凶を異にす。釜の鳴るは子の日なれば愁あり、丑の日なれば喪事あり、寅の日なれば官事凶に、卯の日なれば家喪あり、辰の日なれば家亡ふとす。野干の鳴くも辰の日なれば火災あり、巳の日なれば財物を得べし、酉の日なれば病事あり、戌及び亥の日なれば水に溺れて死すべしと。斯くの如く曆日によりて吉凶異なりとせり。されば夜間夢みることあれば直ちに事の吉凶を考ふ。次いで「惡夢者草木、吉夢成寶玉」と歸す。これを以て凶もまた吉に轉ずるとなり。また吉夢と思ひ定むれば、則ち歸するに「福德增長須彌功德神變王如來」と唱ふ。然すれば吉は愈々吉となるを信じたり。夜行して途上死人に遇へば、則ち歌うて

たまたまたかよみち我行く、おほちたら、まぢたら、まぢたら、金ちりく。

沐浴の時に鐘聲を聞けば、則ち歌うて

こよひ鐘撞ざるほどにゆあみよと、みよつまなくにいひてしものを。

鶉鳴くに會すれば、則ち歌うて

よみち鳥我かきもとに鳴つなり、人まで聞つ、ゆくたまもあらし。

少しだも汚穢若くは不吉と思ふものに會すれば、大いにこれを思ひ、また呪詛を誦じて、萬凶悉く休すとす。噴嚏頻りに發すれば、休息萬命、急急如律令といふ間短なる頌句を、藥石よりも靈効ありと信じ、また人魂を見る時は、則ち

魂はみつ、主はたれともしらねども、結留めつしたかゝのつま

と誦して著る所の衣服の裙を結びて、妖惡則ち禳へりとなせり。

關寺に材木を運ぶ牛は迦葉佛の化身、叡山に經卷を傷る鼠は賴姦阿闍梨の變生と信じ、輪廻に關する妄信愈々深くなりて、禽獸も徳を施せしまた仇をなすことありとなせり。狐の人に憑きたることは珍らしからず、猪蛇の憑きたることも見えたり。斯くの如く怪異のことを信じたれば、當時の人はさなきだに懦弱なるもの、愈々これに應じて、日暮るれば、獨り戶外に出づるをさへ懼りたり。花山帝の朝、五月間の夜雨の降るに、殿上にて人々恐るじき物語りしてありけるが、剛臆のほどを試みんとて、藤原兼家の子三人のうち、道隆は豐樂院へ、道兼は仁壽殿へ、道長は大極殿へ各々標を賜はりて、罷り向ひしに、二人は中途に逃げ歸り、獨り道長の女達したるをこの上なき勇氣と世の人賞讃せり。蓋しこれ後世の百物語の類ならんか。これを以て次期に見ゆる武士の剛勇を、競ふ風に比しなば、當時縉紳の懦弱大概知らるべし。

巫祝淫祠の疑はしく密あるは政府の展と禁せし所なれども、彼れ廢して是れ起り、遂に絶ゆるときなし。延暦の頃には、毎年春秋の季月に北辰を祭りて榮福を求め、男女祭場に

混雜せしが爲め、はては淫風を導きしかばこれを禁せられ、天慶年間には京師の路衢毎に木を刻んで神を作り相對して安置し香華を供へて祀る者あり、號して岐神といひ、また御靈と稱したりき。應徳の頃には京の街の辻毎に寶倉を造り鳥居を立て、福德神、長福神、白朱社などいふ額をうち、上下群集して酒酌みかはして遊びしかば、檢非違使廳、淫祠なりと認めて悉くこれを破却したりき。諸國稀には人身を贖として神に供する風をも傳へ、多くは年に一度その神事に未通の少女を供ふるを例とす。江戸時代に及ぶまで邊僻の神祠には猶ほ此遺風を傳へたり、また新たに橋梁を架し、津湊を築くにも人身を生きて埋めにし神を祭りて祝ふことあり、世に傳へたる長柄人柱も此類なり。その他また夢を占ふことも古の如く世に行はれ、この頃には夢解きといふことを一種の業となす者あり、多くは婦女のなす業にして、人若し夢みるときは先づ行きてその判断を受く、夢も判断の仕方によりて吉も凶となり、禍も福に變ずると漫りに他に語りて批判を受けず、夢解きの合せ考ふるを待つなり。夢を買ふといふことも行はれて人の吉夢を買へば買ひたる人福を受くと信じたり。また陰陽師をして夢祭といふことを行はしめて災を攘ふものもありき。歌占は古歌を探り見てその歌の意によつて吉凶を占ふをいふ。

第二節 教育及び人情道德

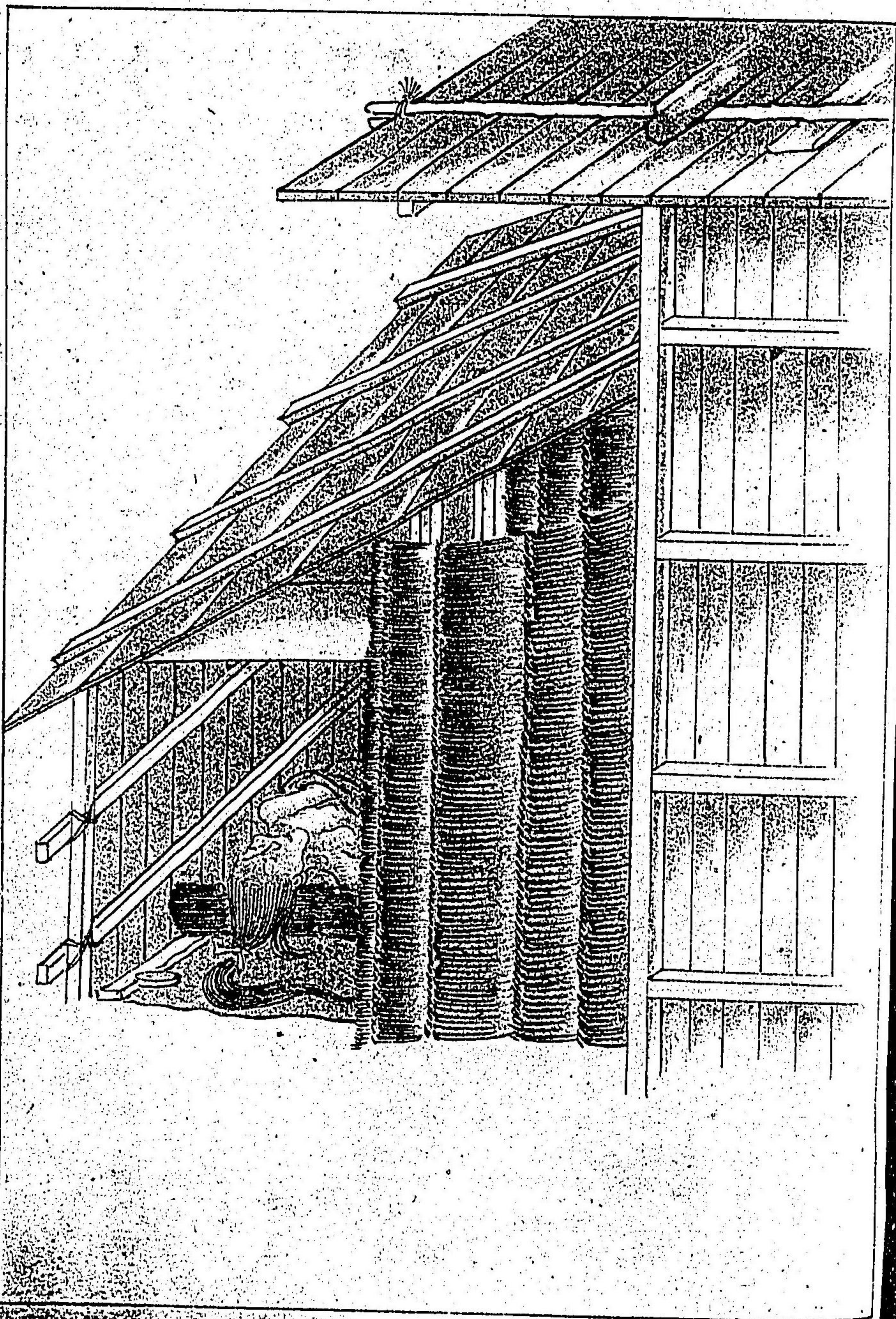
前期既に大學、國學の設あり、其季世より此時代にかゝりて華宗盛族の其一族子弟を教

育せんが爲めに私學を開くもの多く、就中その大いなるものには、和氣廣世のたてたる弘文院、藤原冬嗣のたてたる勸學院、その他在原氏の獎學院、源氏の淳和院、橘氏の學館院等ありて京師の學校一時大いに盛なりき。その教ふる所は概ね徳育の點にあらずして智育を重んじたり。後にはそれすら京師衰ふるに従うて廢滅し、この期の季には其名をさへ知らざるに至れり。

漢學は盛なれども概ね詩文章句の技に馳せ、學者といへば紀傳道に通達したる者のみ重用せられぬ。孝經論語の他の經書も習はぬにはあらねど、花月を愛する風流の心には道を講じ徳を談せんより、樂天の詩を吟じ文選の句を誦するの樂しきに如かずしたり。されば漢學の行はれたるに比して儒道の人心に染みたることは甚だ薄かりき。佛敎も讀教供養の功德たり、布施放生の作善たるは僧侶の唱道するところにして、貴賤爭うてこれを行へども内心を修むること深からざりき。かくて人心を箝制するもの殆どなく、道德漸くに紊亂し、わきて京都は四方人民の鳩まる所にして、一たびこゝに地を定めて復た動かぬに至りては、偷安逸樂の風増進して風俗浮華輕薄に流れたり。

かくて權貴に媚ひ卑賤に傲る風は著しく加はり、隨身舍人多く従へ往來美々しかりし人も、一旦落魄しては途に遭ふても車を避けて顧みるものなく、弟の聲のみ凄まじかりし家も、榮達の出でゝは思はぬ人の争ひ來りて、蓬茅を刈り築地を繕ふぞ常なりける。父子の間はさすがに慈愛孝養の風を失はざりしが、兄弟叔姪には牆に聞ぐもの多く、

殊に重官を望み繼嗣を撰ぶ時は、私情に任じて長幼の序、宗家支族の分を顧みず、愛憎により非を逐ぐるものあるも、世の人たゞ勢ひにつきてこれを咎めざりき。觸穢を思み清淨を尊ぶなる古來の美風も過ぎては弊習となり、疾病を思み避くる風もこれに浮薄の情を加へては病者を棄て、顧みざるに至り、屢々法令を出だして禁せられしかど止むことなし、敬重愛惜する人に奉仕するは人情の然らしむるところ、何時の世にか爾ならぬやはある。服を更へ葬に従ふことはこの時とて古へに變らねども、奴婢などを遇するには、平常は甚だ眷愛したるも、一旦重病をうけて治すべくも見えぬ時は、雜物を藏ひる小屋へ運び出だし、甚だしきは山野に擔ぎ棄つるもありき。或る時山城に貧夫の兄に寄食りてありしが大病に罹りしかば、兄我家にては死なせしめて家より逐ひ出だしぬ、親しきものを憑みて行きしに、其處にも止めずせん方なくて之に従ひたる者共は病者を鳥部野に棄て置きて逃げ去りしとかや、されば信濃なる剎捨山に叔母を捨てしといふ俚話の残れるも、強ちに棄て難し、また或る寺の鐘樓にて乞食法師の倒れ死したるを、寺僧は村人を催はして其屍を棄てよといへるに、祭近きに何かは身を穢すべきとて皆これを否み、やがて一月餘がほどは屍を埋めず、鐘をも撞かさざりしといふ。後世武家の世となりては人々武に進みて感情を表にあらはすを嫌ひ、殊に涕泣は女として男子の涙をばすことを耻づるに至りしが、當時の人は未だ然らず。人情すべて女の如く、死別生別はいふに及ばず、情人の一夜相逢はぬにも枕も浮かんばかりに泣き春



病者路傍に棄てたる圖

花秋葉に感じ虫聲鹿鳴を悲しみては已が情を人に語るを憚らざりき。

男女の情愛、世態すべて浮華に移れるに男女兩性の間の徳義のみ亂れざることあらんや、前期以來漸く夫妻の倫理亂れ淫猥の風年を経るに従うて甚だしく、その醜陋實に厭ふべし。當時未だ貞女は二夫に見えずといふ訓を固守するものなく、素より夫死してその妻の再嫁せざるを美風としたれども、これは寧ろ愛情の篤きより賞することにて、二庭を踐まざる女は百が一人のみ。されば女子の數回改嫁するも平常のこととして人毫も怪しまず、夫と縁を断ちし後他に嫁するは論なく、同時に二三人の夫を有つことも珍らしからず。ましてや古來一夫多妻の風行はれたりしに當時淫猥の習氣を加へしかば、男子の行ひの如何なりしかは言はずとも知られぬべし。或はこの里に妻を設け、また彼處の郷にあだし妻をこしらへ、愛の薄きは暫くして往來を絶ちて一片の音信だにせず、棄つることの易きは破草鞋にも似たりけり。

上流社會は逸樂を事とし、游惰に荒み、その愛讀する書籍は閨房の秘を寓したる遊仙窟の類にして、贈答する和歌は情交の媒とも言ひつべし。年若き男は一身を戀愛の犠牲に供し、公私の事務を飲きて女の爲めに勞し、子を思ふ道は限りあり、この道こそ思ひ放ち難きものにこそ自ら許して、よき女ありと聞けば先を競ひて歌を贈り情を通ず、未だその容貌の美醜をも究めず、何ぞその性行の善惡を知らんや、戀といふ實なく、たゞ戀と云ふ名を晴れわざとして多くの女子を従はしむるを誇れり。また一首の戀歌の爲めに

生涯の情を沾るものも少からず。閨中の亂れ、この時より甚だしきはなく、上達部殿上人は晝となく夜となく後宮に入りて官女と狎昵するもの多し。されば姦淫の風大いに流行はれて他人の妻に通ずるより、兄弟叔姪の婦を偷むもの、繼母子の相姦するものさへ上流の間に少からず。たとへば藤原時平は引出物に托して伯父國經の妻を奪ひ、源義家は法師の妻に淫せる類少からず。上の好むところ下これに靡く習ひにて、下流社會にも淫猥の風甚だし、一たび途中に遇ひてその顔色を喜び、一言の下に契を結ぶも珍らじからず。朱雀大路にて好するものもありけり。僧侶もまた斯くの如き世間にありては、戒律を保つものは殆どこれなく、明々地に妻子を具して自らも耻ぢず、人も奇しまず、高貴の閨房に出入して不義の情慾を遂ぐるもの多く、これがために圓頂黒衣の姿を嫌ひて還俗するものさへありき。

古來血族婚姻を禁めざりしかば異母兄妹の夫婦となるさへありしが、儒學的の道德發達するに従うて、兄妹婚姻の如きは何時しかその跡を絶ちたりき。從兄妹の婚し、叔姪の通ずることはこれなきにあらず、殊に系統を重んじ門閥を尊ぶものには、性々この例ありきといへども、通常は貴賤一般に血族婚姻を嫌忌するに至りき。

男女の婚姻するに至るまでの有様は、男子よき女ありと聞きては先づ文を送るに、これに答ふるを不徳とせぬばかりかは、縱使ひ嫌へる人なりとも答へざるは無情のことなりとし、若しまた女の返書したとむるを耻づることあれば、父母の教へ勸めて書かする

も少からず、互に容色を見るよりも詠調の巧拙才學の優劣によりてその心性までを察して、以て婚嫁を決す。されば情を述べたる文の贈答は聊か人に憚ることなく、若し和歌文章の妙なるあれば世間舉りてこれを賞譽し、その倫理に合ひたりや否やを顧みざりき。地方にては常陸國鹿島明神の祭の日、女の情人數人あるは其名を布の帯に書きつけて神前に捧ぐるに、夫とすべき人の名書きたるは自ら歸るといひ傳ふ、世にこれを常陸帯といへり。陸奥にては戀ふる人の家の前に錦木を立て置くこと恰も艶書を贈るが如くして、彼猶ほこれを聴かざれば幾本にても重ね立つることあり。また近江國筑摩明神の祭には、一村の婦女その通じたる情夫の數ほを鍋を頭に重ね載きて神輿に従うて渡御す。また越中國鶴坂神社には、祠官が祝詞を宣る時、一郷の婦女に其年あへる男の數をいはせ、其數ほを答を以て女の尻を撃つ。これ等は其村の流風を防がんがために神事に託して誠しめしものなるべし。

男女の間の紊れたることは上に述べたるが如しと雖も、その表面より見れば却つて禮義の甚だ嚴肅なること多し。女はすべて引籠りがちにて他人に顔を見らるゝはもとより、聲を聞かすだに耻かしと思へり。外出の際は車なきは被衣にて面を蔽し、上流の人は家にありて男と應接するにも疎きは簾子の上になにに上らせず、侍女をして執次がしめ、稍と親しきも簾または障子を隔てて聲籠りがちに挨拶す、止むを得ずして對面するも几帳を立て隔て、扇を顔に翳して絶えて面あらはに聲疾く話するものなし。されば婦

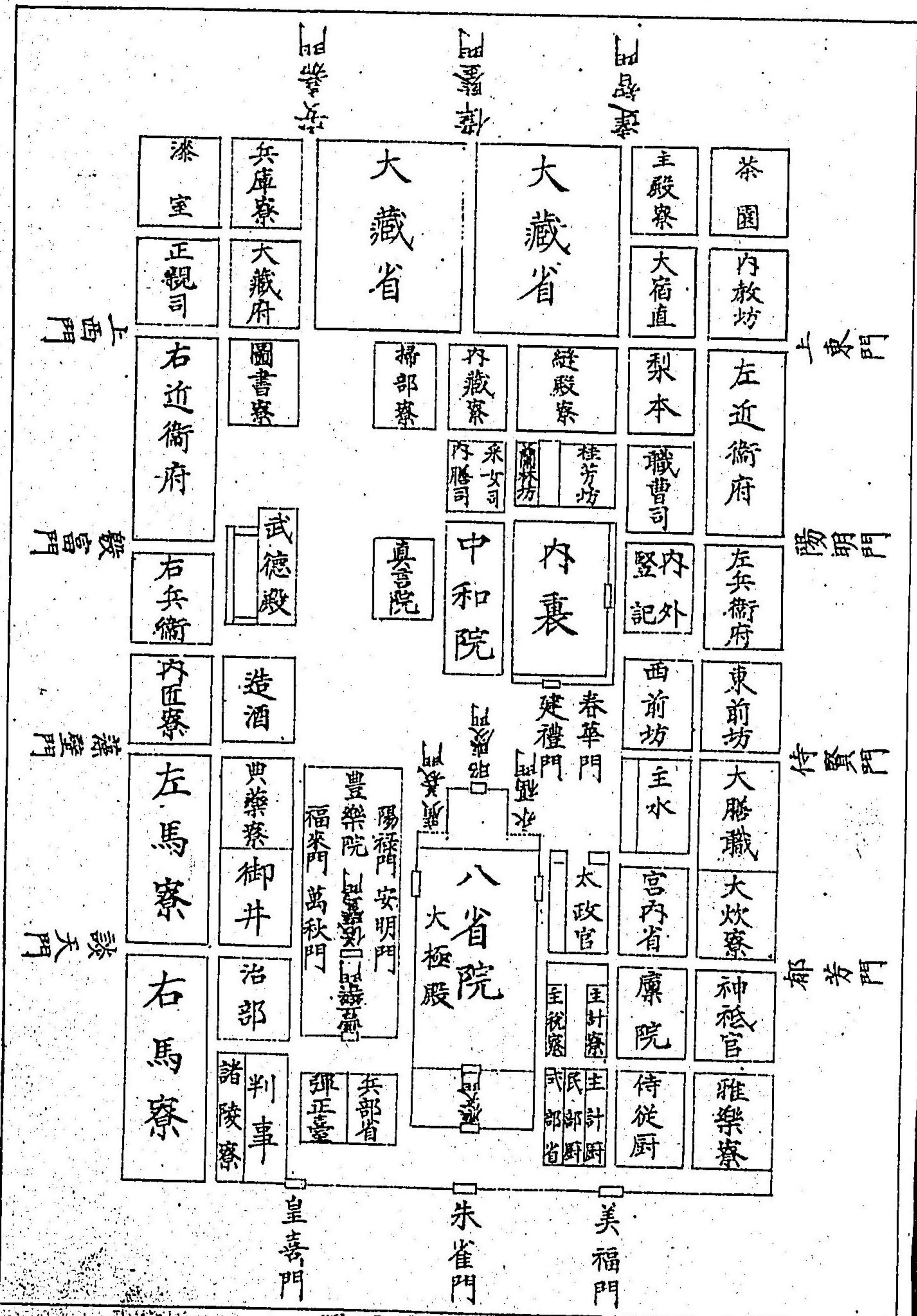
人は異服の兄弟にさへ面を見するを厭ひ、男子のその繼母の姿をさへ見識らで終りしもありき。

男色は當時かはつるみといひて、僧侶の支那より傳へしものならんといふ。この時代にはその弊俗世に行はれ、特に僧侶の間に多く行はれて美はしき頑童數人を養ひてこれを嬖寵するもの少からざりき。

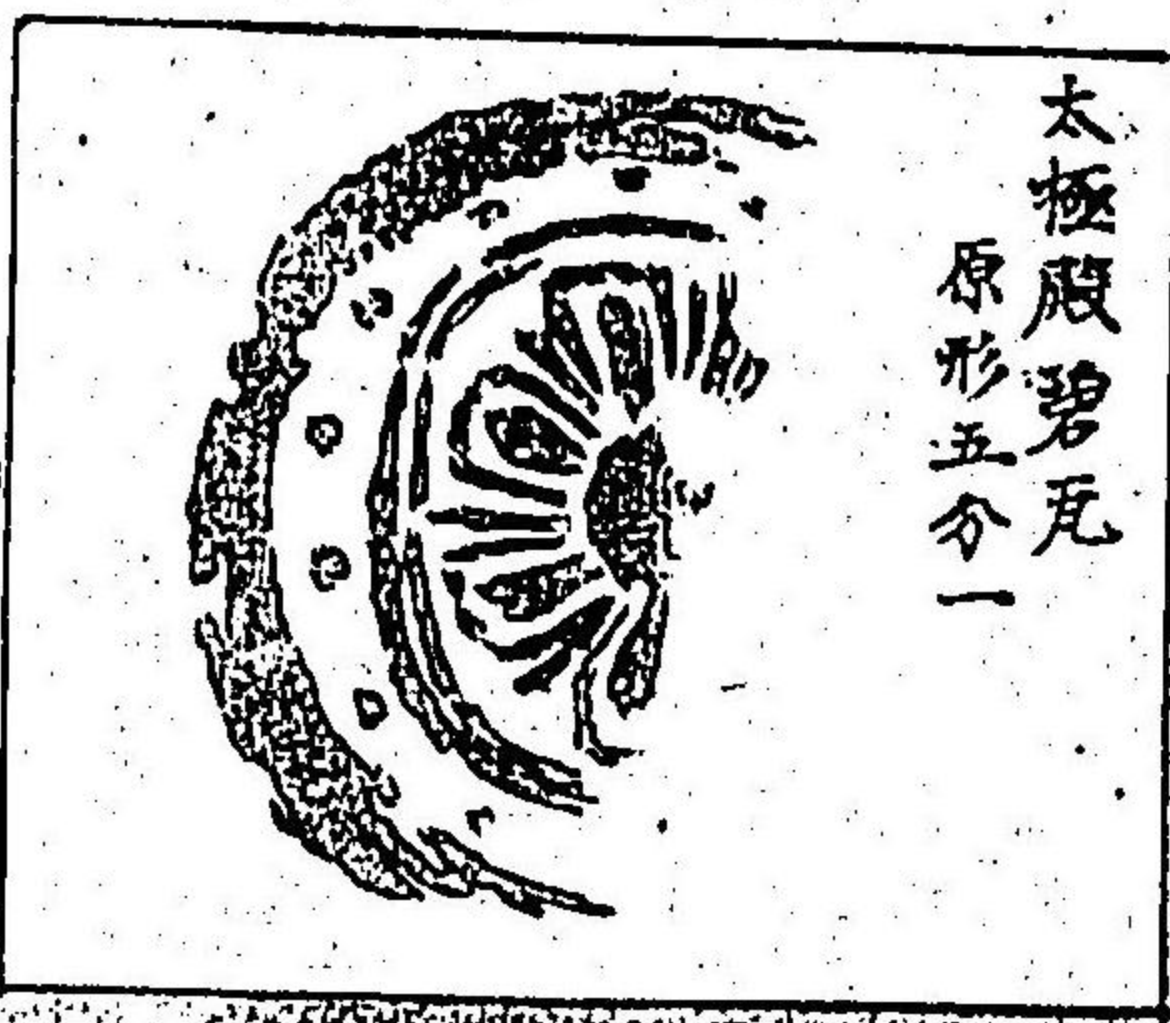
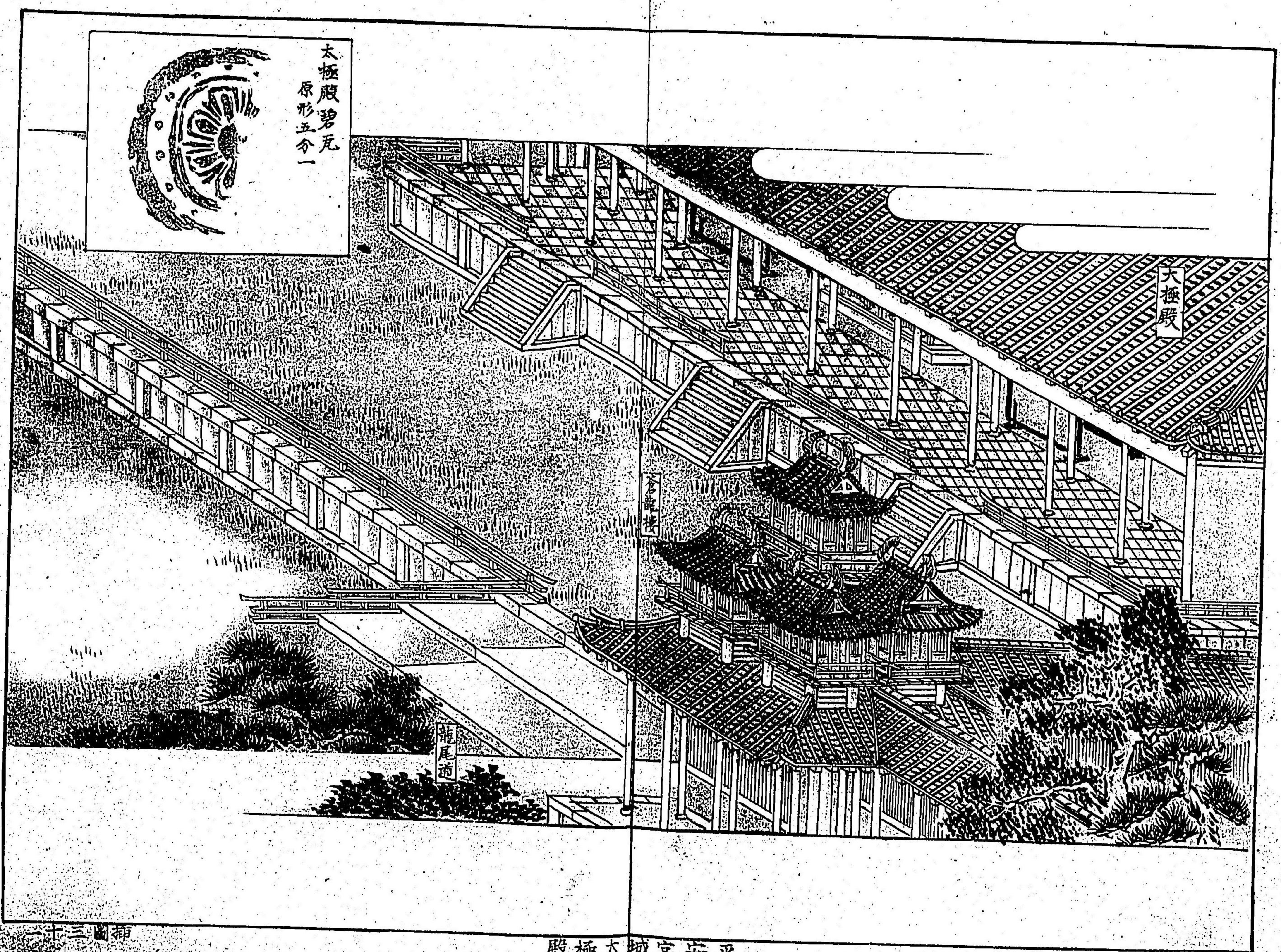
第四章 平安京及び諸國の交通

平安京 時に延暦三年遷都の議あり、地を山背國乙訓郡長岡村に相し、諸國の役夫を召して新宮の造營をさく、怠りなかりしに、その議中途にして止みぬ。越えて十二年に至り、和氣清原の奏議に因り、同國葛野郡宇太村の地を新都と定めらる。この地山河襟帶、自城と名づけたまへり。これより萬世不易の帝都となりて、明治維新の際に至るまで、凡そ一千七十五年の間、天日ていに輝きてまことに萬國無比の靈地とぞなりける。素より造營の初めより永遠を期して一時の勞を憚らず、費用の多きを厭はず、諸國に課して大いに土木を起されしかば、その宏壯なる古來未曾有のものなりき。その規模は専ら唐の長安城の制によりて、擗定せられしなり。

新都は南北一千七百五十三丈、東西一千五百七十丈、その北に當り南面して宮城あり、東



平安宮の平面圖



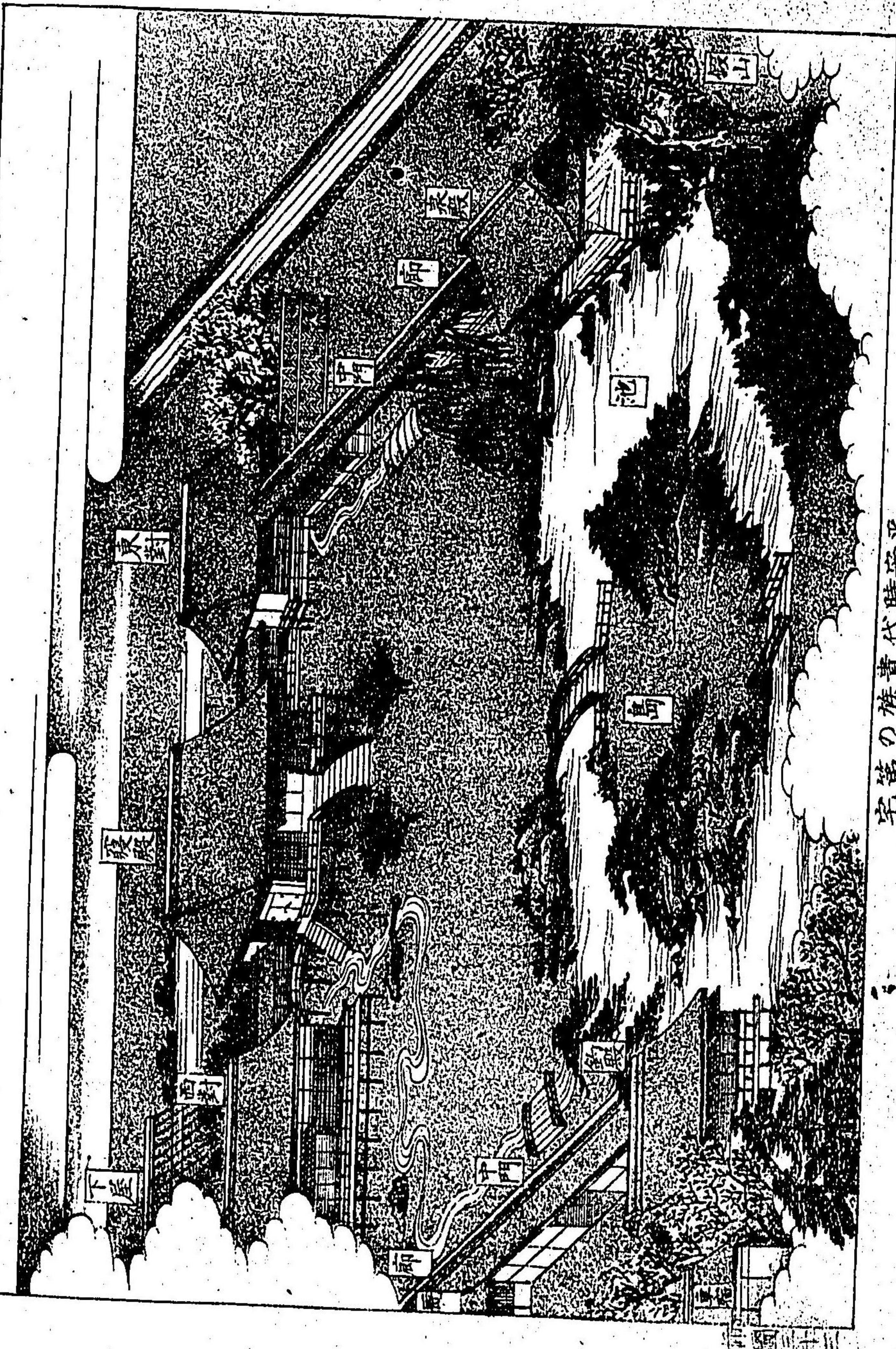
太極殿碧瓦
原形五分一

太極殿

龍尾道

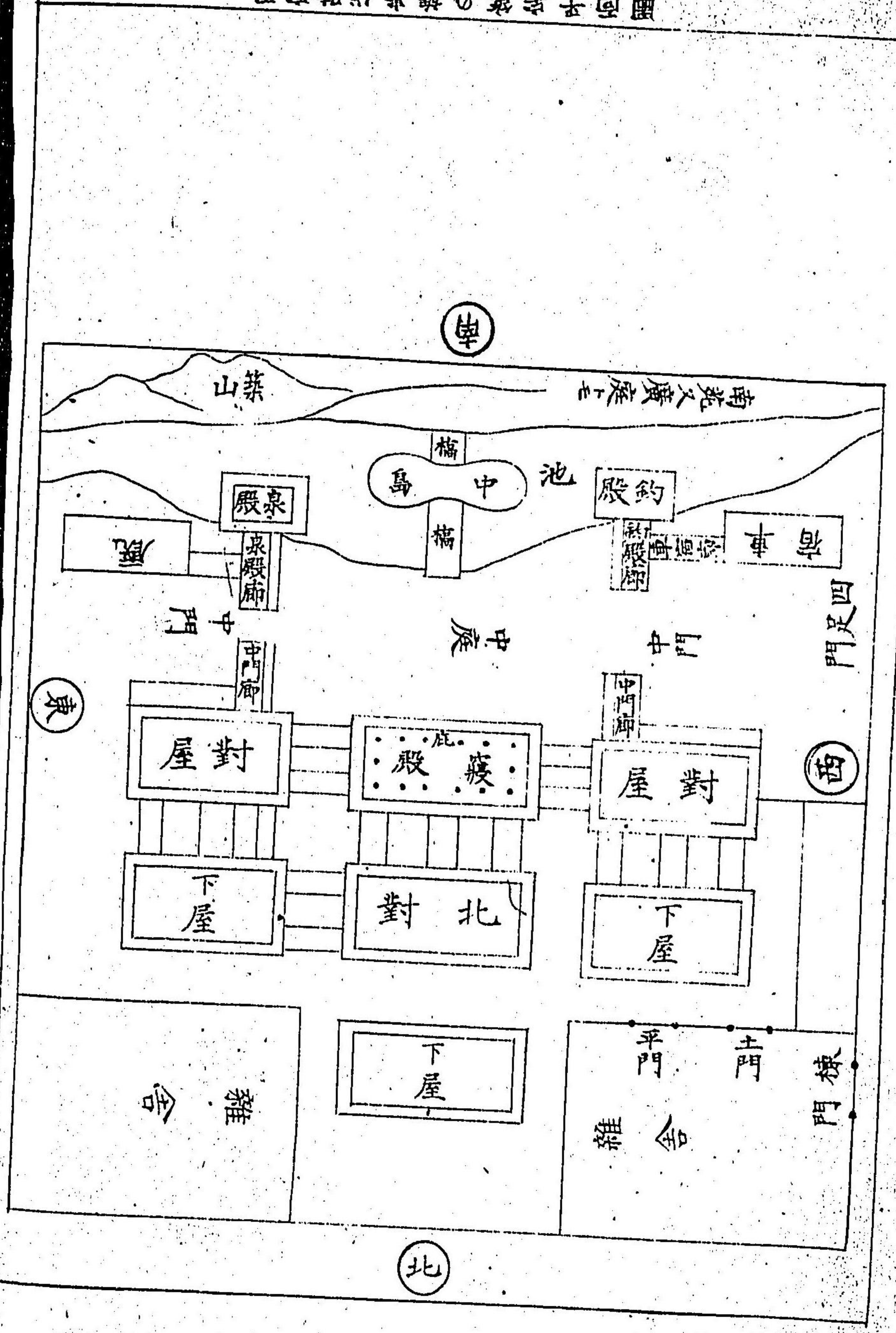
二十三圖補

殿極太城宮安平



平安時代貴族の第宅

圖四平宅第の族其代時安平



欠

MISSING

玉淵が女白女の歌の古今集に入り、肥後の遊君、檜垣姫の後撰集に撰ばれ、神崎の宮木の後拾遺集に載せられたるが如し。遊女は又傾城といへり。傀儡子は遊女の一種なり。傀儡木偶を舞はして目を喜ばせしより起りて粉黛を粧ひ、唱歌、落樂、男子の顧眄を希ふに至りし者なり。此期の季に白拍子あり、遊女の一種にして殊に京師に多く、舞技を主とせり。

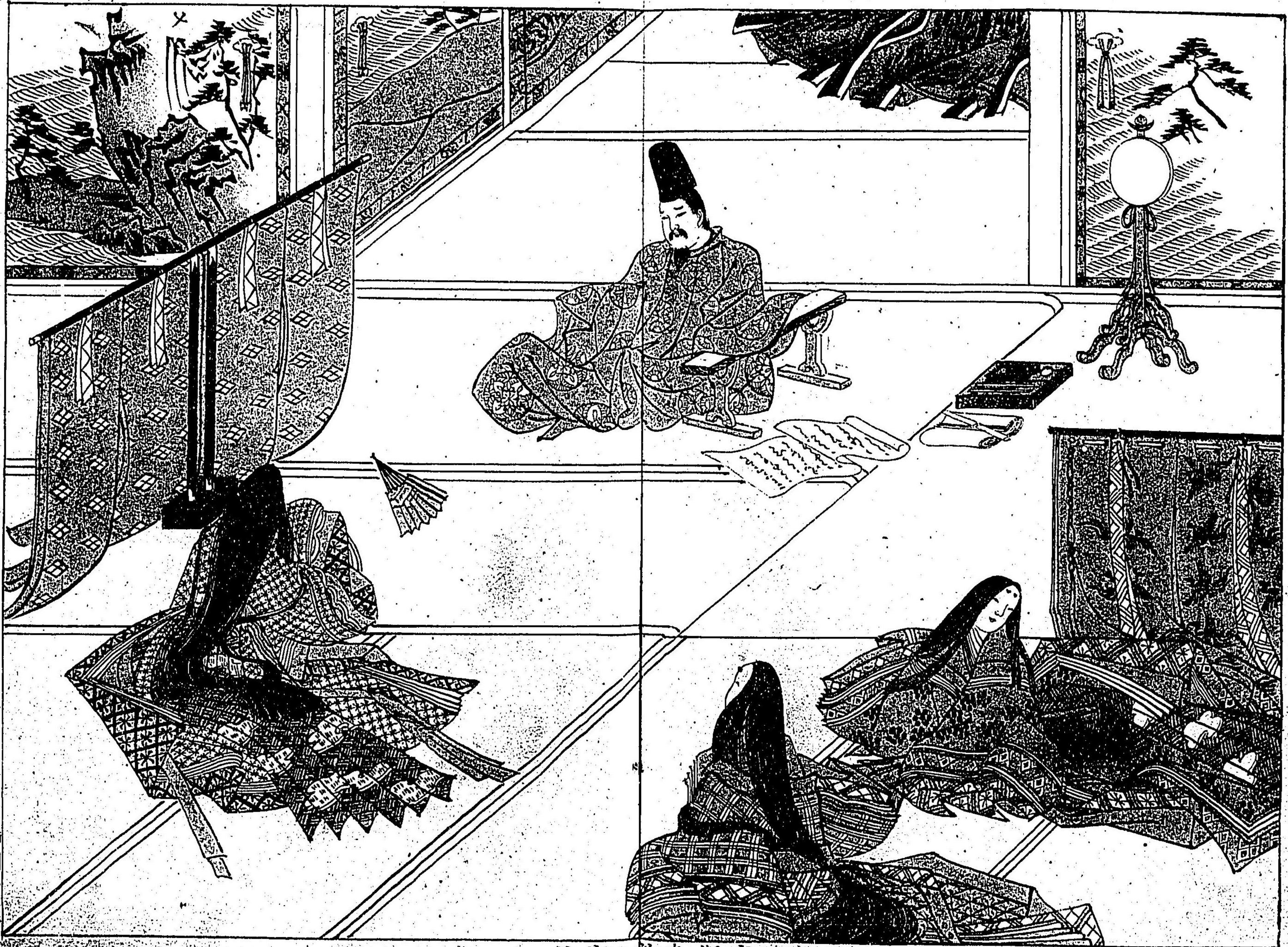
第六章 衣食住

第一節 家屋調度及び車輿

延暦十三年都を山城に遷し大いに土木を起す、宮城は専ら唐制に倣ひて四阿造りとなり、規模宏壯絶えて前代に見ざるところなり。就中朝堂院の正殿を大極殿といひ、天皇ここに朝政を聽きたまふ、その正門を應天門といふ、門の東に栖鳳樓あり、西に翔鸞樓あり、門を入ればまた東西の二朝集堂あり、百官ここに集まりてのち大極殿に入る、殿の前に昌福、舍章、承光、明禮、延休、全嘉、顯章、延祿、暉章、康樂、脩式、永寧の十二堂あり、皇族及び百官ここに侍す、これ等を并せて朝堂院又は八省院といへり。このほか宴會を催す所を豐樂院といひ、修法念誦を勤むるところを眞言院といふ、武德殿には騎射競馬の武技あり、中和院には天皇親祭を行はせらる。内裏は即ち皇居にして、紫宸、仁壽、承香、常寧、貞觀の五殿は南に起つて北に行き、春興、宣陽、綾綺、温明、麗景、宣耀の六殿は東南に起つて北に行く、安福、校書、清涼、後涼、弘徽、登花の五殿は西南に起つて北に行き、昭陽、梨庭、淑景、桐壺、飛香、藤壺、

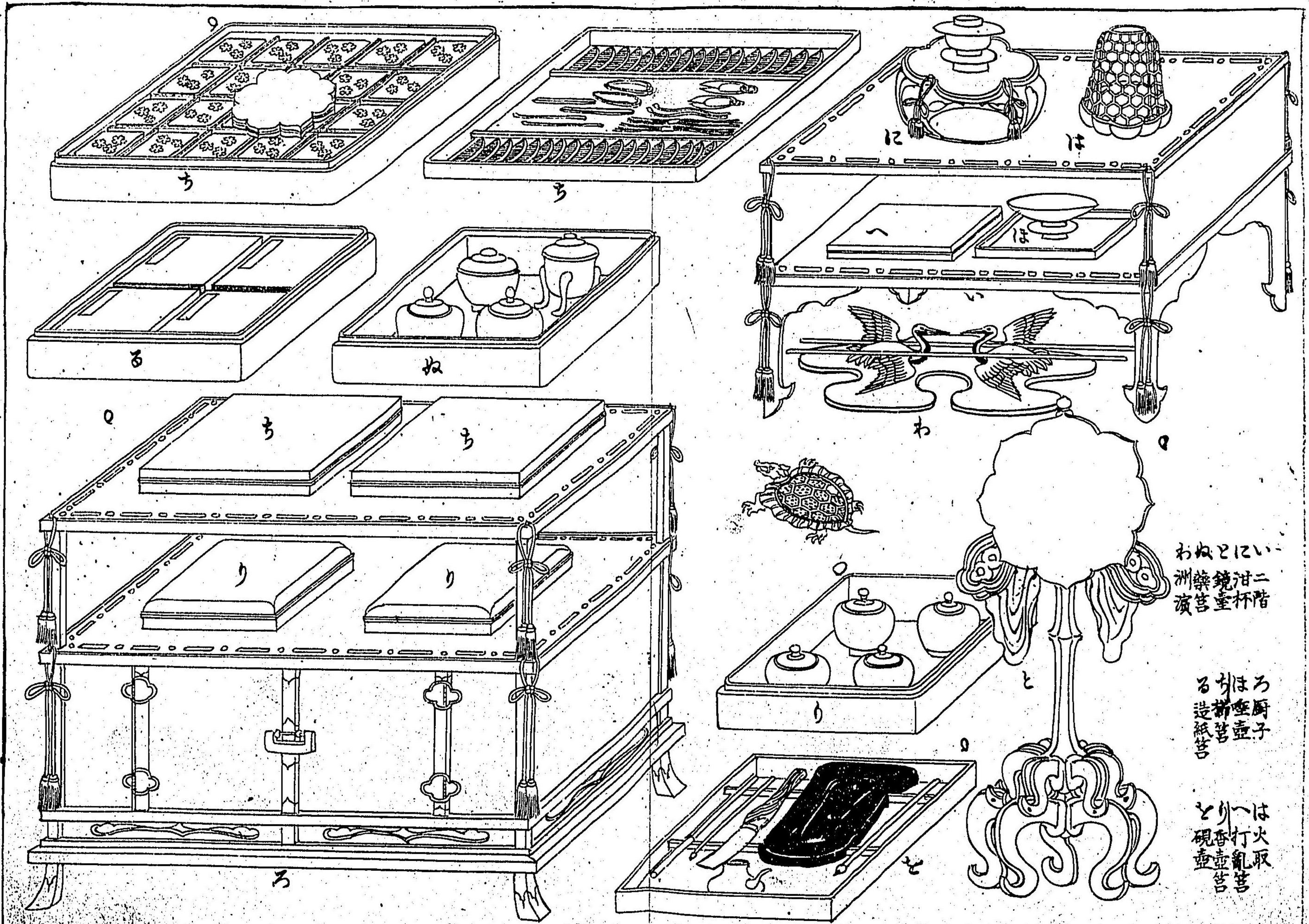
花梅壺、瓊芳雷鳴壺の五舎は南に起つて北に行く。就中紫宸殿はまた南殿ともいひ、皇居中の正殿にして、階前に相對して櫻と橘とを植ゑたり、世呼んで左近櫻、右近橘といふ。諸臣の第宅も美觀を競ふ、其制ひとしく漢土に學びたるものにして、これより四阿造りの建築大に行はれ、高貴の家屋はおしなべて此様式に倣ふに至り、皇朝古代の制こゝに於て一變せり。然らば四阿造りの建築とは如何に。

四阿造りは後世に宮殿作り、御所作り、または寢殿作りと稱する者にして、唐令に宮殿皆四阿といへるものこれなり。此制によりて造りたる當時縉紳の第宅のさまを略述せん。其正殿を寢殿といひ、主人の起臥する所なり、概ね南面して建つ、或は東面若くは西面なるもあれども、甚だ北に向はしむることを忌めり。その東西北の三方に建てたるを對の屋といふ。北の對は主婦の住むところにして、世に貴人の妻を北の方といふはこれが爲めなり。東西の對は家内眷屬の居るところなり。寢殿の屋根は斜めに四方に椽をわたり、等しく四方へ葺き卸して、樽風なし。これ四阿の名ある所以なり。對屋は椽なく、樽風を入れて、二方へ葺き卸しにす。寢殿と對とは廊ありて通すべし。此廊を細殿、渡殿、馬道などいふ。寢殿の前は庭にして數十歩を隔て、池あり、中島を築き橋を架す。池水に臨んで釣殿、泉殿の構へあり、夏日納涼などの用に供す。東または西の對より廊を渡してこれと相往來せしむ。この廊の中程に小門あり、これを中門と名づく。廊の内には家司所從などの詰むる所を設く、中門の外には車宿または輿宿ありて、車輿を止むべく、その他雜舎あり。



梅園三十五

活生の族貴都京



おぬとにい
洲藥鏡油二
濱管室杯階

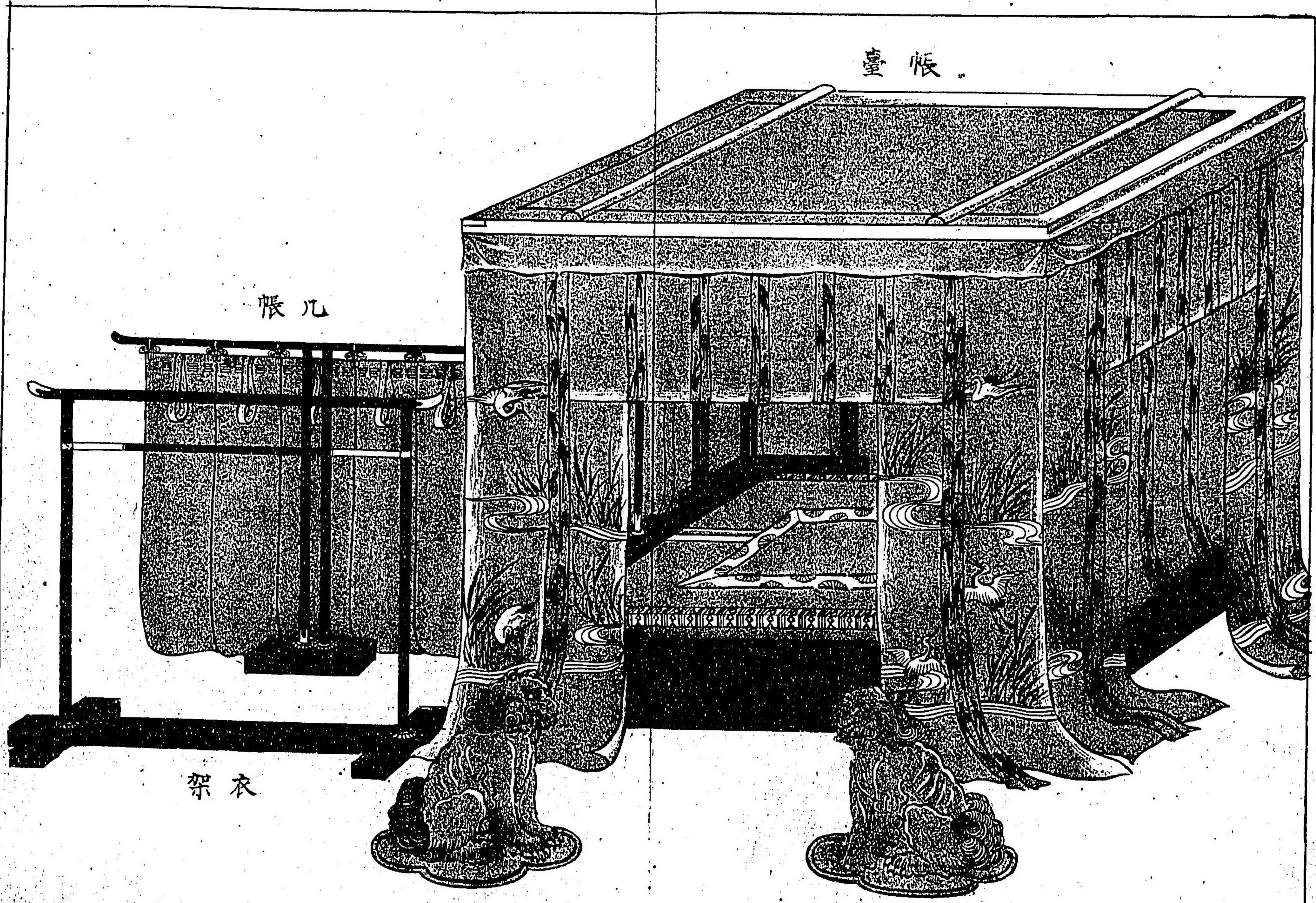
ろはろ
壺壺子
造飾管

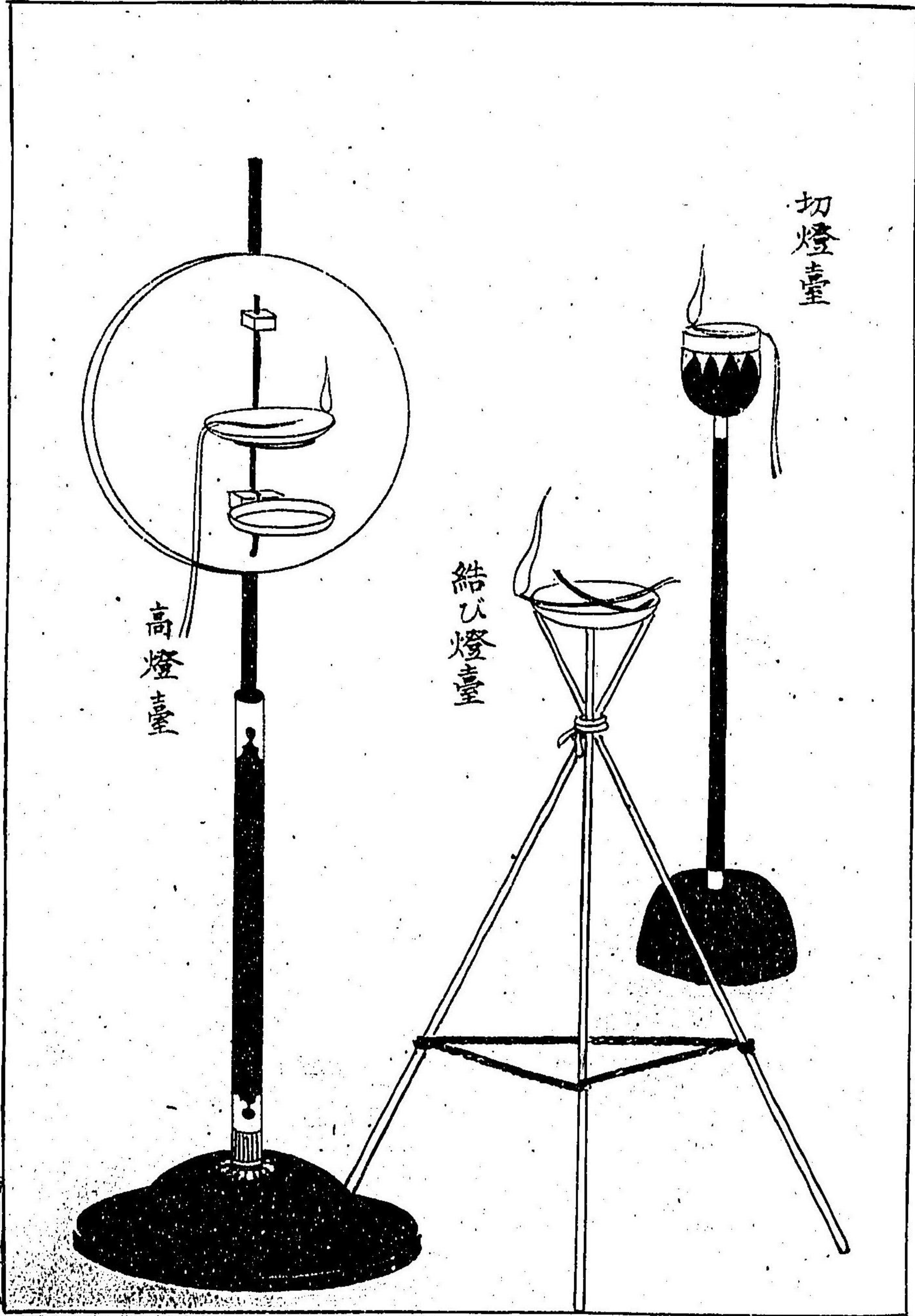
とりは
硯香打
壺壺管

臺帳

帳几

架衣





燈器

欠

MISSING

室禮の大略にして、みな時により要に従ひてさまざまに設くるものにて、後世の如く棚、床を造りて、また移動す可らざる制とは大いに異なり。また一室を劃りて塗籠ぬかごと稱し、周圍を壁にして金銀衣服調度の類を納むる所もあり。壁には土を塗りたるを、板にて張りたるもあり。休息寢臥の用には帳臺あり、臺の四隅に柱を立て帳を垂る、これ恰も一箇の小室といふべくして、しかも移動せしむべし。帳を抑ふるには獅子狛犬の形したる鎮子あり。武家の世書院造りの家に至りては帳臺の設けなきを以て上段の間といふを設け、これによりて主従の坐を區別するに至れり。

上に述べたる家屋の制、帳臺の設けは高貴の家に就いて叙べたる所なれども、地下の人も潜上して斯くの如くするものありき。されど賤家または貴人の家とても曹司、局などいひて家司女房の晝夜起臥する所は常に疊を布き詰めたるもあるべし。或は便宜に従ひて遣戸やきとを設け、明障子あかりしよを立てたるもあり。遣戸は後世の戸に同じく上下に溝を穿ちて横に開閉するものなり。明障子はよく日光を入れんが爲めに造れるものにて、即ち後世の障子なり。當時は紙の薄くして強きもの少かりしかば多くは絹を張りたり。厚き紙に紋を押し、繪かきたるは唐紙障子といふ。すべてこの頃障子といへるは廣き名にして、戸、衝立、格子、明障子、唐紙の類の總稱なりと知るべし。

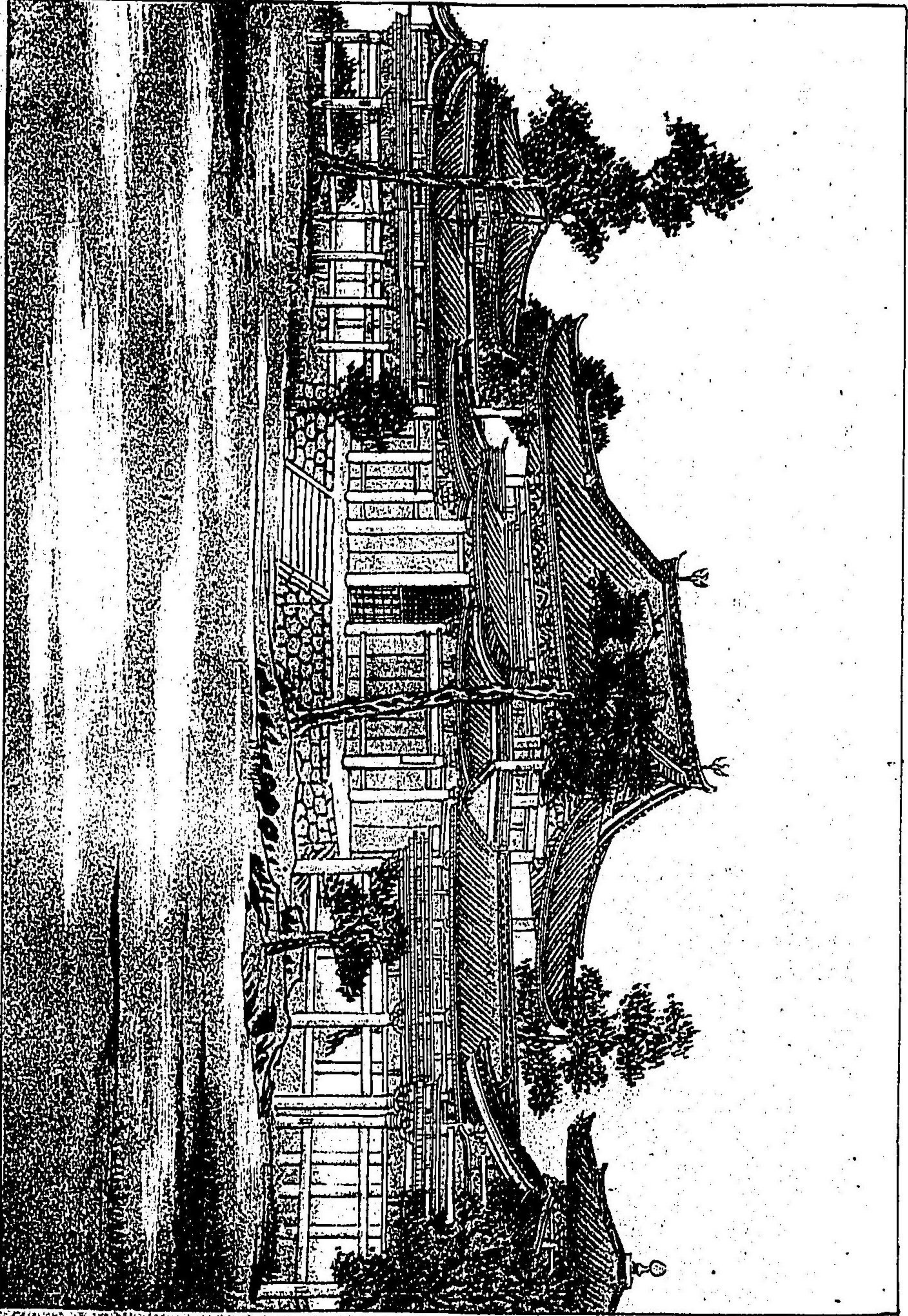
燈火は室内を照らす爲めに結燈臺むすびあかりまたは切燈臺きりあかりに點火し、更に提携するに紙燭あり。前期以來既に蠟燭あり、夜行には松火を燵かまどやかして往けり。夏の夕は蚊を逐ふために蚊遣

火を焚き、蚊帳をかけて寝ぬ、冬の朝は温を取る爲めに炭すすあり、火桶あり。是より先き天智帝の朝、越の國より燃土、燃水を獻じたりき、これ今の泥炭、石油なれども、普く用ひられたるにはあらず。

さて新都經營以來、家屋造築の術は次第に發達し、驕奢の風増長するに従ひて、王族高位は住家の外に山莊別墅を營むもの多くして、建築の宏壯華麗なるを競ひ、園藝の術も従うて大いに進歩したりき。家屋の裝飾には唐風の彫刻を用ひ、また蒔繪、螺鈿を施すことも多し。華山帝は殊に風雅を愛したまひ、寢殿對屋の往來の便を計りて始めて渡殿をつくり、檜皮を葺き續けたまへり、その以前は殿舎箇々別々に離れ建ちて、その間には笮を通じたるばかりなりきといふ。その頃藤原兼家また驕傲にして、頻りに第宅を造營し、結構を清涼殿に擬するに至りぬ。

一條帝の頃より、京都に火災多く、禁闕を始め上下の第宅、灰燼となること數々なりしかば、土木の營みも隨うて頻繁に、すべて壯麗を旨とせり。この頃藤原道長は豪奢にして、意を建築に用ひ、天下の巨材、良工を集めて、高大の殿を營み、京極の第の焼けたるを興し、また法性寺を建つ。これより先き、諸臣の第宅は低矮なるを常則とせしが、この時よりこれに倣ひて、高大の殿を建つるもの多く、從來の制は古代造りと稱せらるゝに至れり。後一條帝の朝に、京師邸宅の制に過ぐるを以て、諸國吏の邸宅、方一町に及ぶものを減じて、四分の一となし、六位以下の板築垣を造り、檜皮を葺くを禁じたまひしが、實際に行はれしと

院寺平治守郡守宇國城山堂鳳凰



(院寺平治守郡守宇國城山堂鳳凰)

も覺ゆす。

當時園藝の發達を史上に徵するに、神泉苑は延暦年間大内裏の造營に當りて周文王の靈囿に准じて方八町に作らしめたる所にして、その正殿を乾臨閣といふ、後巨勢金岡苑中の石を疊めり、屢々こゝに觀花の燕、觀魚、觀射、放鷹、相撲の遊び、さては靈會等を催し、文人を召して詩文を作らせらる、特に御靈會の節は苑の西門を開き、貴賤の差別なく縦覽せしめたまひき。帝王皇妃の山莊遊苑には、雲林院は淳和天皇の離宮、亭子院は宇多天皇の離宮にして、其他嵯峨院、淳和院、粟田院、朱雀院、冷泉院、白河離宮、鳥羽離宮、水無瀬離宮等あり。臣下の園囿には、藤原冬嗣が深草別業、同基經の堀川院等何れはあれど、中にも最も有名なるを源融の河原院とす。臺閣、水石、華麗を盡くし、山を築きて花卉を栽、池を穿ち、日日難波の潮二十斛を汲みてこゝに運ばせ、鹽を煮て陸奥鹽竈の勝概に擬す、世に融を呼んで河原左大臣といへり。融また山莊を嵯峨に營み、樓霞觀といふ、また別業を宇治に營む。平等院は即ちこれにして、後藤原道長の傾したるを、永承中その子頼通に至つて寺となして平等院と號し、法華三昧を修せしむ。佛殿は鳳凰を象り、左右の高樓回廊を兩翼とし、後背の廊を尾とす、棟の上に雌雄の鳳凰あり、風に隨うて舞ふ、堂内の佛像、壁畫皆當時名匠の手になりしものにして、建立以來今に至るまで曾て回祿の災に遭はず、美麗壯嚴實に我國美術の一大摸範たり。

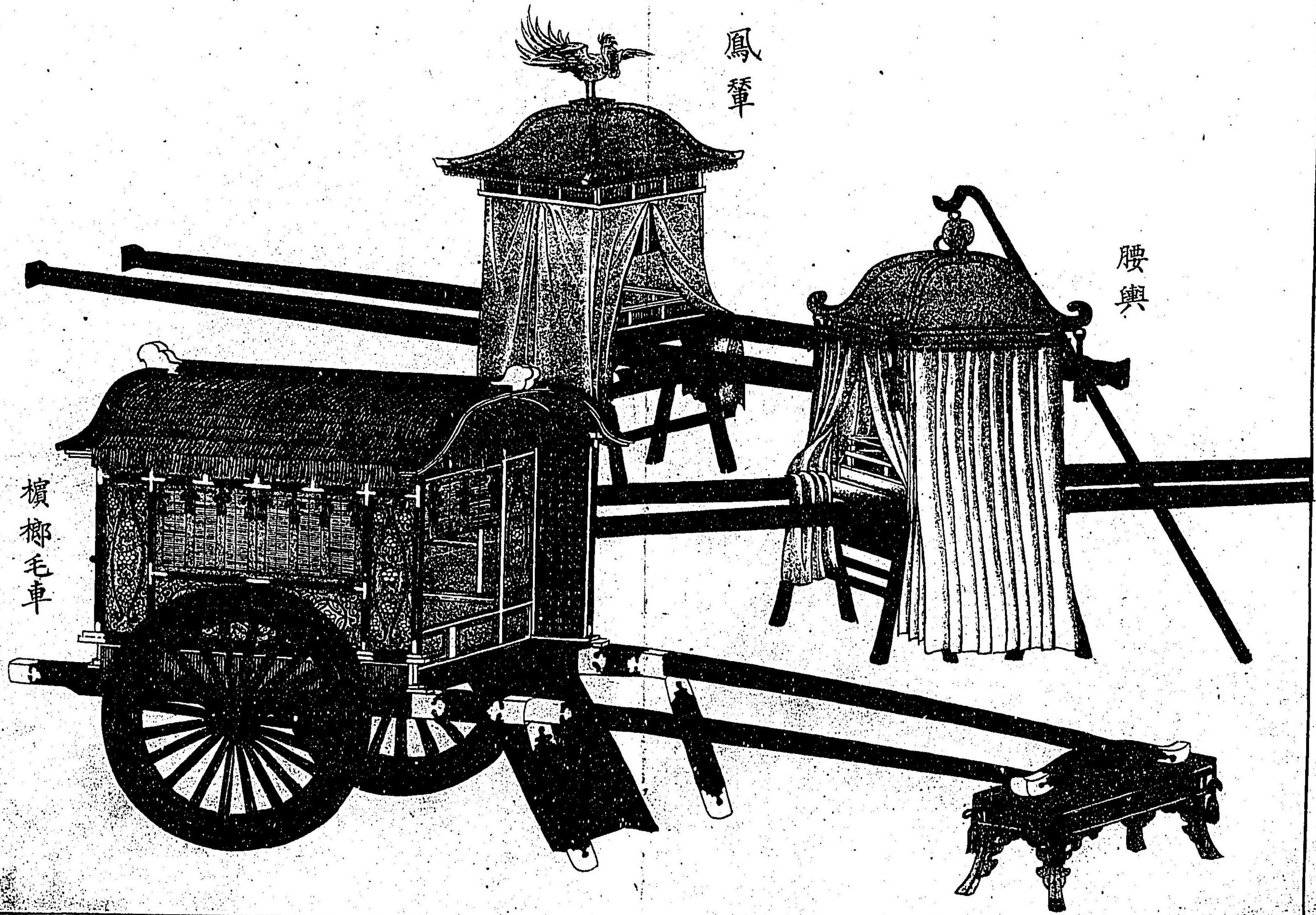
車輿、家屋調度のことを叙したる序に車輿に就きて述べべし。天子の乗りたまふは前

期よりその定めありて御輿と腰輿とに限り、轝車牛車を用ひらるゝことなし、當時輿は殊に重んぜられ、天皇のほかは皇后と齋王とに限りたりしが、後にはその制少しく紊れて權貴高僧のこれを用ひたるもあり、皇太子は晴の儀式には轝を用ひらる、轝は手車腰車、また小車の稱あり、親王、大臣、貴婦人又は僧侶の特許ありてこれに乗るもの少からず、この時代に於て最も盛に行はれたるは牛車なり、その始めは詳ならずといへども前期には多く用ひられざりしものなりしを、平安の京は寧樂に比するに土地廣濶にしてしかも平坦なりしかば、高貴は勿論無位の庶民も競うてこれに乗り、物詣遊參の際有福ならぬは人のを借りて出づるものも多かりき、かくて上下の秩序紊亂の傾きありしかば、寛平年間始めてその制を建て、これ、延喜の式制にも車に貴賤の別を設けらる、されど世の趨向は制するに難く、ほそなく其禁も弛びて上下益々乗車に綺羅を盡くせり、牛車に種類あり、糸毛、檜櫛毛を最上とし、束帯の入儀式の節に用ふ、綱代車は稍々これに下りて専ら輕快を旨とし、通常の時に用ひらる、また金作りなどいふもあり、世の驕奢に赴くに從ひて人々綺羅を盡くし、華麗を競ひしが、後三條帝驕奢を誡め、一歳石清水の行幸のとき物見車に金銀の裝飾の多きを詔覽あり、詔して其金具を剝がせたまひけるに、翌年の加茂の行幸には金具ぬきし車ばかり多かりき、然れども白河帝以來また驕奢に復し、上下ともに金銀珠玉を以て車を飾り、艶麗を競ひて、これを制せんとするものはなかりき。

鳳輦

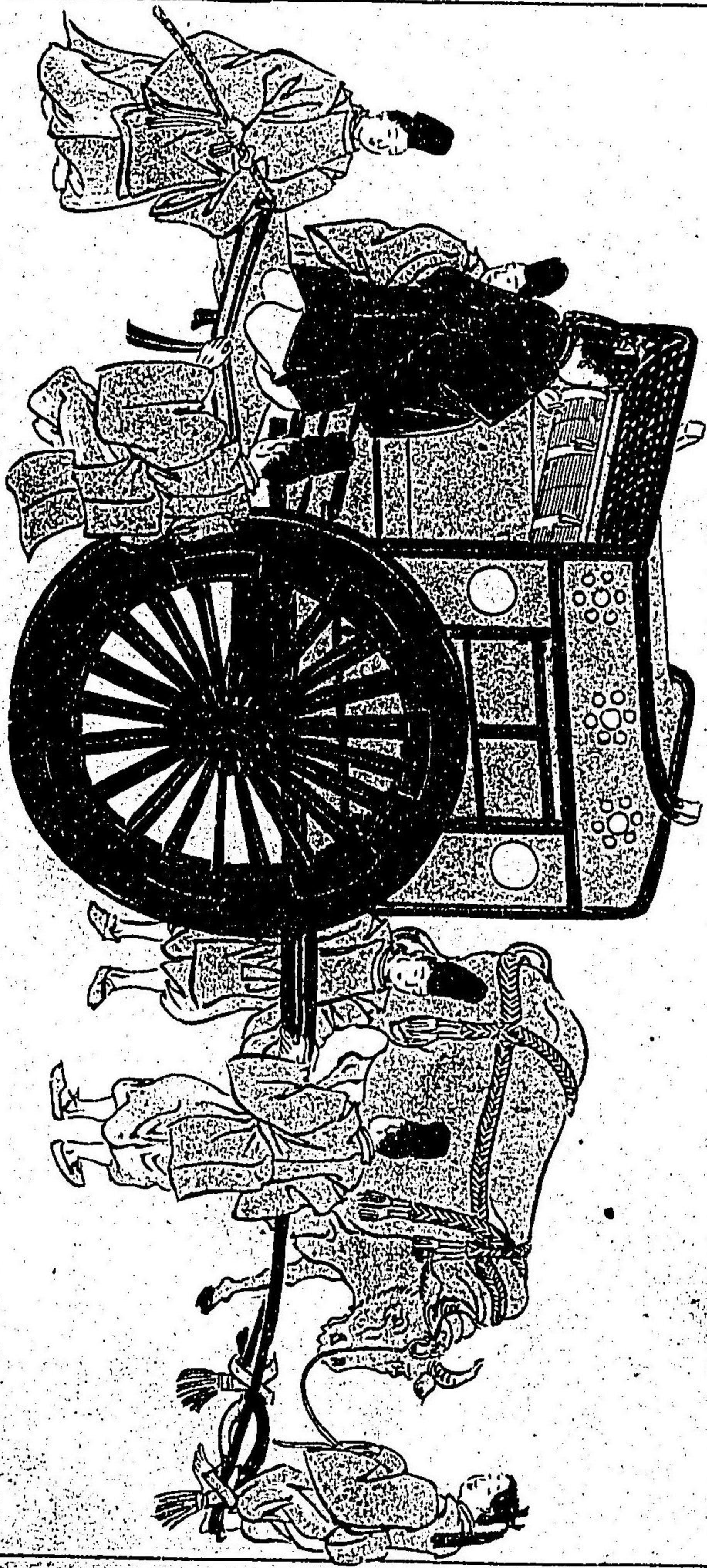
腰輿

檣榔毛車



輿車

二十四圖



圖の車乘族貴都京

事の序に車上馬上の禮を述べんに、馬禮は三位以下路にて親王に遇へば馬より下る、大臣は馬を歛めて側立す。四位以下の一位に、五位以下の三位以上に、六位以下の四位以上に、七位以下の五位以上に逢へるときは皆馬より下る。乗車及び陪從には下りず。車禮は親王大臣相逢へば車を駐めて前驅下る。納言の親王に逢へるは車を抑ゆ、參議の親王大臣に逢へるは牛を放ちて榻を立つ、或は立てず。納言以下の親王に逢へるは必ず牛を放ちて榻を立つ。二省の亟の大臣以下に逢へるは下りず、笏を以て出見せしむ。彈正もまたこれに同じ。四位以上の公卿に逢へるは車を抑ゆ、五位の大臣に逢へるは下り、外記、史の納言以上に逢ふる亦下るなり。

第二節 服飾容儀

泰平うち續くに從ひ入々容儀をつくるひ、衣服も漸く華美となる。この時代に行はれたる衣服を見るに、前期よりはその種類多くなりぬ。

男子の服装、即位大嘗會などの大禮に天皇を始め諸臣の服する禮服には玉冠、大袖、小袖、單、裳、表袴、大口、綬、玉佩、牙笏、鬘、襪等あり。玉冠は寶玉を以て飾りたる冠にして、天皇の被ひ給ふものの諸臣のものも區別あるは勿論、文官と武官とまた差異あり。最も上に着るは大袖と裳とにして、天皇の着たまふものには日月星辰山龍華虫等の九章あり、これを袞龍の御衣といふ。大袖の下には小袖を着る、その形大袖に同じくして袖聊か小さし、これ等は唐土の服制をそのまゝに用ひたるものなり。小袖の下に單を着、裳の下に表袴

大口を穿つ。これ等は束帯のときと同じ。腰には魚袋を纏き、綬を乳の下に垂れ、また玉佩を膝のあたり垂る。笏は象牙を用ひ、扇は革を以て、襪は錦を以て作る。何れも位の高下に従うて等級あり。これは第一の禮服なるが、大祀大禮の外着ることなくして使用の際甚だ少なし。通常の禮服として天皇より臣下に至るまで公事朝拜に用ふるものを束帯といふ。

束帯には最も上に着るを袍うのぼろといふ。袍に縫腋、闕腋の二種あり。縫腋には襦あり、概ね文官の着るところ。闕腋は襖うすともいひて、武官の着するところなり。その下に着るを下襲したせきといふ。背後の裾長く地に曳くを帯とす。裾と下襲との間に半臂を着ることあり。これを用ふるに夏に多くして冬に少なし。下襲の下には裱單せうたんなどを着る。裱はたゞ衣きともいふ。下襲に着るものにては最も上なるを表袴といふ。その下に大口を穿つ。これ表袴の形を正しく保たんが爲めなるべし。また小口の袴あり、大口に比して口の狭ければ名づく。衣を重ねるとき、下に着たる衣の袖口を上よりも外に出だして着ること多し。若し重ねたる衣の色の異なる時は甚だ美はしく見え、當時の人は好みてこれを爲せり。これを出し打着うちといふ。頭には冠を被ひ、羅、絹などに漆をひきたるなり。武官は冠の兩側に綬むすひをつけ、また纓えいを巻く。足には襪を穿ち、その上に履を穿つ。履に深履半履等の別あり。文官は笏をもち、武官は肩に矢を挿したる胡篋を負ひ、手に弓を携ふ。神事の際には袍の上に小忌こぎを被る。小忌は白布を張り、藍、靛といふ草を摺りて染めたるものにて、其質素なるは古風



大将代

国冠
親王代

次将

主殿

門部

三山冠

いちひ脛巾

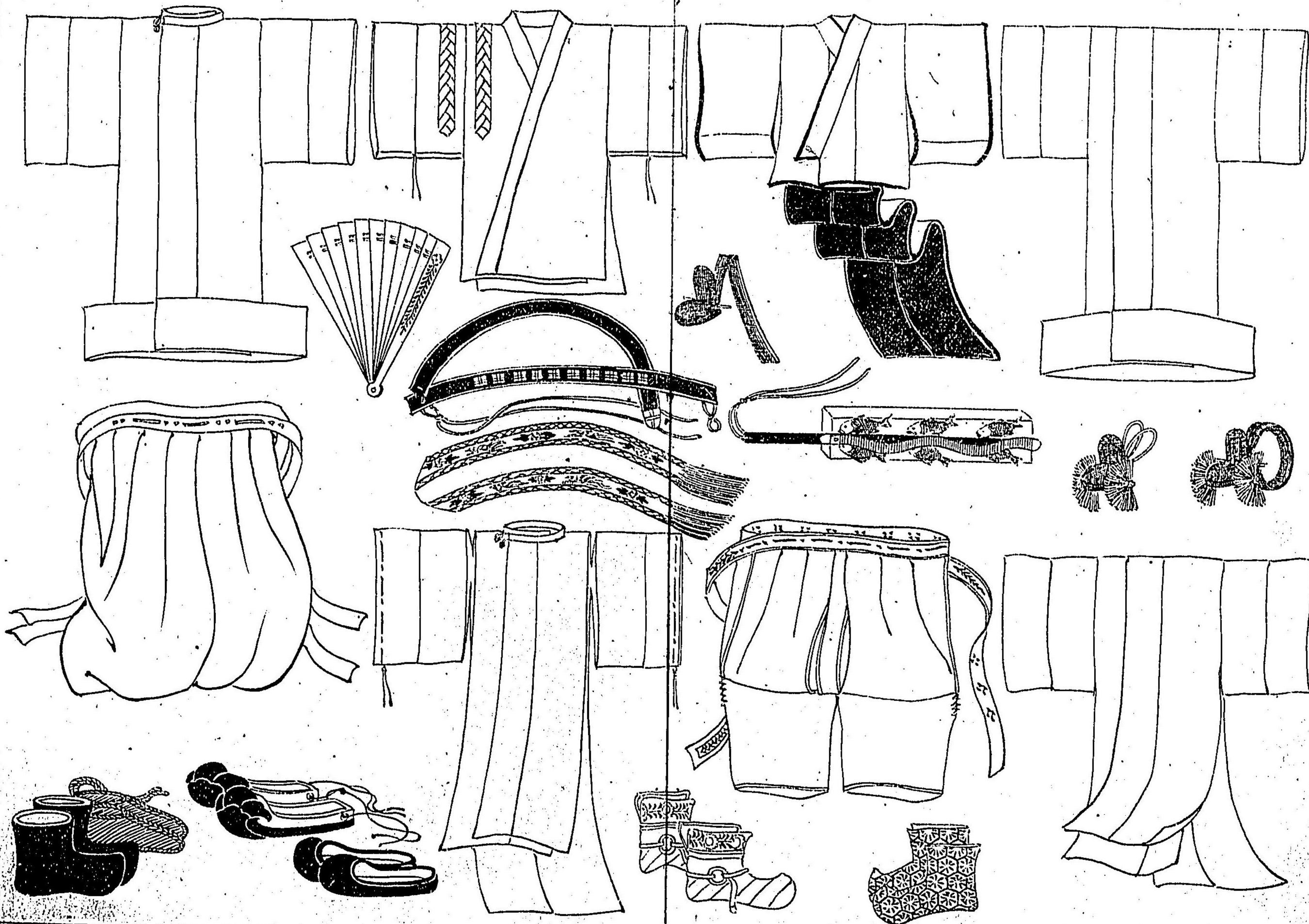
文武官禮服





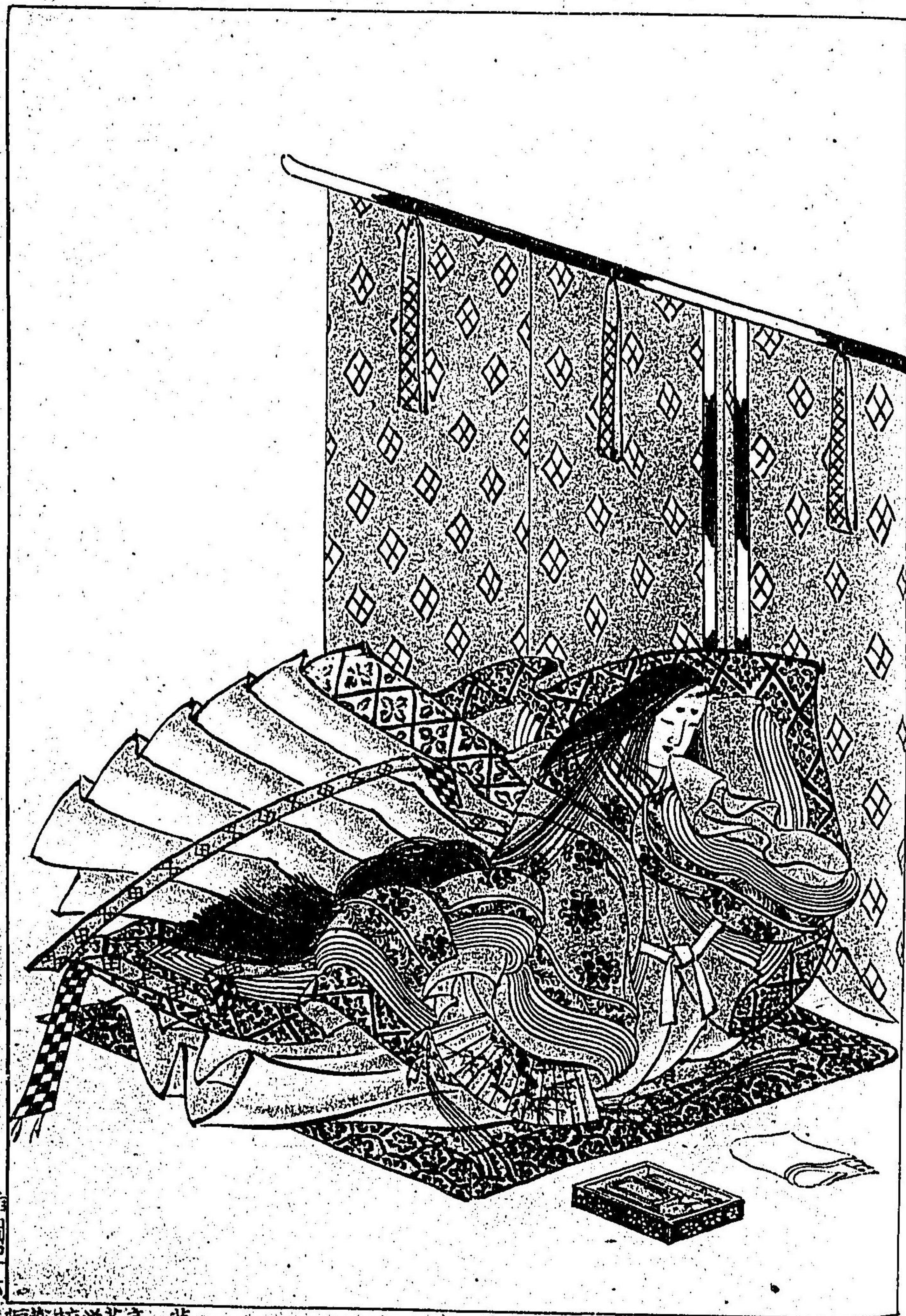
掛圖四十四

像の風道野小人貴の代時安平



第十四圖

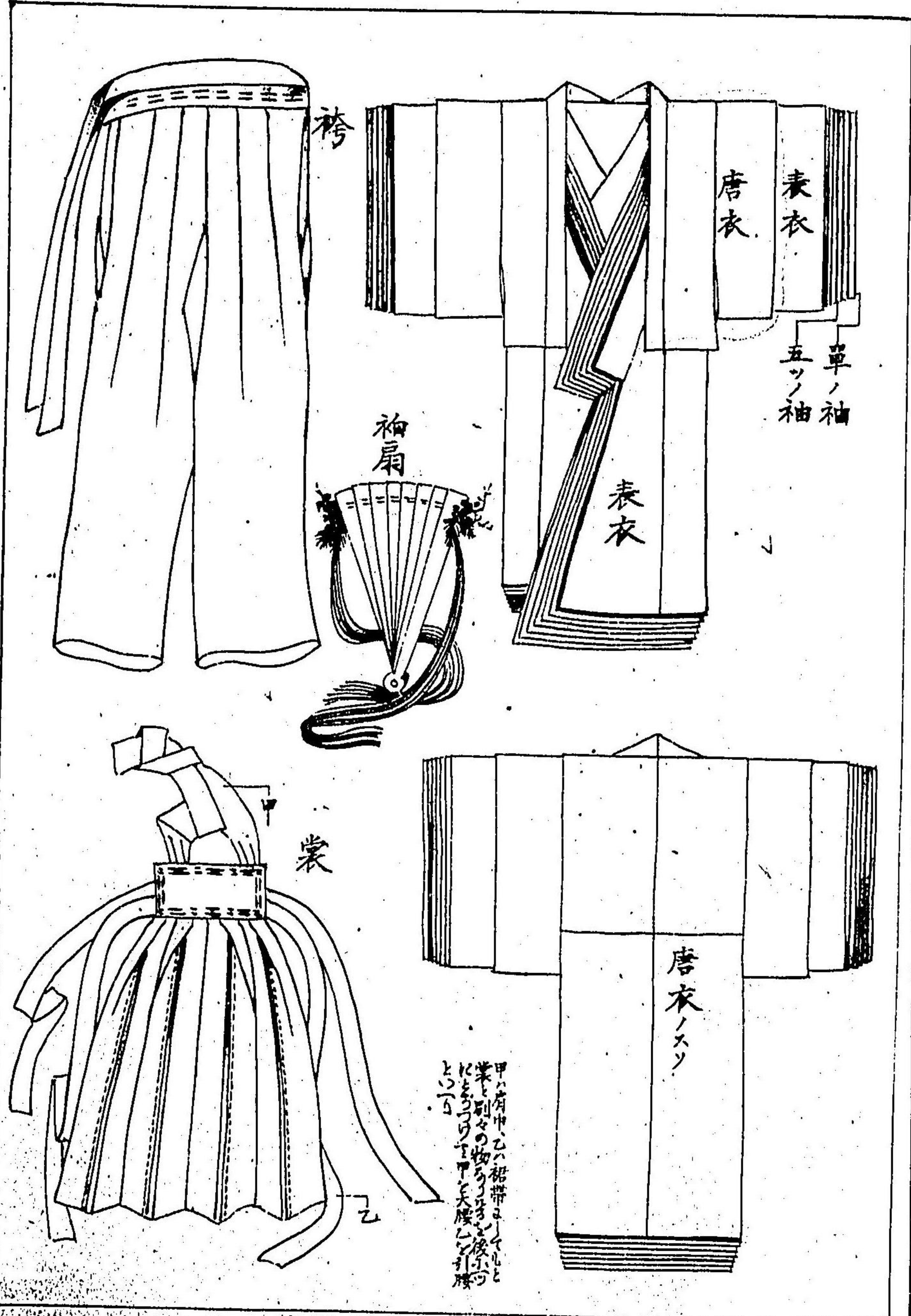
公家ノ装束



繪圖
六

第一高学枝藏

藤原盛世の宮女



袴

唐衣

表衣

単ノ袖
五ツノ袖

袖扇

表衣

裳

唐衣ノスソ

甲ノ肩巾乙ハ裾帶ヨリイロト
業ノ別々ノ物ナリテ後ノ
ヒトナリテ甲ハ腰ノ打掛
トイフ

海圖四十七

装服の官女の來以安平

を守るべき神事に用ふればなり。又日蔭莖を冠に纏ふ、これ太古以來の風にして、もと日蔭といふ莖草を用ひし者なりしが、後には絲を以て作るに至れり。慶賀舞樂の際には冠に挿頭の花を付く、これももとは眞の花なりしを、後には剪採の枝を用ふるに至れり。當時の衣服には浮文、固文の章あり、花鳥雲鶴など種々の紋を染めまた織り出だしたれども、未だ紋章によりて家の高下を區別することあらず、唯服色によりて上下貴賤を定めたり。天皇は黃楡染の袍を着、行幸などの際には赤色のものを着たまふ。殿上地下の服色はすべて前期に定めたる所に同じ、紫緋の濃きは最も高等にしてこれを禁色といふ、特に許されたる人にあらざれば用ふることを能はず。

束帯を省略したる者あり、これを直衣といふ。直衣はもと宿直の衣なりといひ、或は日用ふるものといへり、何れにもせよ略服にして、後には重々しからぬ公事の際にも用ひたり。この服は袍に代へて着るところにして、禁色を聽かれたる人にあらざれば用ふることを能はず。これを着たるときは下襲を省き、表袴の代りに指貫の袴を穿つ、指貫また奴袴といひ、其端に糸を指し貫きて括り締むるものなり、もと賤者が歩行勞動に便なりとて用ひたりしを貴人の採用せしものなるべし。また袍を着たるときに指貫を穿つこともあり、これを衣冠の裝束といひ、尋常の参内などに用ひたり。

狩衣はまた布衣ともいふ。闕腋の袍と名の制概ね同じく、袖括あり、袖括とは紐をさし通して袖を括り締むべきやうにしたるをいふ。これ放鷹游獵などの際に着るものにして

○て動作に便りよければなり。その他上に着るものに直垂水干あり、ともに進退に便なる服にして、官位ある人は平常の着服とし、無位無官のもの及び卑賤の民は禮式の用に供す、いづれも袖括あり、袴にも括緒あり、衣の縫目には絲または革の緒を結び綴ぎ、これをきく綴ぎといひ、始めは縫目の縫ひざらんがためなりしが、後世は裝飾に用ふるに至れり。直垂と水干と異なるところは、うの襟甲は方領にして乙は盤領なるにあり、されど水干もこれを着るときに襟を内に曲げ垂るゝことあり、また狩衣直衣といふは高官の人が衆人と等差を立てんがために狩衣に襦を付けたるものにて、そのさま直衣に似たればこれを小直衣ともいへり。

女子の服飾 女子の服飾には唐衣、裳、表着、袖單に衣といふ袴、領巾、裙帶等あり。唐衣はまた背子といひ、表着の上に着る、男子の袍に當り、禮服にして長甚だ短かし。表着の下に襦を着る、襦は襲ぬること廿餘枚に至るもあり、後世はその數を五つと定めたるが故に五衣といひ、また襲ぬる衣の數多きを稱して十二一重ともいへり。その下に打衣、單などを着る。體の下部には襦の下に袴を穿き、後に表着の上に裳を着く。領巾、裙帶はこの時代の末に至りては用ふることをなし、これ全く廢れたるにはあらず、便宜の爲めに裳と合して一物となしたるならん。小褂は略儀の服にして男子の直衣に相當し、唐衣の代りに表着のうへに着るものなり。細長は主として貴婦人の用ふる服、汗衫は始めは男女ともに用ひたりしが、後には主として童女の上に被るものゝ名となれり。晴れの儀には頭に釵子

欠

MISSING

茶は前期聖武天皇の朝既に行茶の式あり、蓋し僧侶が唐に至りて我國に傳へしものにして、爾來多くは僧侶の間に行はれたりけん、嵯峨天皇の滋賀唐崎に行幸ありしとき梵釋寺に於て大僧都永忠が煎茶を奉つれるを賞し、五畿内、近江、丹波、播磨等に其種を植ゑしめたまへり。その後稀には用ひられたれど、何時しか種も絶えて名をだに知る人もなくなりぬと思はる。

第七章 冠婚葬祭

第壹節 婚姻

世態淫靡浮華に流るゝに従うて春情早く萌し、婚期夙に熟するは當然のことにして、この時代には實にちの現象を呈はし、男女十二三歳にして既に情を通じ或は嫁娶するもありき。嫁娶の約を結ぶまでは前に述べたるが、既に其約定まれば、曆道に従うて結婚の吉日を撰ぶ、陰陽不將日を最吉とし、未成の日、伐日、三伏月殺、徃亡、歸忌、無翹、上絃、望晦、厭厭、對天狗、八龍、七鳥、九虎、六蛇、五墓等の日を忌む。かくてその當日になれば男は日暮れて後従者も少く、密かに女の許に訪れて濃かに行末の事などを契る、さて鶏鳴曉を覺ゆれば情を傷つて未明に歸る、男歸りて後直ちに後朝の書とて昨夜の名残の盡きざりしことも情深くしたゝめて女の許に寄するに、女も返書をその使に托する習ひなり。女の父母は男の容貌品位など細やかに聴き、その意に適はざるときは女を誠しめてこれを絶

たしむかくて若し男の書を寄することを怠りて正午に至れば、これ我に心のなきなりとて女自らも其親兄弟も心憂きことにす。さて次の夜も密かに遅く來つて朝疾く去り、書を寄すること初夜に同じ、第三の夜には三日の餅とて餅を作りて男も女もこれをお、大抵三ツづゝ用ふる式なり。この夜か、または一二日後れて、女の方には酒肴を設けて、婢と其従者などを饗す。此時始めて舅婿面を會はする式ありて互に酒を酌みかはす、これを露顯（あきらかに）の式といふ。その翌朝よりは婿は朝も日開くるまで女の許を去らず、始めて明々地にうの家に出入するなり。斯くて後夫妻の情日を追うて密に、夫はこの婦と生涯を共にせんと決したるときは、これを正妻として己の家に迎ふ。高貴の人の對の家など多くもちたる人はたとひ本妻ならざるも數人の女をうの家に置くことあれど、普通には正妻の他に女と居を共にせず、己より女のもとに通ひ行く習ひにて、女はさまざま男のこゝとを後見（しごみ）し、衣服などは皆縫ひて男に與へたり。

一夫多妻の風は前期已來禁せられしも猶ほその風を存し、一條帝には皇宮と中宮との二后あり、後冷泉帝には皇太后皇后、中宮の三后おはせり、これ藤原氏が權略に出で、止むを得ざることをながら、人臣にも藤原師輔には三人の正妻あり、藤原道長には二人の正妻あり、また其父藤原兼家も三人の正妻を娶りしかば、世人三妻（さんさい）といへり。斯くの如き爲めに婦女の間に嫉妬を逞うし相撃ち相闘ふことも稀ならず、かの兼家の三婦もまた嫉妬の爲めに争闘すること三日に及びきといふ。當時下流社會には後妻打（おしなう）といふことありき、これまた婦女の嫉妬より出でしことにて、委くは猶ほ室町時代に至りて述ぶべし。

第二節 出産

夫妻情濃やかにやがて懷孕して目に立つほどに至れば吉日を撰びて腹に帯を纏ふ、これ後世のいはた帯なり、但し當時の腹帯は衣の上より纏きたるものならんかといふ。また社會既に落靡の風に浸染せしからは當時墮胎の多かりしも怪むに足らず、またこれをなすをも甚しき不徳とも思はざりしが如し。さて臨月に及べば産屋を設けて産婦はこれに移り、例の不斷經などを讀ませ、産氣切りに催せば多くの僧侶を聘して加持祈禱を行はせて物の怪を去り、安産を得せしめんとす。既に分娩すれば臍帯を截る人、乳付の婦などを皆預ねて定めありてその事をも執り行ふ。胞衣は土中に藏む、一に吉日吉方を撰びてこれをなせり。嬰兒はやがて侍仕の人々これに傳きて湯殿に至り、産湯（うぶゆ）の式を行ふ。まづ湯をあひせまた迎湯（むかゆ）を參らす、沐浴の間は弓絃を鳴らして惡魔を避け、僧侶は護身の法を行へり。嬰兒若し男子なれば文章博士を招きて高欄のもとに立たして孝經史記などを誦讀せしむ、天子には殊に孝經天子の章を讀めり。

その前後の頃、殊に御湯殿にては事に與かる男女の衣裳調度など皆白色なるを用ふ、産婦の帳臺などもまたしからしものにして、これまた清淨を尙ふ風に出でたるなるべし。また出産の前後には散米（ちりまい）といふことをなせり、これ米を室内に撒することにして邪氣を拂はんがためなり、恰も追儼の式に豆を撒して惡鬼を追ふといふに同じ。この散米は

出産の當時に限らず、嬰兒の側には常に米を備へて夢におそはるゝ時はこれを撒する習ひなりき。また天兒あまごとて人形を作り、これをその側に置く。諸の災惡はすべてこれに負はせんが爲めなり。

産後三日、五日及び七日には親類眷族更るゝ産養うぶやしなひをなす。産養とは期日を定めて親族より産婦の衣裳、嬰兒の襦袢、その他屯食椀飯などを産家に贈りて祝意を表し、賀宴を開くことなり。五十日に至ればまた五十日の祝を催して親縁知己の人を饗す。その時には嬰兒にも小やかなる羹、皿箸などを設けてこれに供するなり。年の始めには戴餅いたまもちとて小兒の頭に餅を戴かせて、祝詞を演べて賀することあり。例之ば才學は祖父の如く、文章は父の如くなれなるといふ祝詞を唱ふるなり。

第三節 元服

小兒成長して十歳以上に至れば元服を行ひ、始めて成丁の人となる。元服また「うひかうぶり」といふ。これをなす年齢は古來一定の制なかりしが、年を経るに従ひて其制益々紊れて、遂には十歳以下にして元服をなすもの多し。元服の以前は男子の髪は前期に於て叙べたる如く總角そうかくといへり。元服するに及びて髪かみの端を剪り、これを束ねて頂にて紫色の元結を以て結ぶ。うの上に冠を被さするなり。

女子の髪は元服以前は振分髪にしてこれを海松うみまき總なるといひ、垂れ下げたるのみなりしが、元服に及びて背にて束ね更に長く垂れしむ。またこの時までには汗衫を着て童形なりしを、元服に至りて始めて裳を着せしむ。裳を着るは男子の冠を被ると同じく、成年に至れることを表はすなり。されば女子の元服は裳着と名つけたり。

元服の日時は甲子丙寅を吉とし、丑を凶とす。殊に正月を吉として天子のは必ずその一日より五日に至る間を擇ばる。次に二、三、九、十、十二月を吉とし、四月を憚り、五月は大暑を避けてこれを爲さず。服忌諒間にはこれを忌む。皆夜陰にこれをなせり。これ等はすべて陰陽師の勘決するところにして、後に民間にては鬼宿日きじやくにちを擇び冠者の向ふ方角にも玉女聞神を吉方とせり。

冠をひきいるゝ人、裳の腰を結ぶ人は共に一族の殊に勝れたる人を撰びてこれを執り行はしむ。天子には必ず太政大臣奉仕す、太政大臣なきときは更にこれを任じて奉仕せしめらる。皇太子には必ず其の傅これを勧めたり。男子元服の夜は則ち添臥そゐの女を定めて妻とせしことこの頃の習なりき。

第四節 喪葬

古來厚葬の風は益々加はりしかば、桓武天皇の延暦十一年、葬儀の制に諭じ、豪富の市人、貴賤の序を紊り、隊伍を列ね、幢幡を翻へし、葬り了れば酣醉して歸るとしてこれを嚴禁せらる。其十六年に諸司の服忌未だ終らざるに私に吉服に更むることを禁せらる。承和九年、嵯峨上皇崩御に臨み遺詔して葬儀を薄くし、柩を挽く者、燭を乗る者、各々十二人とし、從者二十人に過ぎざらしめ、土を封せず、樹を植せずして山陵を起すことなく、別に國忌を

設くることなからしめたまひしかば、葬費僅かに商布二千段、錢一千貫文のみなりき。これ等は皆喪葬の式を正し、節儉の風を奨めらるゝ所以にして、また當時高貴富豪の厚葬をなすものありしを知るに足るべし。天子薄葬を尙びたまふ風も其極に達し、淳和天皇は萬乗の重きを以て、遺詔して茶毘の後は御骨を碎き、大原野の西の山に撒せしめて、山陵を起すことなからしめらる。當時中納言藤原吉野諫めしかども、聽されざりき。帝王の山陵は第三期用明帝より文武帝に至るまで凡そ十陵、特に瓢形の制を變じて圓形にし、石棺を南面せしめ、石を累ねて羨道をなし、また溝を環らさず、厩戸皇子壽藏を河内の磯長に治む、またこの制なり。寧樂の朝に及びては概ね山によりて起し、其制舊に復したりしも皆南面せしむ。平安遷都の後は京郊の地を撰びて平地に築きたり。嵯峨帝以後は遺詔によりて葬儀を薄うし、甚爾たる圓丘を起せしのみ、文德帝の陵瓢形なりと雖も、大さ古へに比すべくもあらず、殊に淳和、宇多の兩帝の如きは山陵を起さざりき。後遂に茶毘の餘燼遺骨を佛寺に送り葬り、樹を植ゑ、或は率塔婆を墓標となすのみとなりたり。天皇の謚號も概ね葬後に贈るを例とせしが、宇多帝以後はこのことも止みたり。民間には土葬のほか棺に石などを結び付けて水中に沈むる水葬の式をなすもあり。都鄙ともに尙ほ屍體を山野に棄つるもの多し、中には棺に歛めたるもあれど多くは屍體ばかりを捨て、鳥獸の食るに任す、殊に疫病の流行して死する者多き時には、山野に送る暇だになくて路傍に屍骸を委積したり。承和九年には加茂河原等の間、縋五千五百餘



梅圖五十

(山廟御峨嵯北郡野葛國城山) 陵の皇天峨嵯

頭を拾ひて焼かしめられしことありき。また何時の頃にか京師羅城門の樓上には骨骸
堆積し、密かに其處に至りて死人の髪を偷み取りて盤に作るものもありき。
佛教盛に行はれてより殊に火葬を行ふもの多く、京師の人は多く烏部野を荼毘所とな
せり。貞觀十三年制して五條荒木の西の里、六條久受の里、十條の下石原の西外の里、十一
條の下佐比の里、十二條の上佐比の里等を京師庶民の葬地と定む。後世京師に五三昧塲
あり、阿彌陀峯、舟岡山、烏部野、西院竹田これなり。或は云ふ、東寺、四塚、三條河原、千本、中山延
年寺、これを五墓所といふと。喪服は鈍色にして死者との親疎に従ひて濃淡を異にする
こと前期と同じく、わけて重きは乗車調度に至るまで總て鈍色のものを用ひたり。
死人の住みたる跡には僧侶を招きて讀經せしめ、或は直ちにその家を寺に變ふるもあ
り。遺骸を埋みたる所には石碣、または率都婆を立て、墓標とす。七日、七七日など折々の
讀經供養ありて、一周年に當りたる日には御はての業と名づけて、また僧侶を聘して誦
經供養せしむ。この日に至れば重服の人も皆喪服を脱ぎて平服に更むるなり。これを最
終の法事として、この上に三周忌、七周忌などの法事を行ふことは未だなかりき。

第八章 年中行事

上古の政治は簡易を旨とし、要ありて後に事を行ひ、實ありて後に名を命せしが、前期以
來泰平日久しく安逸遊樂に馴るゝに従ひ、何事も儀式を重んじて、實蹟を擧ぐるよりは

寧ろ表面を飾るを好み、朝政年を遂うて衰頽し、禮典を擧ぐることもまた昔日の如くならざるに及びて却つて區々たる法文に拘泥し、年中行事などを命けて豫め一年中の儀式典例を定むることとなりたり。さればまづ即位大嘗會の大禮のさまを叙べ、これに續きて諸の神祭佛會を始め節供宴會等に至るまで當時行はれたる恒例及び臨時の公事を記して、その如何なりしかを知らしむべし。

天皇始めて四海に君臨したまふときはまづ即位の禮を行はる、即位といひ、踐祚といふももとの別なく、踐祚即ち即位にして、その式は詳ならねど雄略天皇の頃には既に壇を設けてこの儀を行ひたまひき。大寶の制には踐祚の日天神の壽詞を奏し、忌部神璽、鏡劍を奉つることとせり。此期に至り平城天皇の頃より漸く受禪と即位と時日を異にし、宇多天皇に至りて始めて禮式を別にせられしより例となりて、踐祚の儀は神器傳承の式として紫宸殿にて行はれ、即位の禮は百官萬民に告げらるゝ式として大極殿に於て行はれけり。陽成天皇即位のとき大極殿災ありしかば即位の禮を豐樂殿にて行はれ、冷泉天皇の時も故ありて紫宸殿にて行はれ、後三條帝は大政官廳を用ひ、安徳帝は紫宸殿を用ひたまひき。治承の初め大極殿焚けろの後建築したまはざりしかば、後鳥羽帝以後は大政官廳にて行はれたり。

元明天皇即位の時に大赦ありて例となり、聖武天皇即位の日に官僚の叙任あり。この期に至りて即位灌頂のことあり、これ高御座の四隅に水を置きて天子の頭に灌ぎ、咒文を唱ふることにて、或は嵯峨帝の僧最澄と計りて定められし所なりといひ、或は後三條帝の時に創まれりともいふ。即位の後には大嘗會あり、齋宮齋院の卜定あり。また桓武帝以後は使を遣はして伊勢大神宮に幣帛を奉り、即位の由を告げたまふ、これを由奉幣といふ。其使は諸王若くは忌部、中臣の二氏を以てす。淳和帝以後、十陵五墓及び宇佐神宮へも使を遣はして事の由を告げらるゝこととなりたり。また即位の節、仁王會をも行はれたり。すべてこれ等は一代一度の禮とす。

大嘗會は大祀なり。大中小の祭祀のことは既に前期に於てこれを述べしが、今延喜の式制を見るに、大祀は大嘗祭のみにして、中祀は祈年、月次、神嘗、新嘗、加茂等の祭、小祀は大忌、風神、鎮花、三枝、相嘗、鎮魂、鎮火、道饗、圓、韓神、松尾、平野、春日等の祭なり。さて大嘗祭は天皇七月以前に即位したまへば當年、八月以後なれば翌年これを行ひ、日は十一月下の卯を用ふ。先づ悠紀主基の國郡の卜定あり、この撰にあづかりたる國司、大嘗のことを奉行し、其郡より大嘗に用ふる酒飯を製すべき稻實を奉つる。その中、悠紀は天神を祀り、主基は地祇を祭るなり。九月には齋塲を造り、こゝにて神事の服を織り、悠紀主基の兩國及びその他の諸國より奉つりたる供物をこゝに貯ふ。十月には諸國に使をつかはし、大祓をなさしめたまひ、天皇も自ら川上に臨幸ありて禊を行はせたまふ、これを御禊の行幸といひ、淳和帝以來は多く加茂川の邊に於て行はれき。十一月に至れば祭も近づきぬ、前だつてと七日ばかりにして、大嘗宮は造り果せぬべし、この宮分つて二區となし、東を悠紀院、西

を主基院といふ、共に門は楛を編みて扉となし、柴を列ねて垣となす、殿の柱梁は黒木を用ひ、青草を以てこれを葺く、床はなくて地に束草を敷き、その上に竹簀を置き、簀の上に席を列べ、御坐には白端の御帖を布く、器物は白木造りの物及び盃盤などには多くは葉盤を用ふる習ひにて、すべて上下簡潔にして質樸なる風を更められざりしことを知るべし。かくて下寅日までは内外の諸事すべて整齊し畢んぬ。大嘗祭の當日には戌の刻に天暉始めて警し、廻立殿に臨みて御湯を供奉したまふ、その事終りて主殿官松明をかかげて迎へ奉り、大嘗宮に入らせたまふ。先づ悠基殿に入りたまふ間、吉野、國柄、古風を奏し、悠紀、國司、歌人を引いて國風を奏し、諸部古詞を奏し、群官拍手歌舞す。さて悠紀御膳を薦め奉つり、薦享のこと訖りて後、廻立殿に歸りたまひてまた御湯を供奉し、御服を改めて主基殿に入らせたまふ、其儀式悠紀殿に於けるが如し。辰、巳、午の三日には天皇豊樂殿に臨みたまひて饗を諸臣に賜ひ宴會の儀あり、舞樂には國風、和舞、田舞、久米舞、吉志舞、大歌、五節舞を奏す、叙位賜祿あり、訖りて解齋をなし、祓を行ふ。

齋宮、齋院も一代に一度即位の時に撰定せらるゝなり。天皇即位あれば内親王若し内親王なければ諸女王の未だ嫁せざる者を卜定して齋宮としたまふ。先づ宮城のうち便宜の所を撰びて初齋院となし、齋王は祓禊してこゝに入る。翌年八月また城外の淨野を卜し野の宮を造りてこゝに遷り、その翌年の九月に伊勢齋宮に赴くなり。加茂齋院の儀も略ぼこれに同じ。齋宮は後宇多天皇の朝を限りとして、その任命の儀絶へ、齋院は室町時

代の季世、朝廷大いに衰へしかば、土御門天皇以來その事行はれずなりき。

加茂祭、加茂社は別雷命を祭れるを上加茂といひ、其母玉依姬を祭れるを下加茂といふ、上下二社合せて加茂大神といへり。平安城の城隍神たるを以て、延暦遷都以來殊に崇敬篤く祭祀の優厚なること此時代に於てこれに過ぎたるはなく、唯だ祭といへば既に加茂祭に限れり。祭日は四月中の酉中の酉なきときは下の酉を以てし、公私ともに葵の莖を懸く。朝廷にては近衛中將、少將より祭の使を撰びて、御禊あり、先づ紫宸殿にて使の馬鞍以下を天覽あり、斯くて近衛使は社に至りて奉幣し、供奉官人等を引き具して一條大路を渡る。鹵簿最も壯觀にして、京中の老幼先を争ひてこれを觀る。宮主、内藏、中宮、東宮よりの御幣、御使、齋院の御輿、腰輿、兵衛、近衛、陪從、宣旨、内侍、女房等の車、さては轉櫃、器物を擔へるものもあり、檢非違使部下を率ゐて警固し、その盛なること言語に絶わたり。祭儀畢りて朝廷にてはまた還立の儀あり、祭使は祭儀の畢れる由を復奏す、大抵夜に入りてし階前に庭燎を燒きて舞樂を奏す。當時後宮の侍女清少納言、この祭の光景を寫していへらく、

祭のかへさいみじうをかじ。昨日は萬の事美はしうて、一條の大路の廣う清らかなるに日の影も熱く車にさし入りたるも眩ゆければ、扇にてかくし居なほりなごし。て久しう待ちつるも見苦しう汗なごもあへしを、今日はいと疾く出で、雲林院、知足院などのもどにたてる車ごも葵桂とうち萎へて見ゆ。日は出でたれを空は猶ほ

うち疊りたるに、いかで聞かんと目をさまし起きぬて待ちたる杜鵑の數多さへあるにやと聞ゆるまでに鳴き響かせば、いみじうめでたしと思ふほどに、鶯の老いたるこゑにてかれ似せんとおぼしくうち添へたるこそ悪けれとまたをかし。何時しかと待つに、御社の方より赤き衣など着たる者どもなを連れ立ちて来るを、いかにぞ事成りぬやなどいへば、まだ無期なを答へて御輿、腰輿など持ちて歸る。これに奉つりておはしますらんと目出たく、けちかくいかでさる下司なをの侍らふにかと恐ろし。遙かげにいふ程もなく歸らせたまふ。葵より始めて青朽葉なをのいとをかしく見ゆるに、所の衆の青色白襲をけしきばかり引きかけたるは、卵の花垣根近う覺えて、杜鵑も陰に隠れぬべう覺ゆかし。昨日は車一つに數多乗りて二藍の直衣あるは狩衣なを亂れ着て、簾取り下し物狂ほしきまで見えし君達の、齋院の垣下にて日の装束うるはしうて今日は一人づゑをさく乗らるる後に殿上童のせたるもをかし。渡り果てぬる頃にはなごかさしも惑ふらん、我もくど危く恐しきまで前に立たんと急々を斯うな急ぎなをのどやかにやれと肩をさし出で制すれと聞きもいれぬはわりなくて、少し廣き所に強ひてとよめさせて立ちたるを、心もとなくにくしと予思ひたる。きほひかゝる車なをも見やりてあるこそをかしけれ。(枕草紙)深く加茂神を崇信する心には四月の祭のみに飽かずして、宇多帝のときより別に臨時祭を行はる。十一月下の酉日を以て祭日と定め、祭の前には試樂あり、後には還立の儀ありて神樂を奏す、その盛なること四月の本祭に遜らざりき。

春日祭は貞觀元年より始まり、毎年二月、十一月の上の申に行はる。この社は藤原氏の神を祀ればその威勢も自ら尊くして、近衛使を立てたまふことなど加茂祭の儀に同じ。されど春日は京より路遠くして、后宮その外の女流の參詣に便あしければとて、桓武帝の暫く長岡に都したまひしときは、大原野に春日神を分ち祭りしが、また貞觀の頃には吉田に同じ神を祭り、各別にその祭ありき。

石清水八幡は貞觀元年大安寺の僧行教の宇佐より分ち祀りし所にて、八月十五日をその放生會とし、延久二年より行幸に準せらる。その臨時祭は天慶の亂平らぎて後、報賽の爲めに行はれしを始めとし、天祿二年よりは毎年のごとくなれり。稻荷社は藤森にあり、桑氏の祖神を祭れりといふ、これを興せしは一に僧空海の方なり。二月初午には若若男女の參詣を接ぎぬ。其祭は四月上の卯にあり、この時代の季には甚だ盛にして神輿渡御の間、歌舞雜技を演じ、觀る者山を築きたりき。その他諸社の祭祀數多けれども煩はしければ略せん。

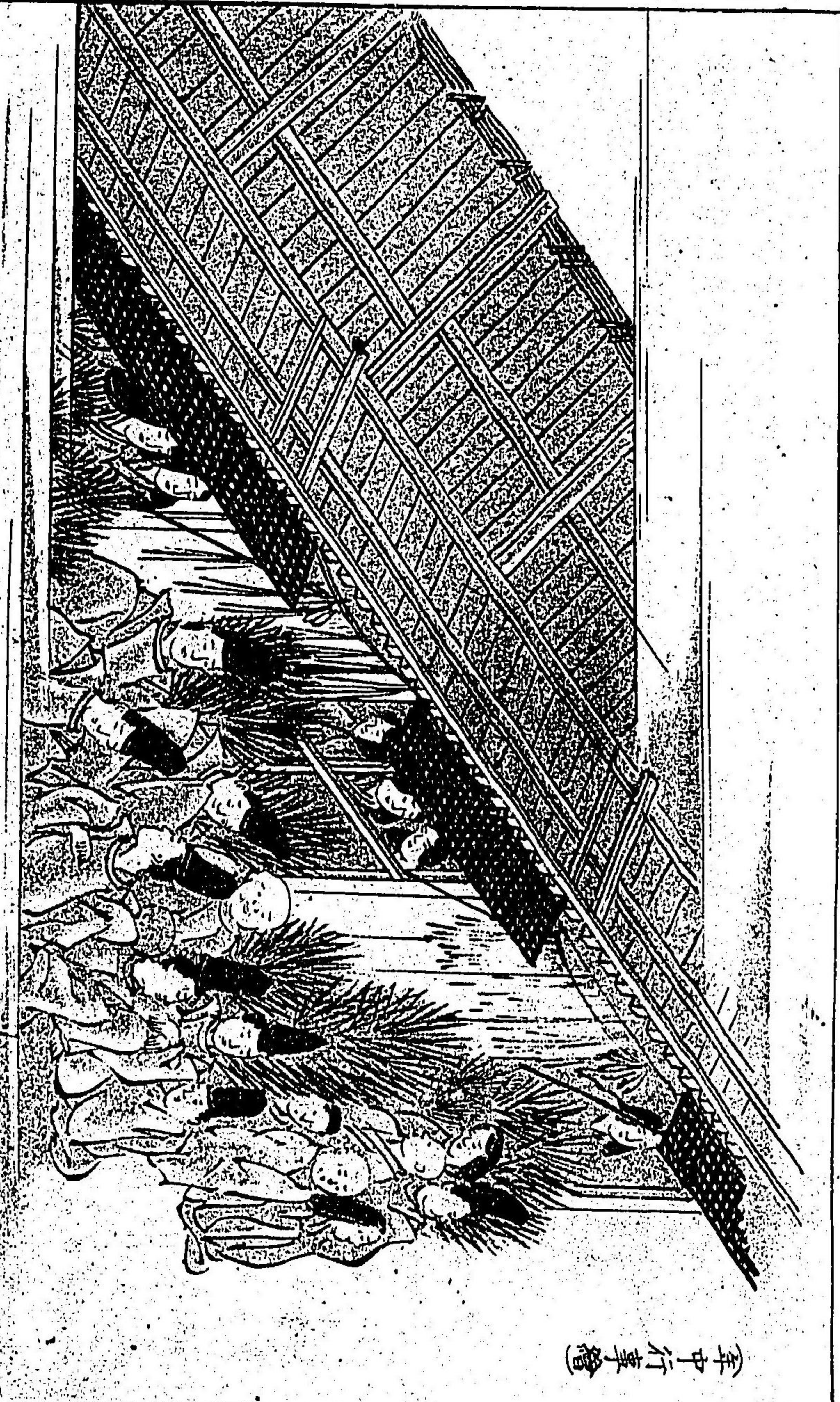
六月及び十二月の晦日には大祓あり、また毎月七瀬の祓あり。歳末に至れば荷前（かみまへ）とて十陵五墓に幣帛を奉らるゝことあり、内侍所の御神樂には一條天皇の時より主上行幸ありて神樂を奉られたりき。此時代の季、天皇の京邊の諸社に詣したまひしこと多かりしより恒例となりて、後の天

皇またこれに行幸あるに至りき。今諸社の行幸始めをいは、加茂は天慶五年或は云ふ承平五年と、朱雀帝に、石清水は天元二年圓融帝に、春日、松尾は永祿元年、大原野は正暦四年、北野は寛弘元年、ともに一條帝に日吉、稻荷は延久三年、住吉は延久年間、祇園は同四年、ともに後三條帝に始められたり。この次で行幸の鹵簿をいはんに、前陣には京職、神祇、内藏、彈正、兵部、民部、雅樂、治部、式部官吏、隼人、少納言、王卿、左右の近衛など次第に列なり、中央には御輿あり、女官、侍中これに従ふ、後陣には典藥、内膳、造酒、主水、内藏、圖書、内匠、主殿、大藏、縫殿、宮内、大舍人、掃部、大膳、木工、大炊、右兵衛、後には右衛門殿す、これを正式となす、神社行幸の儀はこれに従はずして頗る簡略なり。

佛事をいへば、正月には八日より七日の間大極殿にて最勝王經を講せらる、この經は殊に國家鎮護の功德ありとて年の始めにまづ講せらる、これを御齋會といひ、延暦元年より恒例と定まりぬ、その結願の日には内論議あり、また同じ日數の間、眞言院御修法あり、大元師法あり、十八日には仁壽殿觀音供あり、こは毎月其日に修せらる、二月には臨時仁王會とて日を撰びて仁王護國般若經を講せられ、十五日には興福寺の常樂會あり、二月と八月には季御讀經あり、三月七日より七箇日の間は、大和藥師寺の最勝會にて、天長七年より執り行はれたり。

四月八日は釋迦佛誕生の日なれば、灌佛の式あり、この佛生會は推古天皇の時より始まりき、比叡の舍利會は貞觀二年、僧圓仁の始めて行へるなり、五月の最勝講は寛弘の頃に

佛生會



(佛生會)

平安時代京都市街の正月

始まり、五箇日の間清涼殿にて最勝王經を講せらる。六月四日は傳教大師の忌日として延暦寺に六月會あり、十四日には祇園御靈會あり、此神は素盞鳴尊にして牛頭天王と稱し、貞觀十一年に播磨國廣峯より今の京八坂里に移せりといふ。

七月八日は奈良の文珠會にて天長十年より始まりき、十四日は孟蘭盆の式なり、興福寺の法華會は九月卅日より七日の間ときこゆ、同寺の維摩會はもと藤原鎌足が病氣平癒の爲め維摩經を轉讀せられしに起り、其忌日なる十月十六日に執行せらる、十月十日より十六日まで維摩經を講せらるゝなり、この維摩會と大極殿御齋會と藥師寺最勝會とは三會といひて最も盛なりき、十二月に至れば十九日より三日間、御佛名あり、三世諸佛の名號を唱へて六根の罪障を滅する爲めなりといふ。

國忌といふは先皇崩御の日に當りて法事を行はるゝことにて、持統天皇の時より始まり、僧侶を請じて轉經禮佛あり。儒教より出でたる儀式には釋奠あり、二月八日の上丁日に孔子及び十哲の像を祭ることにて、大寶元年より始まりき、陰陽道より起りたるものに御燈、うの他のこと少からず、御燈は三月三日に北斗星に燈明を奉りてこれを祭らるゝ式にて、延暦十五年より始まりき、追儺は十二月晦日に行はれ、桃弓蘆箭を以て邪鬼を拂ふなり、慶雲二年疫癘の行はれし時より始まりきといふ。

治政に關する儀式には正月五日、六日に叙位の式あり、女官の叙位もその頃吉日を擇び

て行はる、同十一日より三日間、あまためし召除目あり、この時には専ら外官を任せらるゝなり、京官除目は三月に行はる。この頃官職に任せらるゝはまづ己より申文とて何々の官を望むよし記して上つるを評議の上これを許可し、不當なるは許されざるなり。正月にはまた外記政始、吉書奏あり。二月十一日には列見の式あり、百官花を挿頭して参朝す、すべて式部、兵部の兩省より諸司の上日を撰成するを列見といひ、そを書き集めて奏するを撰階の奏といひ、此人々を擇び出して職を定むるを定考かきりといふ、撰階の奏は四月、定考は八月に行はる。九月には不堪田の奏あり、また毎月一日に視告朔しきこくとて天皇大極殿に出御ありて前月の公文を進奏せしめたまふことあり、後には四孟月或は二孟月にのみ行はれ世亂るゝに至りては全く廢せられたり。

節供宴會その他の年中行事をいへば、正月元日寅の刻に四方拜あり、天子自ら屬星を唱へ天地四方山陵を拜し、年災を拂ひ、寶祚の久しからんことを祈りたまふ。四方拜終りし後、辰の刻に大極殿にて朝賀の儀ありて、群臣の賀を受けたまふ。孝徳帝以來の大儀にして、嵯峨天皇に至りて大いに備はりしが、正暦の頃よりまた省畧せられて小朝拜を以てこれに代へらる。こは清涼殿にて行はるゝ儀式なり。弘仁以後元三の間は屠蘇、白散、度嶮散の御藥を服せらる。

元日節會、白馬節會、踏歌節會を三節と稱し、年頭の大禮とす。古へはいづれも豐樂院に於て行はれしが、後には紫宸殿にて行はる。元日節會には曆氷機腹赤ひのたかむしほらの奏あり。白馬節會は七日にして御弓みゆみの奏あり、馬寮より白馬を牽かせて、御覽に供ふ、共に宴を開きて百官に酒食を賜ふ。踏歌節會は十六日に行はれ、古へは「あらはしり」といへり、男踏歌、女踏歌の二種あり、男踏歌は朝廷より始めて大臣大將の家々をも廻りありきたりしが、後世は女踏歌のみ行はるゝことゝなれり。内宴といふはうちうちの節會なり、廿一日の頃に仁壽殿にて行はれ、文人の題を賜はり詩を作ることあり、舞樂ありて甚だ盛なり。弘仁年中に始まりたるが、長元の頃より絶えたること凡そ百年、保元平治の頃再興して一二回これを行はれたりと雖も、その後復た永く絶え果てたり。

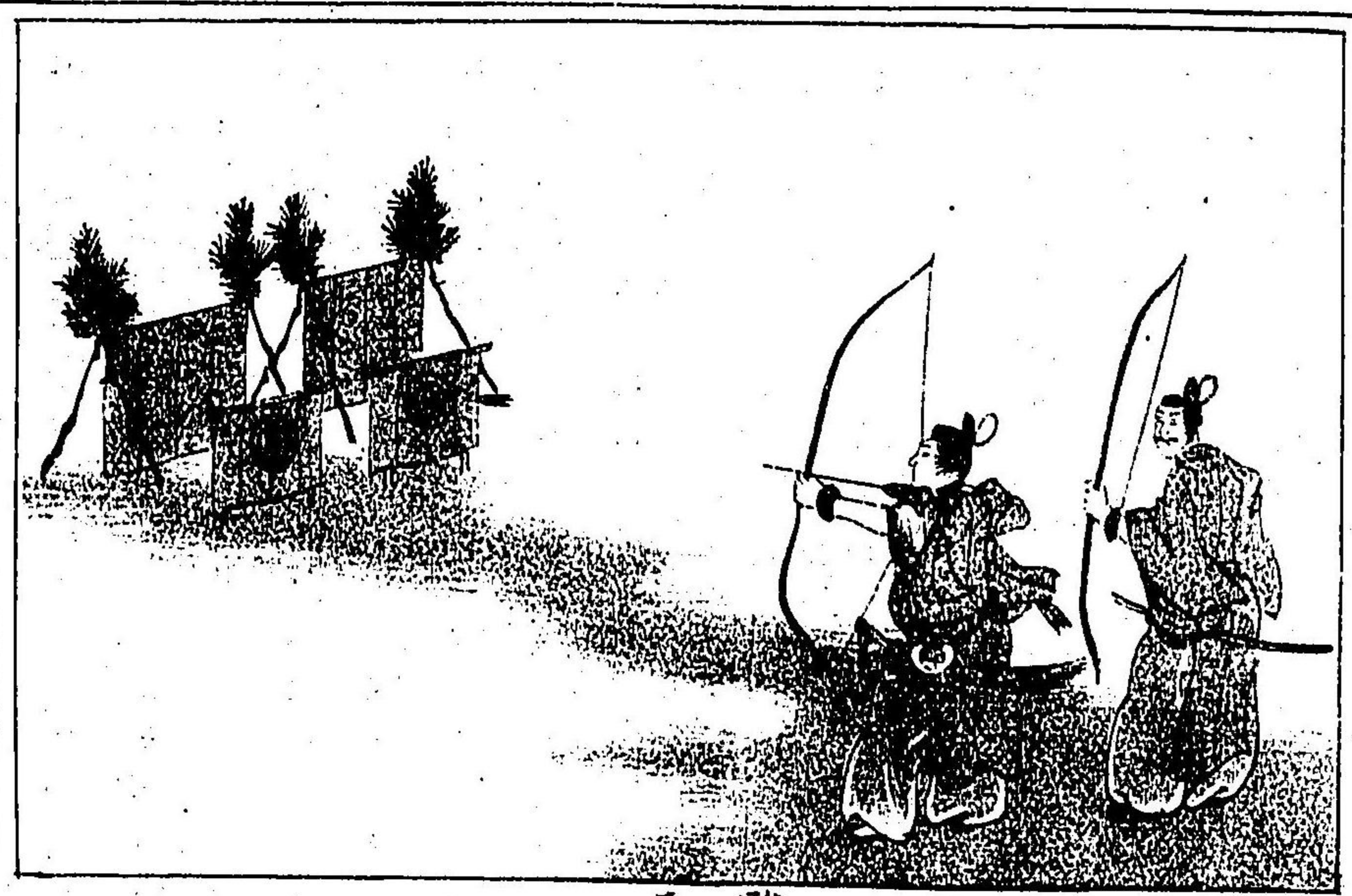
正月上の子の日には若菜を摘みて貴賤これを食ふ、また子の日の遊あり、人々野に出で「子の日す」とて松を曳き歸りて千歳の齡を延ぶと祝す。圓融上皇の子の日の御遊の如きは有名なるものにして、船岳の小松原に遣水を回らし、石を疊み砂を布き、唐錦の平張を立て、簾をかけ、板敷を布き、高欄を渡して錦の幕を引き繞らしつ、百官その中に供奉して、歌の御遊みまひありき。さて十五日は餅粥の節供なり、粥をかき廻したる木を粥杖といひ、これにて女の髻を打てば、懷妊すべしとて、當時専らこの職をなせり。節供は宇多帝の寛平年間にその日を定められ、正月十五日、三月三日、五月五日、七月七日、十月初めの亥の日、に於て時差を供せしむ、徳川氏の世に五節句を定めたるもこれに基けり、但し十月初めの亥、玄猪の節供は後世これを五節句のうちうちに數へず、九月九日重陽、宴を以てこれに代へたり。

射禮は上古よりあり、大寶の制、正月中旬を以て式日とす、天皇豊樂殿に出御あり、親王以下初位以上の射術を見たまふ儀なり、その翌日は賭弓なり、賭弓は貞觀二年始めて行はれ、天皇弓塲殿に於て觀覽あり、左右近衛、左右兵衛の四府の舍人射を競ふ、勝の方は負の方に罰酒を行ひ、また自ら舞樂を奏す、勝方の大將の家にて還饗とて、射手に饗を賜ふとあり、負方は宴に預らずして早く退出す。

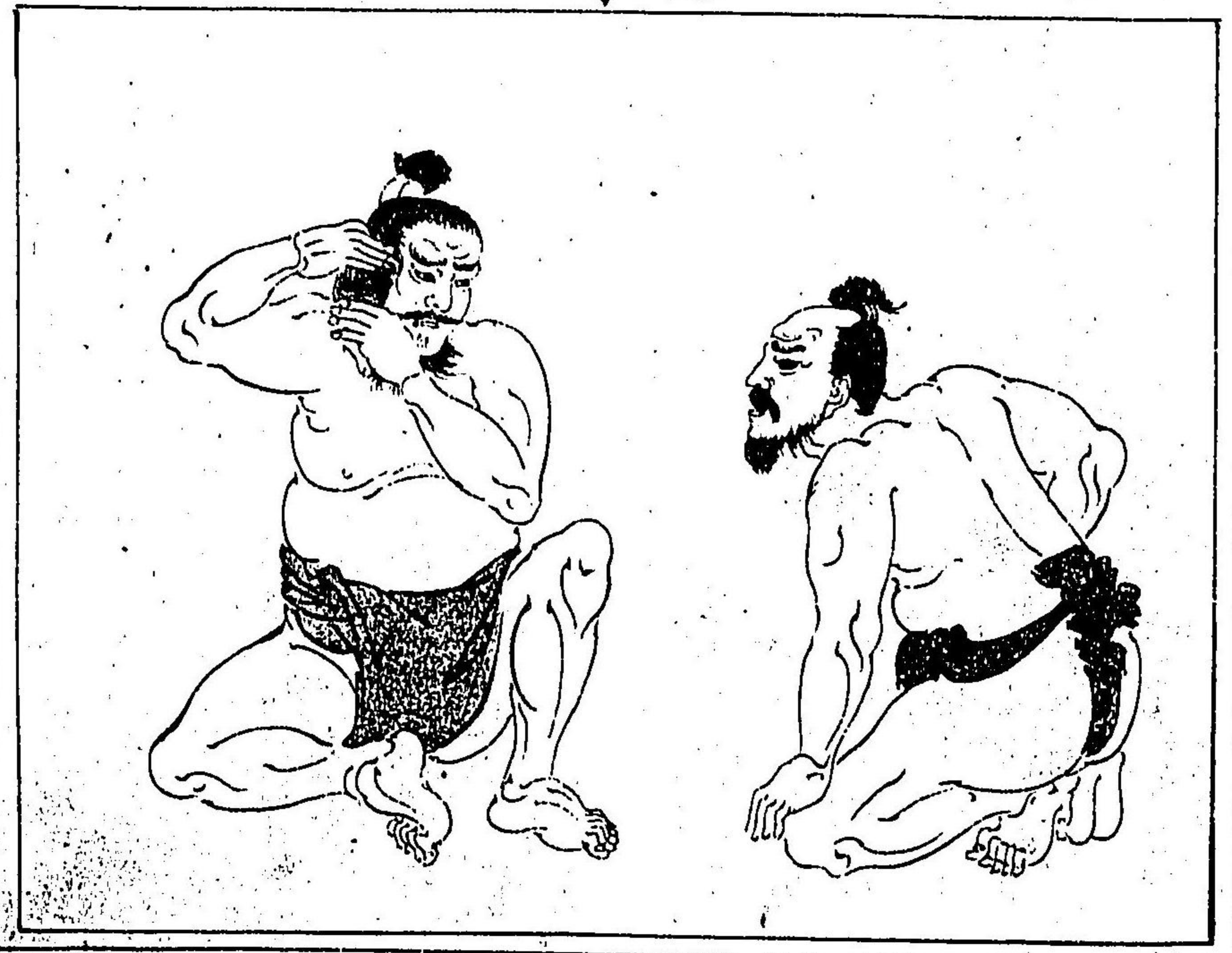
三月三日、曲水宴なり、上古は三月上旬巳の日を用ひられしが、文武天皇の頃より三日を式日とす、四月の下旬に駒牽あり、天皇武徳殿に出御ありて、諸牧の馬を牽かせて觀覽せらる、來月の騎射の用にとて牽くを先づ天覽あるなり、貞觀の頃より始まれりとかや、八月中旬にも駒牽あり、信濃の勅旨の牧の馬六十匹を牽らしめたまふなり。

五月五日、節會なり、天皇武徳殿に出御ありて、宴會を行はば群臣に饗を賜ふ、この節會は當時最も盛にして上下どもにもてはやして、百敷の大宮よりあやしき賤山がつの家に至るまで、皆檐に菖蒲蓬を懸け列ねたり、また藥玉とて五色の糸を以て花の束の形を作り、その中に藥を籠めたるものを懸く、こは九月重陽の日までそのまゝにしてこの日に菊を取り替ふ、正月の卯の日に卵籠を懸くるも、其意全しくて、何れも邪氣を拂はんがためなり、同じ頃、左近右近の馬塲に騎射あり、三日より六日に至る。

七月七日の夜には天上にて牽牛銀河を渡りて織女に會ふと言ひ傳へて、清涼殿の庭に四脚の机を立て、種種の供物を載せ、燭を點しなどして二星を祭らる、この儀天平勝寶



弓賭



相撲人

七年に始まり名づけて七夕祭といふ公私ともに供物をととのへ志願の事を記してこれを祈るに三年の内に必ず驗ありといへりさればまた乞巧奠といふ同じ月また相撲節會あり諸國に使を下して力士を擇ばしめこれを召し上せてその角技を觀覽あり神龜三年に始まりこの期に盛なりしが朝廷の紀綱の弛ぶに従うて久しく行はれず保元三年に再興したまひしがそれもまた一時のことなりけらし。九月九日は重陽の宴なり茱萸の囊を帳に懸け菊を瓶に挿す天皇紫宸殿に出御ありて節會を行はれ群臣に酒食を賜はり詩文を作らしめらる。殘菊宴は十月五日なりその儀略ぼ同じ。十月上亥日玄猪の餅とて餅を製して上に奉つりまた下に賜ひ親類知人の贈遺することあり。

十一月中卯日は新嘗祭なり今年の新稻を以て神を祭りたまふこの翌日は豊明節會とて収獲を祝して饗を諸臣に賜ふ新嘗祭の時には五節舞を奏せさせたまふまた一代一度の大嘗會の際にもこの舞あり抑も五節の起りを尋ぬるに俗傳に従へば昔は天武天皇吉野宮に座して琴を弾きたまへるに前の峯より天女あまくだりて天の羽衣の袖を五度翻へして

乙女ども乙女さびすも唐玉を袂にまきて乙女さびすも

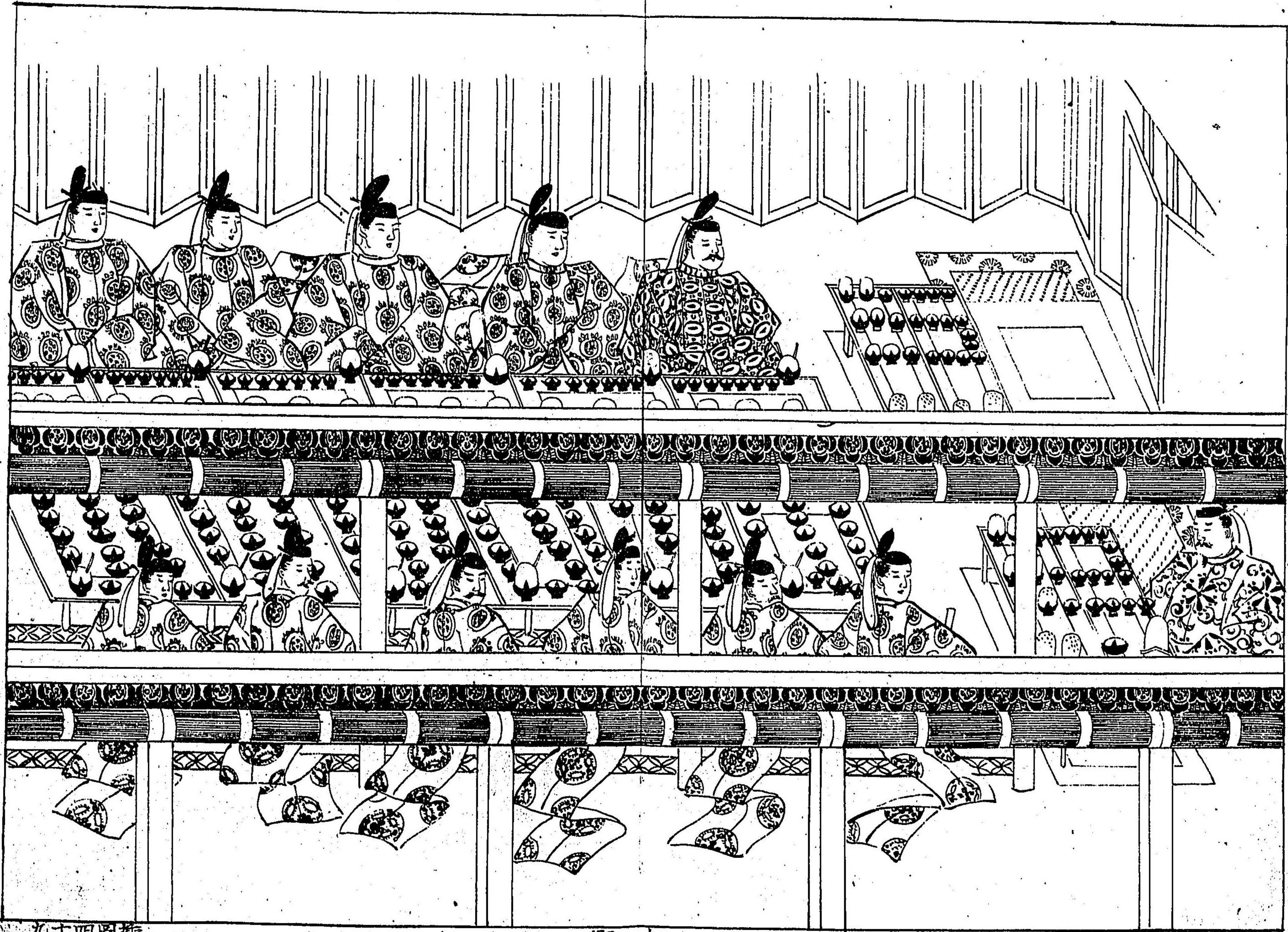
とうたひたるより始まり天平五年には内裏にてこの舞を行はれたり先づ殿上人及び受領より五節舞姫を奉つりそれに附きたる侍女衣服調度のことなどすべて取扱はせ

たまふ(新嘗)の時は舞姫四人代始めは五人なり。祭日の舞踏に先だつこと二日に帳臺式ありて天皇その亂舞を試みたまふ。その翌日は殿上の淵醉あり、朗詠、今様などうたひて三獻果て、亂舞あり、うのこと果て、處々に推參するなり。

その他四季時々の花咲きたる折には宴を設けて群臣とこれを賞し詩歌を賦したまふ。梅花、宴、櫻花、宴、藤花、宴、蓮葉、宴、萩花、宴等の種類あり。八月十五夜の月を賞するは漢土にては李唐の世より盛なりしを我國にもこれを學び、清和天皇の頃よりこれを詩に詠するものあり、寛平年間に至りて始めて宮中にてこれを賞したまひき。九月十三夜の月は宇多天皇の賞したまひしより起れり、世にこれを後の明月といふ。

始めて大臣、または大將に任せられたる人は客を招きて大いに祝賀の筵を開く、これを大饗といひ、その第一の賓客を尊者といふ。また正月二日には二宮の大饗とて東宮、中宮にこの宴を催はさる、同日臨時客とて攝政關白家に大臣以下の上達部を招待することあり、その儀尋常の大饗に同じ。

大饗その他の饗應にも引出物を主人より客に贈る、多きは乘馬數十匹を牽くもあり、畜に物を賓客に贈るのみならず、當時の詞に祿を賜ふといひて勞をねぎらふためには從僕にもすべて物を與へたり、また法事の時僧侶に與ふるを布施といひ、舞樂には樂人に與へ、その他書簡をもち來る使にも祿を授けたり、これを得たるものは通常肩に擔ひ拜して出づるがゆゑに被物かづけものともいへり、被物は綿絹の類を用ひ、また女の裝束を用ふるこ



九十四圖

大饗



梅圖五十三

使文及品贈物被

と多し、これ軽くして價貴きものなればなるべし、些少の使には卷絹を與ふ、これを腰に差して出づるがゆゑに腰差ともいへり。

物を贈るには大抵木の枝なほに結び付けて使者に持たするなり、これ上古より神を祭るに幣、鏡等の供物を直に手に觸れず、櫛の枝に結びつけて奉つりし遺風にて、これに當時の風流なる心を加へ、贈り物はうの季に合ひたる花の枝に付け、歌を贈るにも其意にかなひたる草木に結びたり、風流の折ならで常の用事に文を贈るにも直には持たせず、竹を割りて挟む、これを文挾まきといふ、花の枝に懸け難き筥はこなほにも原の心を失はでなほ其端に小さき花の枝を結び付く、これを心葉こもといへり、心葉はまた食物を盛る臺たいなほにも附く、古へは眞の花を用ひたるが、後には剪綵の花、または總角の絲を用ふるに至れり、遙か後世に至りて祝賀の贈り物には酒罇さかづきなほに紙もて作りたる蝶の形をつけ、祝筵の長柄の銚子にも蝶形をつけ、また贈り物に添ふる熨斗のびすを挟むに紙を色々に疊みて用ふるも、心葉の遺風ならん。

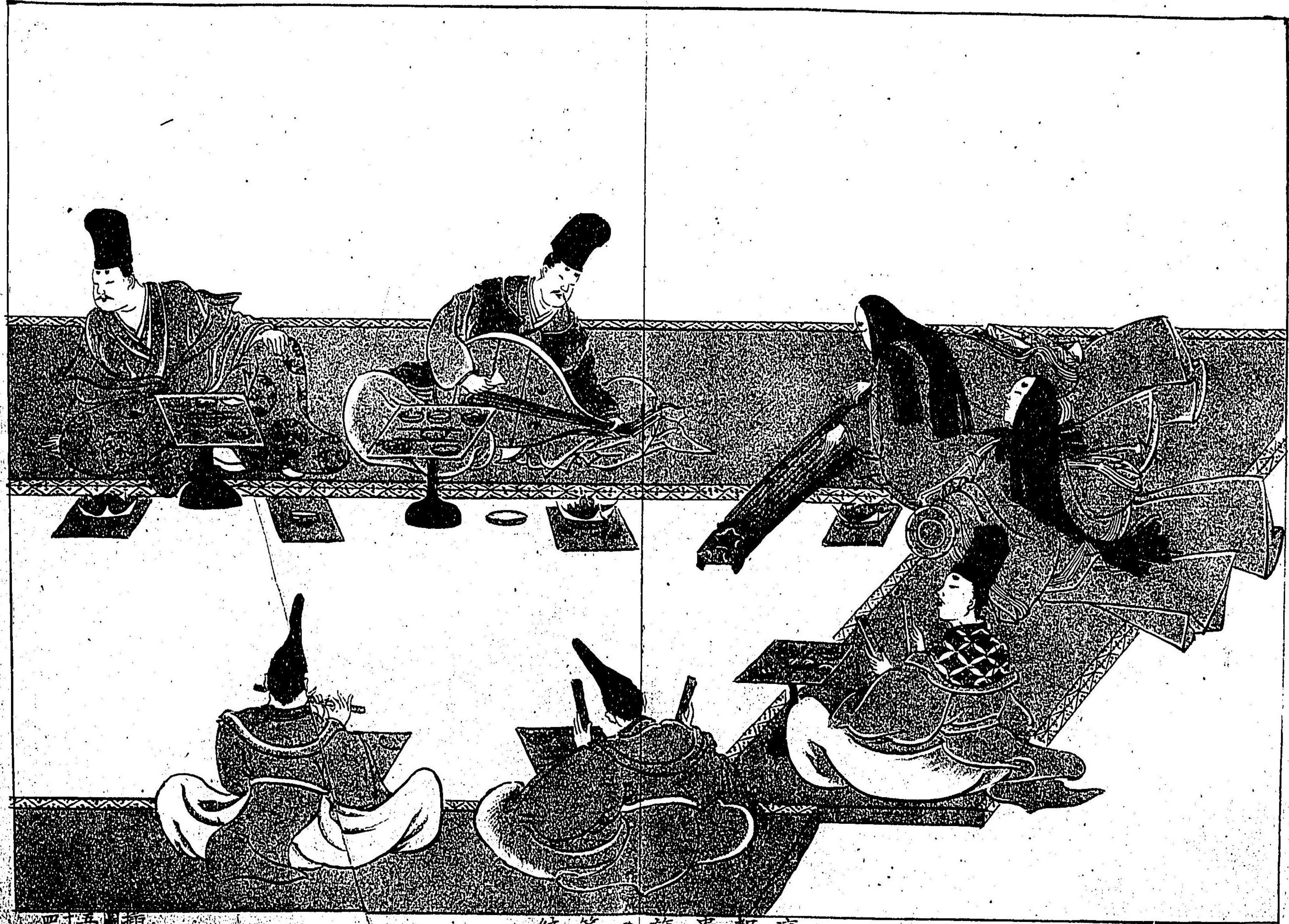
また饗宴の筵、和歌の會、或はさもなき折にも洲濱すまづらといひて席上に飾るものあり、もとは臺の上に砂を蒔き玉を撒らし、香木にて舟の形をつくりなほして海濱の景色を摸したるよりこの名ありしが、後には鶴龜つるかめその他種々の形を作りて巧を衒ふに至れり、近世嫁娶の式に飾る島臺はこの風の遺れるものなり。

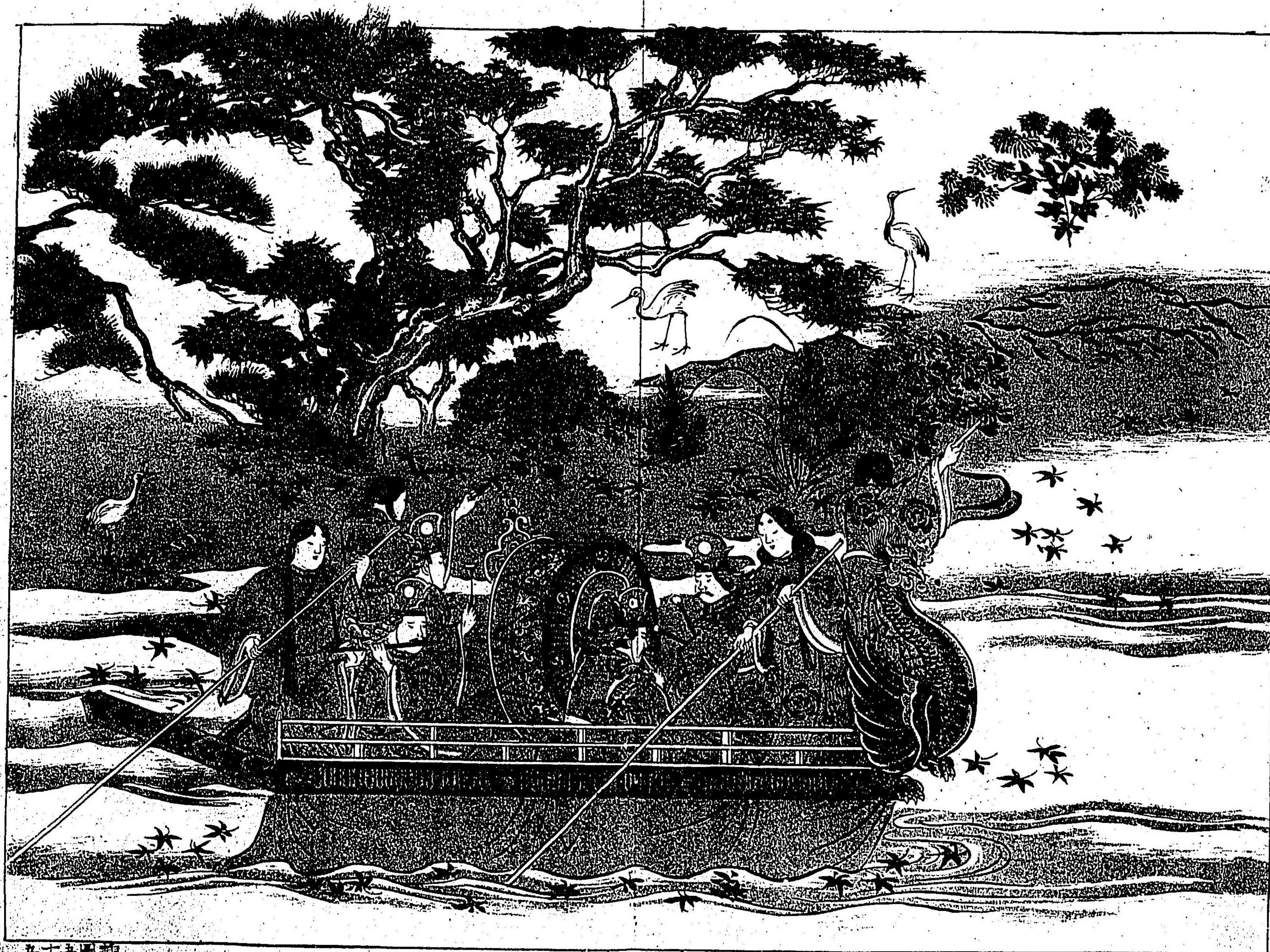
第九章 歌舞遊戯

第壹節 歌舞音樂

歌舞音樂の流行、古今を問はずこの時より盛なりしはなかるべし。當時この美術を受ずる念實に深く、その技に疎きものは殿上の交りもかなはざるさまなりしかば、上は大將より四位五位の賤しきに至るまで競うてこれを習練したりき。太古以來の我國の歌舞も行はれぬ。唐土韓地の舞樂は猶ほ盛なり、神樂催馬樂、朝廷に用ひられて朗詠、今様世にもてはやされぬ。行幸節會はいふにしも及ばず、佛事供養にも舞樂を奏せしめ、私小宴にも管絃を合奏し、あるは池の上に龍頭、鬪首の舟を泛べて、花に歌ひ月に舞へるは、げに極樂淨土に迦陵頻迦の囀りに天つ乙女が袖翻へすにも似て、いつしかに夜の更くるを覺えず、明けの鴉に驚かされて僅かに物の音を収むるや常なりける。

當時最も普通に行はれたる樂器は笛、琵琶、琴、和琴、箏、笙等にして、世に響きたる名笛には青葉葉二ツ、大水龍、小水龍、琵琶に玄象、牧馬、井手、酒橋、琴に閑栖、山水、松風、和琴に宇多法師、箏に秋風、秋野、大螺鈿、小螺鈿、笙に大蚶氣繪、小蚶氣繪その他にも數多あり。これ等の名器を無雙の名人が手にとり心を澄まして奏づるには、梁の塵も動き、情なき鳥獸も耳を傾けぬべし、鬼神の心を感せしめて不思議の靈應ありきといふこと、この頃の俗説に多きも偶然にあらず。尺八もまた行はれたり。次に歌舞の種類を次第して述ぶべし。





我國古風の舞及び外國の樂 前期に續きて我國古風の舞と外國の樂と並び行はれた
りしが、唐土韓地の樂は漸く盛大に赴き、殊に嵯峨、仁明帝の朝には萬事漢土の風を學び
音樂も専ら彼の國のさまによらせたまひ、遂に我國の樂は其範圍を狭められて延喜の
頃は雅樂寮に於ては唐樂をのみ掌ることとなり、我國古風の歌謠は別に大歌所を設け
てこれを司らせたまひけり。

さて我國太古に起原せし舞樂の重なるものを擧ぐれば左の如し。

久米舞 大伴、佐伯の二氏これを掌り、蜘蛛斬りの狀を演ず。

古志舞 世々安倍氏の行ふところにて、また大嘗會舞ともいふ。以上二ツの舞は大嘗會
の時に奏せらる。

隼人舞 火闌降命の後裔なる薩摩の隼人これを行ふ。大嘗及び新嘗の祭祀に用ひらる
るものなり。

その他大和國より出でしといふ倭舞、吉野國栖の古風、田饅、小懸、田舞、飛驒樂等あり。何れ
も和琴和笛を合奏して、一も中古以來外國より傳來せし樂器を交へず。

外國より學びうけたる舞樂を繹ぬるに、唐土傳來のものに振舞、皇帝破陣樂、圓亂旋春鶯
囀、玉樹後庭花、蘭陵王、賀殿、三臺鹽、萬歲樂、曇頭樂、甘州、皇慶、五常樂、喜春樂、赤白桃李花、秋風
樂、輪臺、青海波、採桑光、秦王破陣樂、還城樂、傾盃樂、賀王恩、太平樂、打毬樂等あり。
天竺、林邑等の樂には菩薩、迦陵頻、胡飲酒、安摩、二舞、倍臚、散手破陣樂、拔頭、蘇合香、萬秋樂、蘇

莫者獅子等あり、これ等は、大抵一たび唐土に傳へたるを、また我國に傳へしなるべし。韓地傳來の樂には、新鳥蘇、古鳥蘇、退走禿、進走禿、皇仁、狛梓、貴德、新鞅鞞、崑崙八仙、林下、蘇志、摩利、納蘇利、綾切、白濱、地久、長保樂、石川等あり。

外國の舞樂を賞玩するあまりに、新たに意匠を凝らして作られたるも多かりき。北庭樂、承和樂、春庭樂、史宮樂、咸城樂、胡蝶、延喜樂、放鷹樂、應天樂、清上樂、長慶子などいふは是なり。これ等外國の舞樂に合奏すべき樂器には、琵琶、箏、五絃、橫笛、尺八、簫、篳篥、腰鼓、大鼓、拊鼓、羯鼓、鉦鼓、銅鏡子、莫目、奚婁、答生、篋篋、方啓等あり。樂の種類に従ひてさまざまの面を被ふり、衣裳を着けて舞ふ面白さに、何れも涙落して感ずめり。

神樂、催馬樂、東遊風俗、これ等は我國古俗の歌謠なりしを朝廷に上せらるゝに至りしものなり。延喜の前後外國の樂の盛なるに至りしより、古風の和琴に外國の笛、篳篥などを交へて合奏し、唐樂と調を齊しうせられぬ。神樂はまた神遊ひともいひ、古へより神祇を祭るに用ひられ、天照大神が天の岩戸に隠れたまひし時、天鈿女命が奏せし神技に起れりと傳ふ。すべて神を祭るには採物とて、神幣、杖、篠、弓、劔などを神前に供ふる時の一づくに歌をそへて、謳ふなり。後にはまた餘興として種々の歌を加へ、祭祀の終りたる時、直會の宴などにこれを詠ひたり。これを前張といふ。前張に大小の二種あり。採物に添ふるものは採物歌といひ、採物、大前張、小前張及び雜歌をすべて神樂といふ。其章曲を定めしは貞觀年間の撰を最も古しとし、歷朝これを神事に用ひらる。延喜廿一年に再び勅





青海波

安摩

蘭陵王

崑崙八儂

撰ありしが、今傳はる所の三十八曲は圓融、花山帝の頃一條雅信の選定せしものなるべしといふ。後世伊勢、石清水、加茂等の大社には古來傳習の神樂あり、また諸國の神社にも古雅の舞樂の殘れるものあるは、當時の正式の神樂の遺れるなるべし。神樂の一つ二つを示さん採物の幣の歌に

御幣帛は我にはあらず、天にます豊をか姫の神の御幣帛く。

前張の歌に

さい榛に衣は染めん、雨ふれとく、雨ふれと移ろひかたし、深く染めてばく。

催馬樂はもと俚巷の歌謠なりしを取りて譜を附し、朝家を始め顯貴の家の燕遊に唐樂に交へて奏歌せられたり。これには多く笏をとつて拍子をととり、和笛、横笛等を合奏するなり。その始めは弘仁、承和以來、貞觀に至る頃ほひに唐樂の盛なりしより、彼國の曲を以て我俗謠の調をとりのへしものならんか。今傳はるところ律呂合せて六十一曲あり、これ圓融、花山帝の頃、神樂歌と同じく撰定せられしなるべし。催馬樂の當時もては、やされたるものは

伊勢の海の清き渚の潮間に、莫告菜や摘まん、貝や拾はん、玉やひろはん。

竹河の橋のつめなるや、橋のつめなる花園にハハ、花園に我をば放てや、めざし具へて。

東遊はまた東舞ともいへり、もと東國の風俗に合はする舞なればかく名づけたり、また

神事に用ひらる。今傳はる所凡る五曲あり、就中駿河歌最も悦ばれたり、その歌に「
 や有度濱に、駿河なるうを濱に打寄する波は、七草の妹言ころ好しく、
 七草の妹言ころよし、逢へる時いざさは寝なむや、七草の妹言ころ好し。
 あな安らけ、あな安ら安ら、あな安らけ、練の緒の衣の袖を垂れて、あな安ら
 け。」

風俗歌はもと諸國に行はれし歌謠のうち曲調の宜しきを選びて歌ひしものなり、され
 ば風俗は多く催馬樂の中に在りともいへり。今傳はる所の曲廿五章あり、例之ば
 玉だれの瓶を中に居ゑて主はもや着求に、着とり、小よるぎの磯の和布かり上げ
 に。

あはれや阿武隈に霧立わたり明けぬとも、夫をば遣らし、待てば術なしや。
 朗詠今様 當時の人好んで詩歌を暗誦し調子をつけて吟詠せり、これを朗詠といふ、古
 人の詩句和歌及び今人のをも吟詠することなればこゝに例を擧ぐるに及ばず。一條帝
 の前後甚だ盛に行はれぬ、今様は時流の歌にしてこの期の末に最も流行せり、その始め
 は佛徳を讃したるもの多かりき、抑も佛家の諷經持誦には殊に音聲の清婉にして聽者
 の心肝に徹せんことを勉め、衆庶を勝化せんが爲めに人心に入り易き歌を作り、悲歡交
 湧くもが如くに謠ひて情感を激せしむ。今様はこれより出で、佛教の趣味を帯びたる
 もの、多きもこれが爲めなり。その一二をいはし。

熊野の權現は、名草の濱に予ありたまふ、わかぬ浦にましますせば、年はゆけと
 も若王子。

過去無数の諸仙にも、棄てられたるをば如何せん、現在十方の淨土にも、往生
 すべき心なし、たとひ罪業重くとも、引接し給へ彌陀ぼとけ。

されど漸く今様の盛になるに従ひては四季の景色、男女の情愛、または道中往來のさま
 をも歌ひ、慶賀の意を述べ、遊女、傀儡、殊に白拍子の舞に用ふることもなりぬ。白河帝の世
 の今様に

海道下れば波高し、山道と思へば勝れて山殿し、まして北陸道は雪高かシなる
 ものをや、いざく伊勢路にかゝりなむ。

また白拍子靜の歌へるものに
 ありのすさむの悪きだに、ありきの跡は戀しきに、飽かぬ離れし面影を、何時
 の世にかは忘るべき。別れの殊に悲しきは、親の別れ、子の別れ、すぐれてげに
 悲しきは、夫妻の別れなりけり。

白拍子は遊女の一種にして高貴の前に出で、歌舞す、鳥羽帝の頃より世に行はれ、始め
 は白き水干に立烏帽子を着し、白鞠卷の太刀を佩きて舞ひしかば男舞といへり、藤原通
 憲(信西)その舞曲を増補して舞妓、禪師に教へ、姿容嫺雅ならねばとて烏帽子刀を脱せ
 しむ、これより白拍子の名あり、平清盛に至りて最もこれを好み、妓王、妓女、佛などの白拍

子を嬖寵せり鎌倉時代の初めに至りても盛に行はれたりき。
俚歌俗謡 ろの中興あるものは催馬樂のうちに入れられたることは既に述べたるが
如し。今猶ほろの二三を示さん

挿櫛は十まり七つありしかど、たけくの椽の朝にとり、ようさりにとり、取りしかば
挿櫛もなしや。

西寺の老鼠、若鼠、御裳、噛づ、袈裟つんづ、法師に申さん、師に申せく。

これ等は催馬樂のうちに入れたり。承平四年、紀貫之が土佐より舟にて上りける時、船中
にて舟子が歌へるは

春の野にてぞ音をば鳴く、わが薄にて手をきるきる摘んだる菜を、親や進食る
らん、姑や食ふらん、かへらや昨夜の菜を、偽言をして、除わざをして、錢ももて
こず、おのれだに來ず。

その他一條帝の頃、人々の口占したる歌に

夜は誰とか寝ん、常陸の介と寝ん、寐たる肌もよし。男山の峯のもみぢ葉、さぞ名は
たつやく。

京の田舎の早乙女が田を植うる歌に

時鳥よ、おれよ、彼奴よ、巳なきて予我は田に立つ。

また其頃の俗謡に



散樂(大東寺正倉院藏)の圖

いたち笛ふき猿かなづ、いなごまろは拍子うつ、きりぎりす。

猿樂、田樂、これ等は雜藝といふべく、主として鄙俗の間に行はれたり。猿樂はもと散樂にて、訓により字を假りて猿樂とも申樂ともかけり、その始め詳ならざれども、思ふに前期既に外國より傳へ、また我邦にて作り出だせるもあるべし。その扮戯一に人をして抱腹せしむるを旨とせり。堀河天皇の朝、内待所の御神樂の夜に、陪從行綱が寒げなる氣色をして膝を股までかき上げ、細脛を露はにし、聲わななかして

よりに、く夜の変更して、さりに、く寒きに、ふりちう陰囊を、ありちうあぶらん。

といひて庭燎を十回ばかり走り廻りて人をして絶倒せしめたるは、即ち猿樂の態なり。その枝甚だ雜多にして、就中咒師、侏儒舞、田樂、傀儡子、唐術、品玉輪鼓、八玉、獨相撲、獨雙六、無骨有骨、延動、大傾の腰支、蝦渡、舍人の足仕、氷上、專當の取袴、山背、大御の指扇、琵琶法師の物語、千秋、萬歳の酒神、飽腹鼓の胸骨、蠶娘舞の頭筋、福廣聖の袈裟、求、妙高尼の纏襟、乞形、勾當の面現、早職事の皮笛、目舞の翁体、巫遊の氣裝貌、京童の虛左禮、東人の初京上り、拍子男共の氣色事、敢大徳の形勢等、觀る者をして解頤笑絶せしめざるはなかりきといふ。

田樂はこの期に於て生まれり、もと秧苗の時、農人の勞を慰め、業務を勵まさんが爲めに、笛鼓を鳴らして舞ひつ踊りつ、痴態を爲せしより、この名あり。後には其景狀を摸じ、また外國より傳へたるものをも交へて、自ら一種の舞樂となり、この期の末に至りて大いに、行はれたり。永長の初め、都鄙の貴賤上下皆これを喜び、衣裝營美を盡くし、金銀錦繡を飾

りて高足、一足、腰鼓、振鼓、銅鈸子、編木等を提げて連りに舞踏す、これが爲めに産を盡くすものありて、世人恰も狂するが如し、人或は云ふ、靈孤の所爲なりと。院宮の中にも盛んに行はれたりき。

第二節 嬉遊雜戯

百敷の大宮人は暇あれや、花紅葉をかざして逸樂に耽るこの頃の習なれば、興を催さんかために種々の遊戯を行はれける。遊戯には獨りして心を遣る者も少からねど、殊に心を擲ちて前後を忘却するは競技に如くはなし、優劣を争ひて勝敗の決一髪なる時耳熱し口渴きてほかに何事をか覺ゆる。されば上流の社會には人々相集まり組を分ちて勝敗を競ふこと大に行はれぬ。當時和歌世に行はれしを以て其優劣を競ふべき歌合せの遊あり、これは仁和、中將、御息所の家の歌合、在原行平家の歌合、陽成院歌合などを始めとし、その後和歌の流行に従ひ寛平中宮歌合、天徳内裏歌合等擧げて數ふべからず。唐詩の優劣を競ふには詩合せあり、唐詩國風を交ふる詩歌合あり、菊合、撫子合、花合、前裁合、種合などいふは菊撫子などの美はしきを撰び、これに和歌を添へて其優劣を競ふなり。五月五日の頃、齡の長さにとへて菖蒲の根の長さを争ふを根合といひ、扇の形、それにかきたる繪または歌のこゝろを定むるを扇合といふ、何曾合は歌また詞に謎語をかけた、その巧拙及びこれを判ずることの優劣を競ふなり、その他貝合、繪合、香合等あり、香を弄ぶには二種あり、一は天然の香水を焼くもの、一は種々の香を調合して蒸物としたるものなり、この頃調合したる香を弄ぶこと大に行はれ、其種類も一ならず、春は梅花、夏は荷葉、秋は菊花、冬は落葉、その他黒方、侍從、蒸衣、香、百和香等さまざまの方ありて、人々、菴郁の香、爛雅の名を争ひき、堀河帝の世に至りて、艶書合の催しあり、男の思の切なる、または女の情の濃やかなることを述べて、綉繹の文詞を競べるが、珍しくもまた怪しからぬ遊びなりし。

雙六、圍碁、彈碁は前期より行はれて大いに盛なり、また投壘、攤錢等の遊あり、文學的の遊には探韻、韻ふたぎ、偏つぎあり、探韻とは詩文の句を割きて人毎に一字を別ち與へ、これを韻字として詩を作るなり、韻ふたぎは古詩の韻字を塞ぎ隠してこれを推判せしむるをいふ、また篇つぎとはたとへば木偏と定めては木偏の字を多く案じ出だすを勝とする遊なり、その他あて繪等あり、斯く種々の遊に優劣を競ひ、尙ほ興を増させんとて物を賭し、住家をさへ取らるゝもあり、また負わざとて負けたる方が宴を張りて勝方を獲することも行はれたりき。扇ひきとは多くの扇を疊みたるまゝにて人に擇びとらするごとにて、美しきを得て喜ぶもあり、醜きものにあたりてうち腹立つもありて、後世の鬮引、福引の遊に近し。

蹴鞠の遊は大に行はれて技の奧妙に達したるもの少からず、就中大納言成通の如きは殊に鞠を好みてこれに費やしたる日凡そ七千日、病めるときも臥しなから鞠を弄びたりといふ。ある時侍七八人を並び居させ、香をはきながら其肩を踏みて鞠を蹴りたる

に何れも沓にて踏みたりとは覺えず唯鷹を手に据ゑたるほどに感じたりといひ、その中僧一人あり其頭を踏み通られけるを平笠を着たる程のこと、ちなりといへりぞ、其妙また知るべし。鷹狩も行はれぬ、殊に宇多天皇は鷹を好みて遊獵ありしより、代々の天皇みな野行幸ありて鷹狩を行はせたまひしが、白河天皇は別けてこれを好みて自ら鷹を放させたまひき。

小兒の玩具には小弓、雀小弓、竹馬あり、またその嬉戯に「目かゝふ」あり、童女は雛を弄びたり、「こまつぶり」といふは即ち獨樂なり。

當時甚だ花卉を愛せしかば、花なきときにも花を欲し、剪綵の花を作りて時ならぬ色を庭に咲かしむること多し、たとへば大木一面に花を附けて吉野の山を宮中に現じ、池の水の濃き紫に染まるまで、に松に藤の花を垂るゝあり、冬季雪降れば人々いひ騒ぎ相集まりて雪の山を高く作りて久しく消えぬを功にす、わきて後宮などにはこの戯れ展々これあり。犬猫を養ふこともこの時に至りて盛なり、犬は古へより狩獵に用ひられき。この期に至りては犬を用ひて山に狩するを大山といひ、また燎火をもて獸を誘ふを照射といへり。猫は其嬌聲媚態を喜ばれ、婦女の間にもてはやされぬ、犬猫ともに人と同じき名をつけ、殊に猫には命婦などの位を付したることもあり、中には犬猫の死を痛みてこれが爲めに法事を營むものもありき、また長保元年内裏の猫兒を産みしに女院大臣より各々産養ひあり、宮女馬命婦を乳母と定め、その乳を以てこれを養はる、時人嘲りて未

だ禽獸の人乳を飲むことを聞かずといひあへりき。

浴養の爲め温泉に遊ぶこと、當時また盛なり、就中有名なるは紀伊國牟婁の湯、攝津國有馬の湯、信濃國七久里の湯等なり。鎌倉時代關東の榮ふるに至りては相摸の箱根、伊豆の修禪寺等の温泉また盛となりたりき、また攝津の海岸などにて潮湯を浴ぶることも行はれて、足利時代に至るまで絶えざりき。

第六期 源平時代

紀元一千七百十六年(後白河天皇の保元元年より、
一千八百四十五年安徳天皇の壽永四年)に至る。

第一章 武人跋扈

第一節 武士の發達

藤原氏擅權以來、京都と地方と全く事情を殊にし、月卿雲客治政に疎く、民情を察せず、金殿玉樓に衾を暖かにして、詩歌管絃の遊ひに明かし暮らせば、自ら實權は武人の手に渡り、王政の期去りて武家の世來り、政權の中心は京都より鎌倉に移れり。平安の朝は華奢の時代、鎌倉の世は質樸の時代なり、一は文人の政、一は武士の政にかゝる。地に東西の差あり、人に柔剛の異あり、寒暖の劇かに變ずる時、疾風起る、公家情弱の弊は積んで、武人擅權の禍を醸し、武人權を得て互に勢を争ひ、こゝに源平大亂の時來つて、極樂宮殿の快樂、今や修羅戰場の苦惱と變じぬ。夫れ堤の壞るゝも壞るゝ日に壞るゝにあらす。源平の大亂、豈一朝にして起らんや。數へ來れば既に承平、天慶に將門、純友の叛逆あり、長保、寛仁に西戎、刀伊の來寇あり、長元、永承に忠常、頼時の反あり、寛治、天仁に武衡、義親の亂あり、その他諸國豪族の騷亂指を俣ふるに暇あらす、さればこの期を源平時代と名づくるも、武士

の發達、兵器の變遷を述ぶるに至つてはなほ遙かに訴つて叙べざるべからず。朝廷が諸國の治政に意を用ひざるや久し、諸國に莊園の増加したるも亦久し、莊園愈々増加して朝廷の歲納愈々減省し、朝廷益々疲弊して諸國の豪族益々跋扈す。王侯將相驕奢に耽りては國守もろの風を慕ひ、遙任となりて京に停まりぬ。されば諸國には武人恣まに兵を弄して強は弱を倒し、關東西國すべて豪族割據の場となりぬ。もろくの豪族何れはあるが中にも源平の二氏その族最も多くして勢亦強し。源氏は嵯峨源氏、清和源氏、村上源氏等繁榮せるが中に、清和の皇孫經基に源氏を賜はりしより、滿仲、頼光、頼信、頼義、義家等相襲ぎて、これを源氏の宗家とし、平氏は桓武の皇孫高望王始めて平朝臣たり、其裔數世下りて忠盛に至る、これを平氏の宗家とす。九重雲深きところ繁榮を極めたりし藤原氏も武人の力に頼らずは下に威を布き難しとや思ひけん、源氏を養ひて股肱となしぬ。たとへば道長が頼光、頼信兄弟を心腹としたるが如く、その攝籙に上りたるも武將の力ならずとは言ひ難し。かくて源平の族、勢漸くに強く、入つては京師に宿衛し、出でては國守に歷任し、膏腴の地を占領し、兵馬の權を握れり。源經基は武藏守となり、頼信父子は下總を撃ち、頼義は相摸守となり、また其子義家と共に陸奥を征して、みな威信を東國に布き、源氏の族これより根を固めて幕府創立の基を開きぬ。頼光の一族は攝津、多田に居りて多田源氏といひ、弟頼親大和守となりて子孫大和源氏を起す。嵯峨源氏の後、攝津の渡邊に居るものは渡邊氏となり、肥前に居るものは松浦黨となり、宇多源氏の近江

に居るものは佐々木となる。義家の子義國は上野にありて新田、足利兩氏の祖となり、弟義光、長子義業は常陸に佐竹氏を開き、二子義清は逸見、武田を冒して甲斐源氏、信濃源氏の二流これより出づ。平氏は平貞盛が將門を討ちてより子孫、代々常陸大掾となり、大掾氏を冒す。貞盛の子維衡の裔の伊勢に居るものは伊勢平氏となり、弟繁盛、維茂は奥羽信越にありて城、仁科、岩城諸氏を稱したり。平良文は武藏より起りて子孫相摸兩總に莖衍し、また平將門の邑を襲領して相馬氏を稱す。上總介、千葉介、三浦介、土肥、秩父、大庭、梶原、長尾を坂東八平氏といひて大抵其裔なり。藤原秀郷の裔は下野の佐野に居り、下總奥羽を掠奪して佐藤氏を稱したり。

これ等を始めとして諸國に割據するもの甚だ多く、弱の肉は強の食となりて小族の淘汰せらるゝも屢々なりと雖も、子孫繼續には財産分配の制を襲ぐを以て、一族の増加も亦夥だし、而して隣國相闘ぐとき已を強くし、敵を拒がんが爲めに同族の黨を結び、團結をなすあり、たとへば武藏の七黨といふが如し、七黨とは丹治、私市、私の黨、兒玉、猪股、西野、横山、村上是なり。單獨孤立なるものは勢微弱なるを以て斯く結黨を爲すが中に、驍勇の聞えあるもの、または一門の宗家と仰がるゝものは、旗頭となりて一黨を指揮し、黨中の諸家は各々郎黨家來を有す。斯くて豪族の割據といひ、弓馬の家、の世襲といひ、これが爲めに大寶軍團の制大いに變更して鎌倉時代武家の制漸く形を成したり。始めは源氏の勢甚だ盛なりしが、白河法皇院宣の世に義家の長子義親、弟義綱朝命に叛

いて誅殺せられ、少しく積威を削がれたり。時に伊勢平氏に平正盛あり、其子忠盛驍勇にして法皇に昵近し、昇殿を聽るされて始めて院の執權となる。其子清盛才器父に勝れ、平氏こゝに至つて盛なり。源氏はやゝ疎んせられたりと雖も、數十年來の門地は俄かに衰ふる者にあらず、義親の子爲義、忠盛と共に宿衛の將となり、郎黨旗下の士甚だ多し。藤原氏は官位最も高しと雖も、實力を失ひて高閣に手を束ぬるのみ。源平二氏は地位與けれども、先祖を尋ぬれば俱に皇胤より出で、共に京師鎮護の大將となりて武人を養ひ、實權を握りて相下らず。兩雄は列び立ち難し、鹿は誰か手に落つべきぞ、獵夫手に唾して餌を争はんとせり。

第二節 源平の紛争

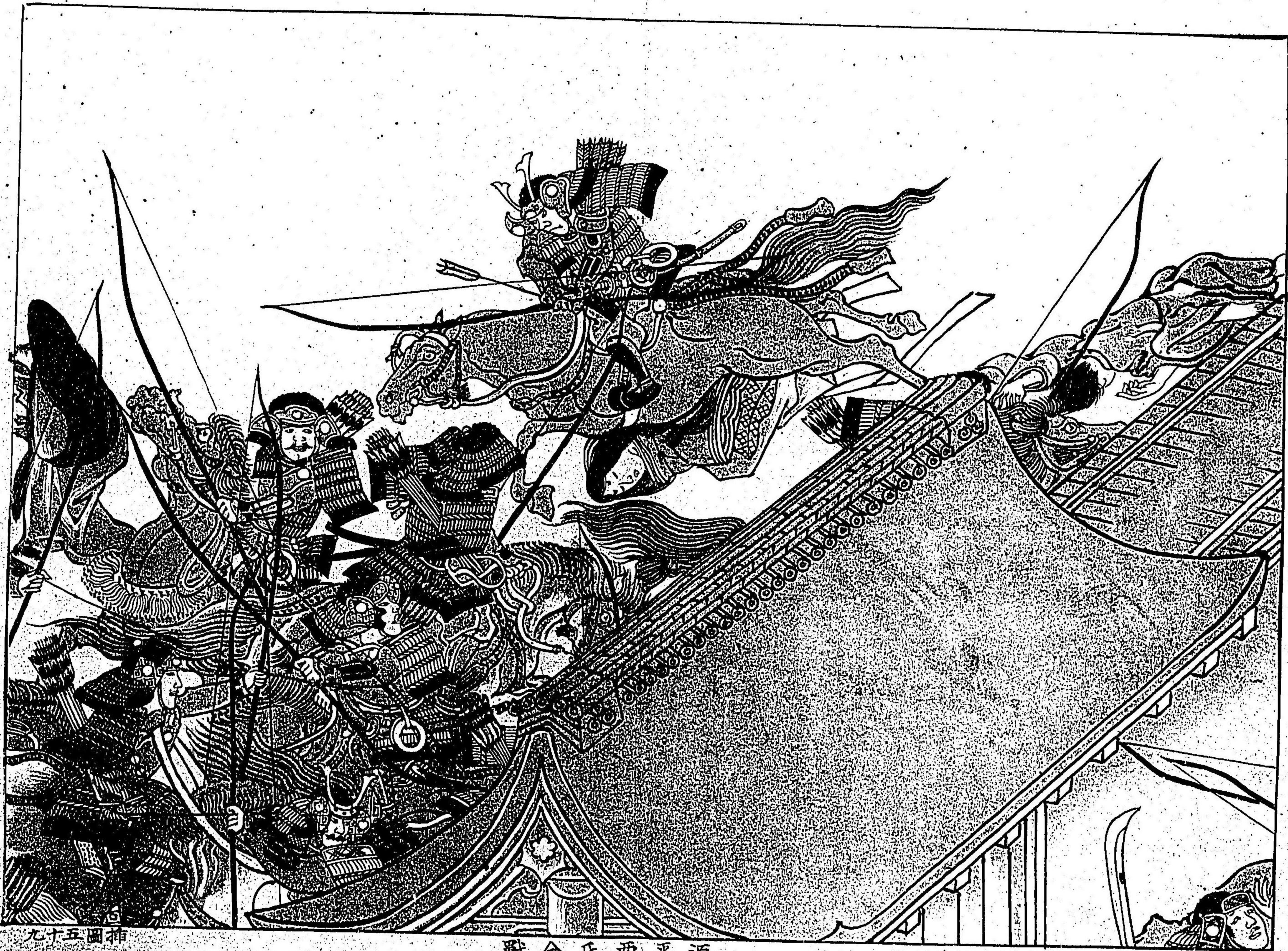
時に保元元年、崇徳上皇白河殿に入つて諸國の兵を招き集めらる。禁裏には美福門院得子、藤原忠通等相謀り、天皇を擁して四方の武士を召さる。源爲義、同爲朝、平忠正は白河殿に赴き、源義朝、同頼政、平清盛は禁裏に參じ、保元の亂こゝに起りぬ。そもこの戰の起りを原ぬるに、崇徳の皇子重仁親王と後白河天皇との天位の争に兆して、藤原忠通、頼長兄弟の權勢の争これを援け、終には源平兩家の兵馬の争に及びぬ。名は九重雲深きところより起りて、實は武家兵力の争なり。爲義等軍敗れて誅せられ、頼長は矢に中りて薨じ、崇徳上皇は讃岐に流竄あり、かくて一亂こゝに果てたれども、源家に義朝あり、平氏に清盛あり、二人相執つて下らず、その軌轢を如何にせん。

後白河上皇、二條天皇と相善からず、時に藤原信賴、延にありて意を得ず、上皇に寵せられたるを幸に、これを誘ひて兵を擧ぐ。時に平治元年にして、保元の役を隔つること僅かに二年。この兵亂始めは兩皇の不和に基し、信賴の陰謀に長じ、實力の争はまた源平兩氏の手に落ちぬ。源義朝は信賴に黨して、平清盛と兵を交へしが、一敗地に塗れて、あはれ源氏の運もこれまでと見えぬ。頼政の一門のみ残りて宿衛の職にあれども、微々として勢なく、平家の族獨り榮え、清盛は累進して太政大臣に至れり。勢是に於てか一變、武人尊榮を廟堂の上に輝かすに至り、藤原氏はあつてなきが如し。

清盛應を六波羅に設く、これ武家が六波羅を裁斷所とする始めなり。清盛、性果斷勇決、我意のまゝに行ひて、聊かも顧慮するところなし。千有餘年わが國は上に聖明の天子あり、一姓連綿として至尊至貴犯すべからず、その下に攝政以下門閥の家ありて、人皆崇敬せり。しかるを清盛恣まに朝臣を黜陟し、輕きはその職を奪ひ、莊園を掠め、或は殺戮する者あり、朝野これを怨督す。況して至尊を幽閉するに至りては、上下の民何とかなふべき。また神佛二教のわが人心に浸みたるや久し。神社には伊勢を始めして諸社、寺院には延暦興福等の諸寺、萬人の崇敬するところなり。清盛もまた殿島神を信じたれども、當時文弱の人々の如く、宗教的、迷信の爲めに左右せらるゝものにあらず。理政に妨げあるものはこれを壓して顧みず。伊勢の神領に課税し、また佛寺の怨をも重ならしめたるが上に、遂に興福東大寺は平重衡の爲めに焼かれぬ。斯く平氏は當時一般人民の信仰に叛きて

罪を佛教に得たれば、惡逆の積むところ、その滅亡は久しからじと人皆思ひける。諸國にはまた平氏の家人、勢を恃んで、壓制を極めたれば、機に乗じて奮起せんとするもの多かりき。されば藤原成親、源行綱等の平家覆滅を謀るあり。源賴政の以仁王を奉じて旗を擧ぐるあり。皆事ならずして殖れたり。雖も、以仁王の遺言は永く滅びず。諸國の源氏及び平氏さへ、讐起して清盛の一族を倒さんとするもの多かりき。伊豆には義朝の子源賴朝、北條、三浦、土肥、佐々木等の諸族を率ゐて起り、賴朝の弟範賴、義經これに應じ、信濃にはその従弟義仲起る。東國是に於て大いに風動し、清盛遂に憤懣のうちに病歿したりき。』清盛の專權より既に廿餘年、都會の風の人を軟化するは實に驚くべく、平氏も今はさきの平氏にあらず。しかるに源氏は賴朝といひ、義仲といひ、皆幽僻の地に長じて歌詠管絃の道にこそ疎けれ、武術を練りに練りて、會稽の耻を雪がんと企てぬ。これに附屬する將卒も東國横野の民にして、文筆に疎きも、刀劍を弄しては向ふに敵なし。平家もさすがに武士の家なれば、藤原氏の如く武技に疎きにはあらねど、京師風流の族と關東剛勇の士との取ひなれば、勝敗の數は言はずして明らかなるべし。加ふるに才畧に富みたる清盛薨じて後、平氏の諸將は概ね富貴に長じ、華奢に馴れたる暗愚の人のみ。義仲のために京師を追はれ、西國に黨類多きを頼みて西海に浮ひしも、義經の爲めに追躡せられ、あはれ廿餘年の榮花を夢として、果敢なき夢は壇浦に寄する水沫と消ねにけり。

源賴朝平氏に次いで霸權を握り、六十六國、惣追捕使となり、征夷大將軍に任せらる。治才



補圖五十九

源平兩氏合戦

に長けたる頼朝いかで前車の覆れるを鑑みざるべき務めて質素に従ひ驕奢を避け、また敬神崇佛を以て上下の心を繋ぎ、以て幕政の根柢を固めんことを企てたりき。

第二章 貴賤高下の紊亂

大寶軍團の制廢れて弓馬の家起り、田租の法壞れて莊園の増すに従ひて社會の組織に一大變遷を來たせり、武士の郎従、家人を養ふに至りたることは是なり。大化以來の制によれば、普天の下率土の濱、何れか王地にあらざる、この國に住んで其粟を食むものは、みな天子の子とし見たまふところなり。然るに諸國に豪族割據して莊園を占有せし以來、租税を朝廷に納めずして、また往々王命に従はず、郎従家臣は唯其主に忠を盡くして至尊の上に在るを念るゝに至れり。郎従とは武士の家に仕へて常に主人の指揮に従ひ、其報として地を得て食邑となす者なり。公卿も從來資人、僂杖隨身などを使役したれども、これは朝廷より給せられしものにして、武家の郎従の如く生殺の權たゞ主人の意に任ずるものと大いに異なり。郎従には新舊さまざまあるがなかに、累代主家の旗下に屬したるを家人といふ。家人の稱は大寶の頃より既にありきと雖も、古の家人は奴婢と列する賤民にして、良民と齒する能はぬものなりき。今いふ家人はこれと異にして、いふまでもなく良民に屬す。これ即ち累代恩顧の郎従にして、主人も特にこれを頼み思へば、家人は擡んで、忠節を勵めり。後世に至りてこれを譜代の被官または單に譜代とのみいふ。本

主より放與せらるゝに非ざれば他人に附屬するを得ず、罪犯の處分、生命の與奪ともに主人の權内にあり、斯くて諸國の武士、上には主人あり、下には郎從家人あり、郎從家人の力あるものは、またその下に郎從家人を養へり。

主家と郎從家人との關係斯くなりたるは、社會組織の上の一大變遷といふべけれども、未だこれを以て貴賤高下の紊亂といふべからず、貴賤高下の紊れたるは源平戰亂の時に於て見るべし。まづこの時に大權の王侯の手より移りて、從來賤み疎んせられたる武士の手に渡りたるは、冠履位を易へたるものにあらずや、これを始めとして、兵役のあいだ、武人權を擅らにして、數百年來打續きたる名家を一朝にして流竄するあり、幽僻の地に住める人を武功によりて高位高官に上ぐるあり、貴賤の區別混淆したること未だ曾て見ざるところなりき。

古より官戸、陵戸、家人、公私の奴婢と稱するものありて、これを賤民とし、良民と齒する能はざりしが、この頃に至りては、良賤の區別混亂して、遂に賣買苦役せらるゝ、賤民の名は失せ果てぬ。されど尙ほ作業の賤劣なるが爲めに、良民のこれに交はり、またこれを婚嫁するものなきによりて、自ら一種の賤民となりたるものあるは、また此時よりのことに、長吏、穢多、非人、山番、乞食の類すなはち是なり。長吏は王政の盛なりし頃、悲田院に孤兒病人を療養し、世亂れて其資給の絶ゆるに及びても、なほ貧民病者の群集するところ、此院のみならず諸國にもありて、その長たるものを長吏といへり。穢多是、餌取の義にして

獸類の皮を剥ぎ、肉を斷つ屠兒をいふ。古來韓地より歸化せるものに、皮革を作ることを職とするもの多く、其子孫の業の賤しく穢れたるが爲めに、終にこの名を負へり。非人は、良民にあらざる賤人の義にて、後には罪人を送致し、刑屍を埋葬するなどの賤業を營む者の名となれり。山番は、陵戸或は公私の奴婢の子孫にして、代々山林田野を看守し、後世に到るまで、良民たる能はざる者なり。乞兒は、傍居の義にて、又壽人ともいひ、路傍に坐して、行人に物を乞ひ、或は門前に立ちて、賀詞をのべ物を乞ふ者なり。その中素より賤民なるものあり、良民の窮して斯かる賤業をなすもありて、古へとは異なり。その他河原者、犬神人などいふものもありき。

貴賤高下の區別の壞れたると共に、名分の紊れたること亦甚だし。今名分の紛亂を述べ、るに先だち、古來人名の變遷につき一言せん。

太古より人に名を付くるは、分娩の當時に起りたる祥瑞、または生兒の容貌舉動によりてせり。それより寧樂、平安時代に至るまで、人名には鳥獸蟲魚、または人倫の稱等を名とすること行はる。たとへば獸類を名とせるには、佐伯伊多智、鼬鼠、柿本猿、若麻績部羊あり、禽鳥を名とせるには、大伴良鳥、丈部鳥あり、魚類の名を用ふるものは、甚だ多くして、石上勝雄、松魚、物部入鹿、鮮鱒、大伴鯨、物部鮪、鹽屋鱒魚、紀鯖、麻呂、凡直、黑鯛あり、蟲介には、粟田飯虫、阿部、梗虫、物部、龍あり、草木には、紀作、良榎、丈部、稻麻呂あり、人倫の名には、氷連者、紀臣、大入、藤原部等母、友麻呂、額田部、甥、文室、古能可美、兄あり、職業を名とせるには、巨勢馬飼、大伴

牛養、藤原鷹養あり。漢學、佛教の盛なるに及びては、うれに因みたる名を付くること多し。たとへば衣縫造孔子、船連夫子、藤原伊尹、藤原諸葛といひ、また老子、子路を名としたるが如きは、漢土の人名を用ひ、長谷部文選、伴宿禰中庸は書名をとり、また紀貫之、小野好古、平國香などは漢語の格言名句を撰びたるものなり。佛教によりたるには、宮首阿彌陀、文忌寸釋迦あり、遙かに下りて平安の朝には、兒童の名に地藏あり、遊女の名に小觀音、佛あり。桓武天皇の朝、淡海三船をして歴代の謚號を撰ばしめ、漢字の宜しきものを用ひたまひしことありしが、その頃より諸人も亦漢土の好文字を撰びて名を命ずること多く、また彼國に倣ひて字なづなをつくることも、屢々行はれたり。父祖の名の一字をとりて子孫に名づくることは、延喜天曆の頃より見えたり。

古よりこの時代を通じ遙か後世に至るまでも、王侯貴人を呼ぶには、直ちに其名を呼ぶを憚りて、其住所若くは官職の名によりて、北白川殿、後京極殿などを稱し、或は單に殿または大臣おとぎなどいふを常とせり。君といふは男女に限らず人に對する美稱なり。男子を眞人といひ、一家を掌とる婦人を刀自といふも亦美稱なり。平安の朝人を呼ぶに名の下にこそ、或はくその二字をつけてこれを美稱としたり。自ら呼ぶには男女ともに麻呂まろといひたり。

源平兵亂の前後より名分大に紊れ、官職の名を私人の名として疑はず。源太夫、平内、權左衛門、藤兵衛といひ、何藏、何作といふなど、武家の世となりてよりは、常人の名として人々

これを怪むものなし。されどその起りを原ぬるにみな王朝の官名にして、源太夫は源氏の五位以上にあるものをいひ、平内は平氏の内舍人をいひ、權左衛門は權に左衛門となりたるもの、藤兵衛は藤氏の兵衛の官にあるもの、藏人を畧して藏といひ、修理の唐名匠作より作の名は來りしものにて、共にこれ等の官にあらざるものは稱する能はざりしを、爭亂紛々の世となりてよりは、實なくて名を誣ひ、恣まに斯くの如き名を命ずるに至れり。金王、箱王などいふ王の字は、もと王孫に付けたる名なりしを、この頃に至りては諸臣の小兒にも意に任して付け、穢禪師、假粧坂少將など、卑賤なる遊女にして僧綱、武官の名を冒すものも多かりき。また暴戾不倫なるものは、當時の人これに惡の一字を附し、自他ともにこれを通名として怪まざりき。たとへば惡左府、惡源太、惡七兵衛といふが如し。』たゞに名分の紊れたるのみならず、人倫の道も源平紛亂の頃に至りては、益々衰へ、徳義は殆ど地を掃ひてなしといふも可なり。三歳の天子に六歳の太子あり、一人の女にして二代の中宮となるあり。源義朝は刑場に父を誅し、平清盛は辱くも至尊を幽閉し奉つりぬ。父子刃を交ふるあれば、兄弟鏑を削るあり、社會の秩序壞亂したるを以て、従うて君に忠ならず、倫叙の戮れ殆ど此時に極まれり。とやいはん。されど猶ほ武士の重んずるところの忠義廉節の道あり、これを名けて武士道といふ。武士道に付きては、請ふ次期に説くを待て。

第三章 京都の情況

承平、天慶以來京師は盜賊横行し、また武士僧徒の掠奪も屢々なりしが、保元平治の頃に至りては火災盜難の多きはいふに及ばず、宮城さへ都芳待賢等の諸門は馬蹄の泥に穢れ、左近右近の櫻橘は碧血に枝を染めて、深宮春闈なるところも風腥さければ、況して庶民の住む町々は思ひ遣るべし。清盛の活眼夙に見るところあり、兵庫の要港に據りて福原の別荘を構へたりしが、京師には累年騷擾絶へず、盜賊の横奪僧徒の暴行の煩に堪へざるを以て、一意に遷都を決し、公卿諸臣寺社の人々皆住みなれし都を離るゝを好まざるを強ひて安徳天皇の初年に延暦以來繁華なる平安の京をふり棄て、福原に向ひぬ。世に仕ふ程の人誰か一人故郷に残り居らん。官位に思ひをかけ主君の蔭を頼むほとの人、一日なりとも疾く轉らんと勵みあへり。時を失ひ世にあまされて期する所なき者は愁ひながら留り居たり。軒を争ひし人の住居日を経つゝ荒れ行く、家は毀れて淀川に浮び、地は目の前に畝となる。人の心皆改まりて馬鞍をのみ重くす、牛車を用とする人なし。西南海の所領をのみ願ひ、東北國の庄園をば好まず。(方丈記)

また新京福原のさまを見るに、
ろの地ほと狭くて條里を割るに足らず。北は山にそひて高く、南は海に近くて下れり。浪の音常に喧すしくして、潮風殊に烈しく、内裏は山の中なればかの木丸殿も斯くやと中々様かはりて儼なる方も侍りき。日々に毀ちて川も堰きあへず運び下す

家は何處に作れるにかあらん。猶ほ空しき地は多く、作れる屋は少し。故郷は既に荒れて、新都は未だ成らず。ありとしある人皆浮雲の思をなせり。もとより此處に居たるものは地を失ひて愁ひ、今移り住む人は土木の煩ひあることを歎く。道の邊を見れば車に乗るべきは馬に乗り、衣冠布衣たるべきは直垂を着たり。都のでぶり忽ちに改まりて唯鄙ひたる武士に異ならず。(方丈記)

月卿雲客は新京の月に心を痛めて舊都の花を戀ひ、感懷に堪へ難く、私かに平安に歸りて見るもあり。後徳大寺實定の今様に

古き都を來て見れば 淺茅原と成りにける

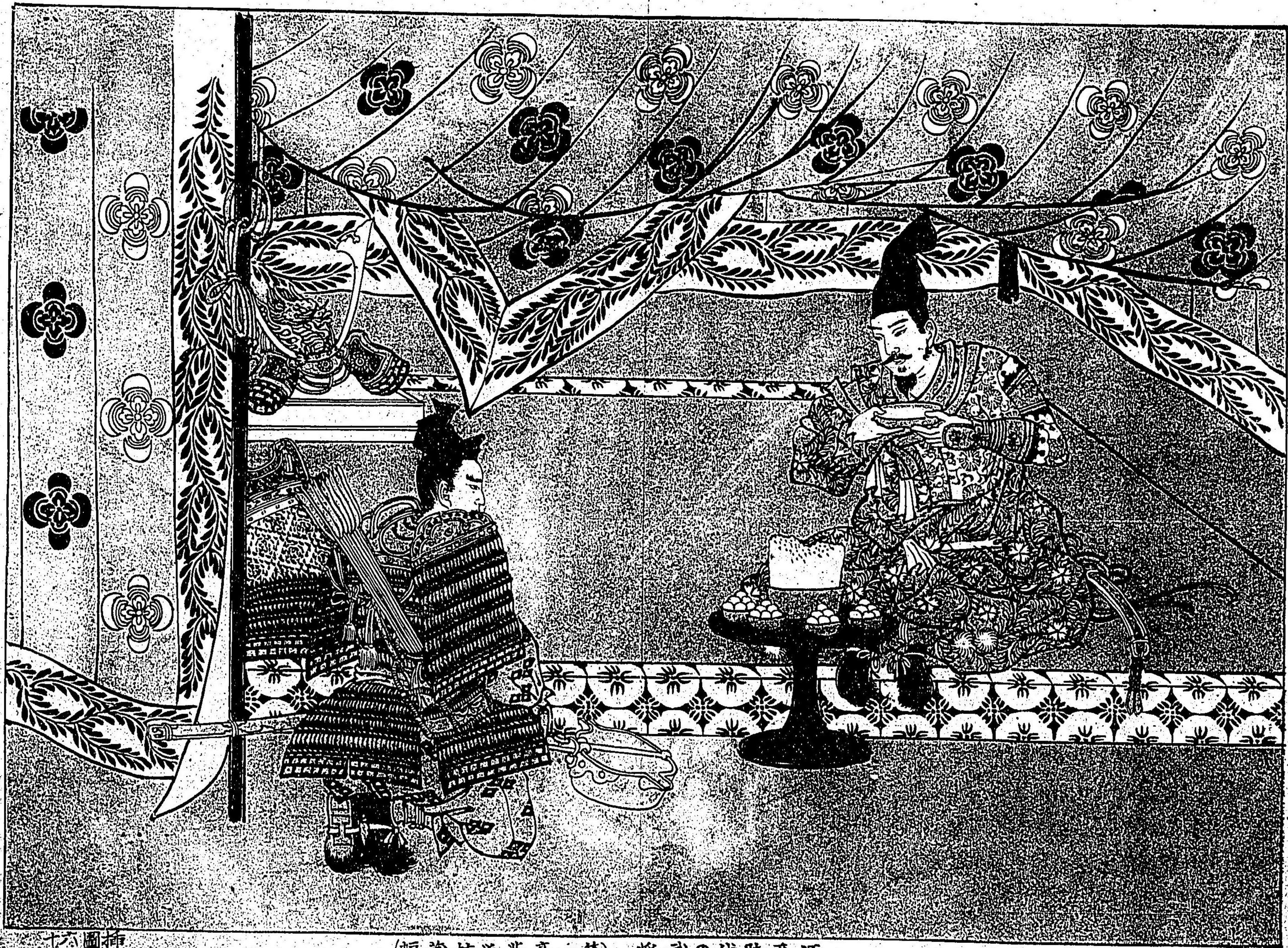
月の光は隈なくて 秋風のみが身には浸む

と歌へるもしるく、山城の都はたゞ荒れにあれば行き、殘れる家々は門前草深くして庭上露繁し。されど平家の一族さへ今を不便として古を慕ふ心は變らず。居ること數月ならずして復た京師に歸りぬ。鎌倉幕府一統以來、争亂は絶えたれども大勢既に東遷せしを以て、平安の都はまた藤原氏全盛の世の帝都にあらず。公卿たゞ和歌管絃を業とし、儀式位階のことを司とりて門閥の家を世々に繼ぐのみ。

第四章 兵器及び戦争

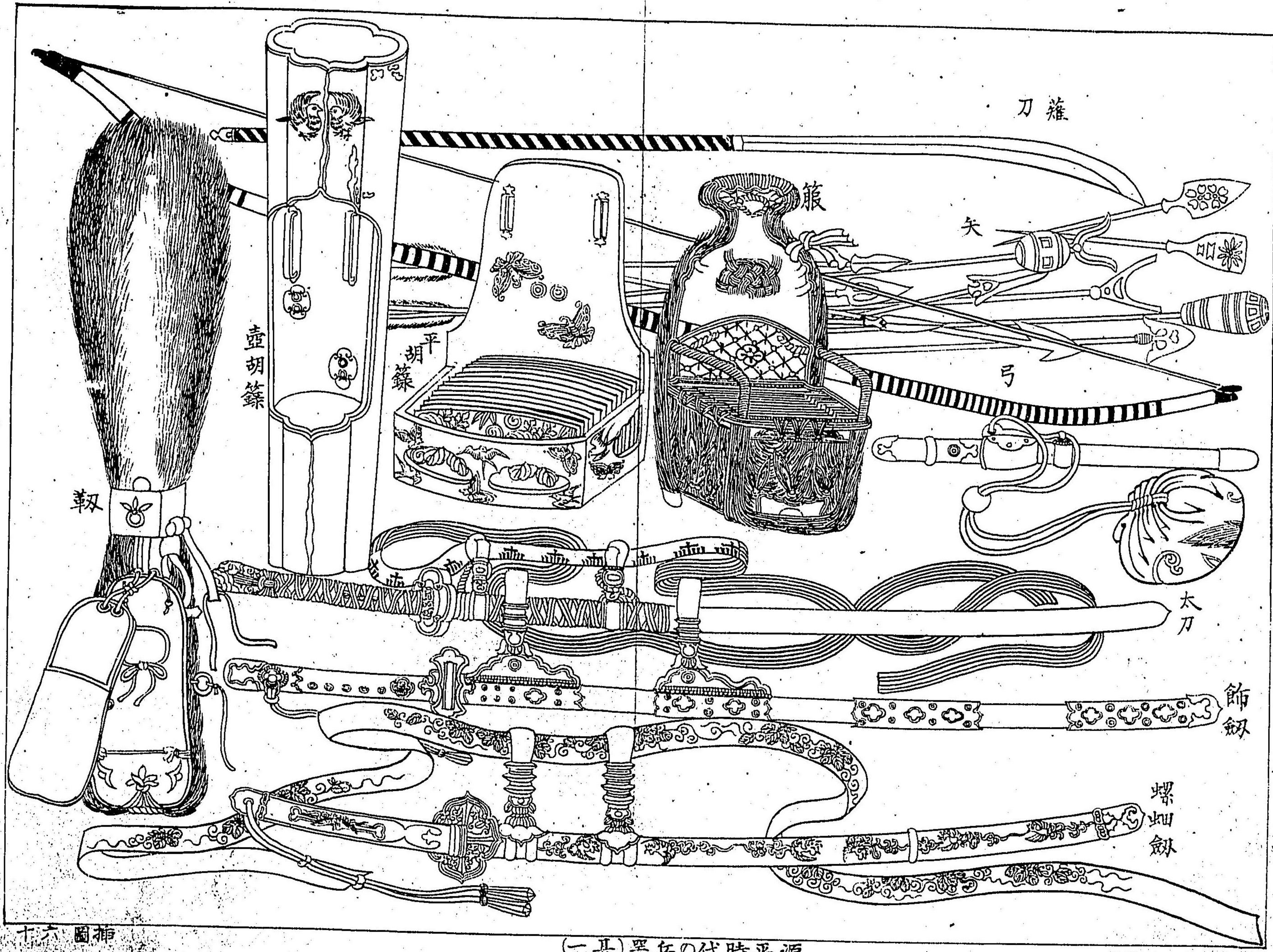
紀元以來内寇外患なきにあらず、韓地は神功皇后の親征を始め、欽明天皇も其征服に力を盡くしたまひき。蝦夷に關しては、延暦年間、坂上田村麿の征伐の類、また少からず。或は南陲の侵寇あり、或は肅慎の討伐あり。内亂には壬申の役、天慶の反、前九、後三の役を始め、として小亂の起れるも、屢々なりき。戰鬪には、武具を撰擇せずばあるべからず。戰勝は一は、武人の勇氣膽力によるべしと雖も、亦大いに武具の銳鈍に關せり。我國の人は由來勇猛剛膽にして、武器の使用に練熟し、屢々外人をして驚歎懾服せしめたり。其武器には他人を撃つに弓矢、刀劍の類あり、己を護るに甲冑、母呂、楯の類あり、今序を追うてこれを説明せん。

弓矢は古より狩獵戰爭ともに用ひられたり。獵具としては措いて論せず、兵器としては武事にたづさはる者専らこれを用ひぬ。武家をば弓馬の家と稱し、武士を弓矢とる身、または弓取といひ、左の手を弓手と名づくるにても、古來弓矢の重んぜられたるを知るべし。弓の製弓は六七尺より長きは八尺に及ぶ、強きものはこれを撻めて弦を懸くるに一人の力にて張ること能はず、或は三人張、五人張より十人張の強きに至る。矢は十一二束より十六七束の長きに及ぶ、これを今の尺とせば三尺より四尺を越ゆべし、束とは手にて握りたる長さなり。此弓を以て此矢を射ることなれば、空を切つて飛ぶこと、電光の如く、鏝の二三箇をも突き通し、また船の腹、家の戸をも貫くべし。斯くの如く弓矢の製の長くして強きこと、何れの國にかこれに及ぶ者あるべき、實に萬國無比にして我國人の勇



十六圖挿

(幅藏校学等高一第) 將武の代時平源



十六 圖插

(一具) 器兵の代時平源

氣これにて量りつべし。弓は始めは白木のまゝにて製したるが、後には漆を以てこれを塗るに至れり。或は竹木を合せて作りたるものあり、これを眞卷（繼木）の弓といふ。更に弓を強くせんが爲めに糸を以て裹み、また籐を以て巻くあり、籐を巻くに種々の製ありて、滋籐、笛籐、塗籠籐、二所籐、三所籐等の名あり。矢は飛行の輕捷ならんが爲めに鳥羽三葉を附く、其羽は鷲を以て最良として、これを眞鳥羽ともいふ、その他鷓（やまどり）、雉の尾鶴、鴟、鴟の羽等をも用ふ、或はこれ等を染め彩るもあり。矢筈には文字を彫り付け、烙印を捺して敵に射手の名を知らしむる爲めにすること多し。矢鏃は、錐の如く、突き貫くべき鋒、矢あれば、又形をなして、剗り廻すへき雁股あり、鳴鏃（かみち）を付くるは空を切つて聲あらんが爲めにして、二三より八九までの鏃を穿ちたり、葦目は概ね儀式に供するものにして、敵を射るべきものにあらず。矢を藏めてこれを擔ふには、腹あり、腹は古へは（やな）ひ（胡）籐といひしが、平安時代の末より（えびら）と呼ぶに至れり。これに挟む矢の数は十六本より二十四本、多きは三十六本に至る。腹にては矢の過半は外に露はる、其全部を藏し入るゝものは、羽壺（空穂）あり、狩獵にも戦争にも用ふ。もとは狩獵の時、荆棘の間に別け入りて羽の損ねざらんが爲めに作りたるものなりといひ、或は矢の數を敵に知らせじとて造りたるなりともいふ。鞆もまた矢を藏むる器なり。射る時手を傷けざらんが爲めに作りたる手袋を鞆（かぶ）といふ。腰には大刀に添へて弦卷、弦袋を下ぐ、これ弓弦の料にして、從來の弦の切れたらん時、取り出で、用ひんが爲めなり。

弩は古へより用ひ來れる兵器なり。大小の二種ありてその小なるを手弩といふ。邊要には弩師の設けありて外寇に備ふ。東奥、鎮西の弩戰の勁なるには蝦夷、外夷常に辟易せり。仁明天皇の世、島木史真機弩を製す。左右に旋轉し四面に發す。恰も神の如しといへり。清和、陽成兩帝の朝には外賊の窺ふところなるを以て北陸及び佐渡、隱岐の二島にも弩師を置かれたり。その後兵士漸く操練に倦み、寛平、延喜の頃に至りては機弦を用ふる法をも忘れて、弩の制遂に廢れぬ。前九、後三の役及び源平の戰に弩を張りて敵を防ぎたるものあれども普く行はれたるにはあらず。後世に至りては全く其傳を失ひて見る所なし。また火箭を用ひて敵城を燒くことあり。抛石は石弓または施いしはきといひ、機械を設け石を抛ちて敵を撃つものなり。推古天皇の頃より寧樂時代を經、源平時代に至りても往々これを用ひたり。手を以て石を飛ばすは印地といふ。巧みなる者は屢々これを戰陣に用ひたり。傳へいふ、源爲朝の部下に喜平次といふ者あり、善く礮を飛ばす。飛ばせば中らざるはなし。世に其技を賛して八町礮と呼べり。遠きものは矢を以て射るべく、近きは刀劍を以て撃つべし。刀劍は敵を撃ち、また己を護るために、弓矢と相並びて最も重んぜられたる武器なり。其製造かに支那三韓に越え、鋒刃の銳利なること外人の常に垂涎するところなり。武士たるものは妙工を求めて、良刀を得んことを務む。源氏は弓馬の家の統領として、重代相傳の名刀少なからず、鬚切、膝丸は滿仲の作りたるもの。小鳥は爲義の作りたるものなり。平氏には小鳥、拔丸の寶刀あり。

刀劍の制、古へは兩刀の刀と片刃と並び行はれたりしが、其用切るを旨として、兩刃の要少なかりしかば、何時しか片刃のみ用ひらるゝに至れり。軍陣に携ふる者には通常大小二刀あり。大刀は二尺五六寸より三尺五六寸に及ぶ者あり、或は遙かに長くして四尺を越ゆるものもありしが、未だ足利氏の世の如く力量に誇つて大太刀を用ふるものはあらず。畠山重忠が太刀は幅四寸、長さ三尺四寸なるをだに此頃は殊に勝れたるものといひたり。小刀は大刀に添へて腰にさすものにして、帶副脇差はきざまたは脇刀といひ、甚だ短くして柄とともに入九寸ばかりなるを常とす。敵と組まむときに鎧の透間を刺し徹すに便りあればこれを鎧通しともいひ、また右の脇にも差せば馬手差うてまざともいひ、男子は素より女子に至るまで戰時のみならず平常にも身に添へて護身の具とすれば護刀ともいふ。護刀には髮搔かみかき筭すわんを附く。大刀には鐔あり、また尻鞘を覆ふことあり。尻鞘は奈良朝より既にありて後世に至るまで行はる。始めは行旅若くは征戰の時鞘を護せんが爲めのものなりしが、終には裝飾となれるにや。雜兵は之を用ひず。將士以上の具なり。虎皮、豹皮の尻鞘最も貴重せられて大將軍ならでは用ふる能はず。その他は熊鹿などの皮を用ひたり。大刀には鐔柄、鞘の形狀裝飾に従うて種々の名稱あり。練鏢、むく鞘、丸鞘、足白、金覆輪、長覆輪、兵庫鎖、鳥頭嚴かづらものづくり、懸作等の如し。朝儀禮式に用ふるには鋒刃の利鈍を問はずして形貌の燦爛たるを主とし、位階によりてその裝飾を異にせり。傍劍、螺鈿劍、蒔繪劍、野劍、黒漆劍などいふは概ね儀仗に用ふるものにして、その刃は木刀、或は鈍刀なるも多

かりき。孝徳天皇以前は刀劍の類を私家に貯へて常に身に添へしに、大化の改革ありしより後は、京師宮衛の士邊要軍團の兵にあらざれば没りに帶刀をなすを得ず。持統天皇の時に至りて進位以上は太刀一口を豫め備ふることを許されたり。されどこの後も位官高きもの及び兵士の外は容易く帶刀を許されず。天慶承平の頃より諸國に爭亂多かりしかば、請ひによりて帶劍を許さるゝ者多く、また救免なきも恣まに刀劍はいふに及ばず種々の武器を備ふる者夥しきに至れり。大寶の制、私家には鼓鉦、弩、車、稍、具裝、大小角及び軍幡を備ふることを得ざる定めなりしも、世亂れて豪族割據し朝令の普く行はれざるに及んではいかでの法を墨守せるものあらんや。

刀劍の柄を長くしたるものには長刀、薙刀あり。鎗の名はこの時未だなしといへども、太古より矛あり、この時代にも屢々手矛といふものを用ひたるが、これ後世の鎗なり。その他鉞、鎌、ちぎりき、さいぼうなどいふものも往々用ひられたり。

弓矢刀劍以て敵を討ち、甲冑、幌楯以て身を護る。甲冑は上古に「かわら」といへり、奈良時代に至りては短甲、挂甲あり、短甲には冑行騰、殺臂あり、挂甲にはなし。天平寶字六年、綿襖冑、綿甲冑を造らしめらる、其製、明らかならずと雖ども、按ずるに綿襖冑は鎧の甲板の形を編入れたる襖の表に畫き、綿甲冑はまことの甲板を襖の表に綴り付けしものなるべきか。寶龜十一年従來の鐵冑は鏽腐し易し、革の輕便にしてしかも堅牢なるに如かずとて、冑はすべて革を以て作らしめる。その後鐵甲も並び用ひられたりと雖ども、革製の便

利なるに歴せられて次第に廢れ、前九、後三の役、源平の戰の頃には大概革を以て甲冑を作られたりき。

孝徳天皇の頃より萬事唐風を學び甲冑も彼國に倣うて作られたり、蓋し短甲、挂甲、及び綿襖冑、綿甲冑も唐様を摸したるものならん。抑も甲冑はるの始め戰陣の用に充てんが爲めに作り出でたるものながら、護衛の爲め、また裝飾の爲めに自ら宮中の儀式及び鹵簿にも用ふることもなりぬ。されば戰陣に用ふるものと、朝儀に供するものとは、もと同一のものにして敢て差別あるにあらず。寧樂時代の未までは儀仗と軍器と名は殊なれども、實は同じきものなりき。ざるを延曆以後、世の進歩するに従ひて二者漸々相分れ、儀仗には唐様の華麗なるを舊に依りて遵用せり。近代に至るまで御即位などの禮に用ひらるゝ挂甲は即ち古の儀仗の制にして、後世伶人の被ふる鎧もその遺制なり。軍器はこれら裝飾のものとして實用に供するものなれば、便に従ひて次第に改良を加へ、終に前九、後三の役、源平の戰の世の甲冑に變じて、古への唐様のものと大いにそのさまを異にするに至れり。今源平時代の前後に於ける甲冑を畧説せん。

甲鎧を「かわら」といひしは前に述べたるが如し、これを「よろひ」といふは延喜、天曆の頃より既に然り、後には具足ともいへり、これ器具の具足したる謂なり、また物の具とも、着せ長ともいへり、頭に着るを冑かぶとといひ、鉢ありて頭を蓋ひ、鍔つば頂ありて頸を繞る、前には鍔形、若しくは鹿角などを立つ。鍔形は勝軍草かちぐんくさの葉を象せりなどいへど、信すべからず。